全国介護保険担当課長会議資料

令和2年7月31日(金)

介護保険計画課

目次

【介護保険計画課】

1	. 第	8期介護保険事業(支援)計画の作成に向けて・・・・・・・・・・・・・・1
2	. 保	険者機能強化推進交付金等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3	.介	護給付費財政調整交付金の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(参考	資料)
	1.	基本指針の構成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	2 .	基本方針(案)について(新旧案)・・・・・・・・・・・・・・・・・28
	3.	第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール・・・・・・・・・・127
	4 .	第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ・・・・・・・・・128
	5.	地域包括ケア「見える化」システム8.0次リリース(2020年7月31日予定)について・・・129
	6.	地域包括ケア「見える化」システム 8.5 次リリース (2020 年 9 月下旬予定) について・・・・130
	7.	令和2年度からの地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備分)のメニューの充実・・・131
	8.	地域医療構想を踏まえた介護ニーズの推計方法について・・・・・・・・・・・134
	9.	「第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画における整備目標及びサービスの量の
		見込みに係る整合性の確保について」の一部改正について・・・・・・・・・・ 135
	10.	「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえた医療療養病床等から介護医療院等への
		移行の扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
	11.	令和2年度における保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の配分額
		算定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150
	12.	令和2年度保険者機能強化推進交付金等の評価指標と活用方策に関する調査研究・・・・・157
	13.	介護給付費財政調整交付金の第8期計画期間における措置等について・・・・・・・・158
	14.	介護給付適正化の計画策定に関する指針について(案)・・・・・・・・・・・・・・164

1 第8期介護保険事業(支援)計画の作成に向けて

(1)基本指針の見直し

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)は、先般、社会保障審議会介護保険部会において改正案をご議論いただいたところである。

今後、委員の意見を踏まえた必要な修正を行った上で、法令審査やパブリックコメントを経て出来る限り早期に公布することを目指しているが、都道府県及び市町村におかれては、見直しの基本的な考え方については、令和元年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料も参考にしながら、この改正案をもとに第8期介護保険事業(支援)計画(以下、「第8期計画」という。)の作成作業を進めていただきたい。参考資料1、2

またその際、今後の第8期計画の作成に向けたスケジュールについてもご留意いただきたい。参考資料3、4

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態にない高齢者の心身状況や社会参加状況を把握し、地域診断に資するデータを採取する調査として、令和元年 10 月に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査票や手引き等を紹介して、実施をお願いしたところである。これを踏まえ、多くの市町村では本調査を実施していると伺っている。また、本調査結果を「見える化」システムに登録する際に必要な地域診断支援情報送信ソフト(第8期対応版)については、令和2年3月にリリースをご案内し、調査を実施した自治体には適宜、「見える化」システムに登録いただいているところであり、感謝申し上げる。引き続き、未送信の自治体におかれては、ご協力をお願いする。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、地方自治体によって調査対象とした高齢者の状態等(調査対象母集団)が異なる可能性があることから単純に比較することには適さないが、「見える化」システムに登録した本調査結果(E指標)の一部(大分類:「日常生活圏域ニーズ調査の結果」、中分類:「各種リスクを有する割合」又は「その他」)に関しては、他の地方自治体と共通する母集団を抽出してグラフ化することで比較ができるようにしたところである。

また、登録した必須項目とオプション項目について、回答項目別の回答割合を確認することを可能とした。

なお、「見える化」システムに登録されたデータを集計して、参照可能な平均値等を算出し、本年8月末目処に「見える化」システム上に掲載することを予定している。また、掲載した平均値等は、9月末まで適宜更新し、お知らせする予定としている。各地方自治体においては、調査結果をより多角的に分析し、特徴を把握する上で、この平均値等は参考になると考えられるため、ご活用いただきたい。

これら調査結果や他の地方自治体との比較等については、各地域の一般介護予防 事業等の総合事業の効果測定や評価の実施、介護サービスの利用の見込みへの影響 測定、地域支援事業に要する費用見込等を行う際の参考としていただきたい。

(3)在宅介護実態調査

市町村が「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスのあり方を検討し、介護離職の観点も含めたサービス提供体制を検討するに資する在宅介護実態調査については、多くの市町村に実施いただいたところであり、感謝申し上げる。調査結果の活用等の手引や、第8期計画に向けた「在宅介護実態調査に係るQ&A」、「「認定ソフト 2018」に対応した在宅介護実態調査の自動集計ツール」については、厚生労働省ホームページでも公開しているので、必要に応じて御参照いただきたい。

一方で、市町村の規模が小さいこと等により分析に十分必要なサンプル数を確保することが困難だった市町村や調査自体を実施できなかった市町村があると伺っている。このため、令和2年度老人保健健康増進等事業による補助事業として、調査結果を全国規模で集計・分析し、人口規模別など地域特性に分類した傾向や単独では行えない詳細な分析を行い、分析結果を8月中に地方自治体に対して情報提供することを予定している。

本調査研究に関しては、協力依頼を本年6月にご連絡しており、多くの市町村から在宅介護実態調査のデータ提供へのご協力等をいただいていると伺っており感謝申し上げる。引き続き、本調査研究へのご協力をお願いする。

また、各市町村においては、これら調査結果を活用し、介護離職防止の観点も踏まえたサービス提供体制の構築に向けて検討されたい。

(4)「見える化」システム等を活用した地域分析

第8期計画を作成する前提として地域分析は欠かせないものである。「見える化」システム等を活用し、基本的な給付分析の手順や計画作成へ活かす方法等を記した手引きについては、厚生労働省ホームページに掲載している。各市町村におかれては、データに基づく課題分析を実施する際に、また都道府県におかれては、市町村を支援する際に活用していただきたい。

第8期計画の作成から、地域分析の状況を国でも把握することを目的に、「地域分析・検討結果記入シート」等を下記(6)ウ(ア)の2回目のサービス見込量提出時に併せて提出いただくこととした。国による地域分析の支援として、7月末から、保険者を選択すると必要な直近のデータが反映される「地域分析・検討結果記入シート」を「見える化」システムからダウンロードできるようにしたので、未実施の市町村はこれを活用して分析いただきたい。

(5) 都道府県による市町村の地域分析支援について

都道府県においても、保険者機能強化推進交付金等の評価結果等を活用し、研修 やアドバイザー派遣等による市町村の地域分析支援をプッシュ型・伴走型で実施し ていただくようお願いする。

(6)「見える化」システムの将来推計機能を用いた将来推計

ア 将来推計機能について

将来推計機能は、平成30年度~令和2年度の介護保険事業状況報告等に基づき、第8期計画にかかる保険者及び都道府県のサービス見込量及び第1号介護保険料の推計作業を支援するものであり、基本的には第7期計画作成時に利用した機能(選択した条件に応じた初期値が表示され、施策の検討結果等を反映させた値を上書きすると保険料等が算出される)を踏襲している。今回(8.0次リリース及び8.5次リリース)の主な改善事項は次のとおりである。

(ア)推計対象年度の追加

第8期計画においては2025年、2040年のサービス需要の見込や、その間の需要の推移を踏まえ、効果的、効率的に基盤整備を推進していく必要があることから、2025年、2030年、2035年、2040年の要介護認定者数やサービス需要を推計することとした。

(イ)推計式の伸び率の修正

7期の将来推計機能における要介護認定率やサービス利用率は、これまでの推移から算出した認定率や変化をもとに、その傾向が今後も続くと仮定して認定率、利用率を算出して推計することとしていたが、近年、年齢階級別の要介護認定率に減少傾向が見られることなどを踏まえ、要介護認定率やサービス利用率を伸ばさない(直近の率と同率)で推計するための選択肢を加え、これをデフォルト(初期値)とした。

(ウ)第1号被保険者数の推計

7期においては、第1号被保険者数の推計については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」を利用して推計いただく、または、保険者の独自データで推計していただいたところ。8期においては、推計人口と直近の第1号被保険者数のかい離を考慮し、『「日本の地域別将来推計人口」を補正したデータ』とのかい離状況についてもデータも掲載するので、これも活用しつつ、保険者において適切に推計するようお願いしたい。

(エ)地域支援事業費の見込量推計機能

地域支援事業を一層推進するため、事業毎の事業費と、事業利用者数(訪問介護相当サービス、訪問型サービス A、通所介護相当サービス、通所型サービス A のみ)を推計することとした。

(オ)介護人材推計の支援

介護人材の需要を推計するために必要な都道府県内のサービス見込量を出力するとともに、都道府県の介護保険事業計画担当と介護人材担当が推計状況を共有できるようにした。

イ 将来推計機能のリリース予定

「見える化」システムの 8.0 次リリース (市町村推計機能)は本年 7 月 31 日を 予定しているが、これは保険者の第 8 期計画作成に向けた確定版推計ツールであ るので、速やかに推計に着手いただきたい。これに合わせて、推計ツールを用いた推計方法に関する説明資料や動画をアップロードすることとしているので、保険者及びその支援を行う都道府県においても内容を確認していただきたい。参考資料 5

本年9月下旬に「見える化」システムの8.5次リリース(都道府県集計機能)を予定しており、都道府県における集計機能の拡充や、介護人材推計に必要な都道府県内のサービス見込量を出力する機能等の実装することとしている。参考資料6

ウ サービス見込量等の全国集計について

(ア)サービス見込量集計

サービス見込量の全国集計は、本年9月末、12月頃、令和3年3月下旬の3回、実施することを予定している。

保険者から都道府県への提出については、「見える化」システム内にサービス見込量の推計結果を入力し、提出ボタンを押すことで行う。

都道府県から国への提出について、都道府県は、保険者の提出内容を確認し、 全保険者分まとまったところで提出ボタンを押すことで行う。

なお、通信環境等の事情で「見える化」システムを使用できない保険者は、 「報告様式エクセルファイル」を都道府県へメール等で提出することができる。

(イ)必要利用(入所)定員総数の集計

必要利用(入所)定員総数の全国集計は、サービス見込量の集計と合わせて、本年12月頃、令和3年3月下旬の2回、実施することを予定している。提出方法は、保険者、都道府県とも「見える化」システムへ「第8期必要入所(利用)定員、入居定員総数調査表」をアップロードにすることにより行う。

なお、通信環境等の事情で「見える化」システムを使用できない保険者は、 調査表を都道府県へメール等で提出することができる。

エ 保険料算定に必要な諸係数について

各保険者において第8期保険料を算定するに当たって必要となる諸係数については、以下のとおりとする。

第2号被保険者負担率(介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令(平成 10年政令第413号)第5条)

令和3年度から5年度までの第2号被保険者負担率 <u>27%</u> 第1号被保険者の負担率は23%

財政安定化基金拠出率(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する 省令(平成11年厚生省令第43号。以下「納付金省令」という。)第4条)

令和3年度から5年度までの財政安定化基金拠出率 100,000分の36 ただし、財政安定化基金積立残額を勘案し、各都道府県が設定する拠出率 については、「0」となることを想定している。

保険料の収納下限率(納付金省令第1条の2)

保険料の収納下限率については、これまでと同様に、被保険者の規模に応じて以下のとおりとする。

・ 第1号被保険者数が1千人未満 94%

・ 第1号被保険者数が1千人以上1万人未満 93%

・ 第1号被保険者数が1万人以上 92%

計画期間における第1号保険料の収納率(注)が上記収納下限率を下回る場合、下回った分の保険料収納不足額については、最終年度の財政安定化基金からの交付・貸付事業の対象とはならないことから、第7期計画期間において財政安定化基金から既に貸付を受けている市町村、又は今後受ける可能性のある市町村にあっては、特に留意されたい。

(注)計画期間の初年度の4月1日から最終年度の11月30日までの保険料納期に納付すべきものとして賦課された保険料の調査決定済額のうち、最終年度の11月30日現在において収納された額の割合

基準所得金額(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 143 条、第 143 条の 2、第 143 条の 3)

第8期の第1号介護保険料における基準所得金額については、現在、各保 険者に第1号被保険者の所得分布の調査を依頼しており(令和2年7月2日 付事務連絡) その調査結果を踏まえて別途お示しする。

後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数に係る数値(介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成 12 年厚生省令第 26 号)第 5 条及び第 6 条)

後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数については、全国の年齢区分別被保険者数、要介護・要支援認定者数及び一人当たり給付費の推計値と第1号被保険者の所得分布の調査の結果を踏まえて別途お示しする。なお、後期高齢者加入割合補正係数については、制度の見直しを予定していることにご留意いただきたい。

現時点で把握しているデータを基に算出した諸係数については、<u>参考資料 13</u>でお示ししているので、参照されたい。

(7)「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス基盤整備の推進

一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策(平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議)において、2020 年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、介護サービスの基盤整備を推進することとしている。

各自治体においては、地域の実情に応じて基盤整備を進めていただいているところ、地域医療介護総合確保基金の支援対象として、令和2年度から介護離職ゼロ対象サービスを整備する際にあわせて行う広域型特養等の大規模修繕や、特定施設入所者生活介護の施設整備が追加されたところであり、第8期計画においても、特別養護老人ホームの入所申込者や、介護離職者数を踏まえ、必要な基盤整備をサービス見込

量に盛り込むとともに、これら支援策を有効に活用して基盤整備に取り組んでいた だきたい。参考資料 7

<参考>都道府県別の介護離職者数

平成 29 年就業構造基本調查

第58表 男女,前職の離職時期,年齢,前職の離職理由別人口(転職就業者及び離職非就業者(平成24年10月以降に前職を辞めた者))都道府県別 前職の離職理由:10介護・看護のため

https://www.e-stat.go.jp/stat-

 $\underline{search/files?page=1\&layout=datalist\&toukei=00200532\&tstat=000001107875\&cycle=0\&tclass1=000001107875\&cycle=0\&tclass1=000001107889\&stat_infid=000031729752$

(8)第7次医療計画の中間見直しとの整合性の確保

ア 適切なサービス量の見込み

医療計画と介護保険事業(支援)計画については、引き続き、病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、整合性を確保することが重要である。

医療療養病床、指定介護療養型医療施設及び介護療養型老人保健施設から介護 医療院等への移行については、円滑な移行を促すため、第7期計画期間と同じく第 8期計画期間についても引き続き総量規制の対象外とする予定である。

<参考>第 91 回介護保険部会(令和 2 年 7 月 27 日)資料 2 - 2 より抜粋

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
 - 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み
 - イ 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数及び指定地域密 着型サービスの量の見込み

~中略~

なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活 介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利 用定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設がこれ らの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用 定員の増加分は含まないものとする。

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

- 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項
 - 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み ~中略~

なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数 (混合型特定施設の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利用定 員総数を含む。)及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療 療養病床及び指定介護療養型医療施設が介護専用型特定施設入居者生 活介護等を提供する施設、混合型特定施設又は介護保険施設(指定介護 療養型医療施設を除く。)に転換する場合、介護老人保健施設(平成十 八年七月一日から平成二十九年度末までに指定介護療養型医療施設及 び医療療養病床から転換して介護保健施設サービスの事業を行う施設 として許可を受けたものに限る。)が介護保険施設(介護医療院に限る。) に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加 分は含まないものとする。

現在、都道府県においては、「第7次医療計画(中間見直し)及び第8期介護保険事業(支援)計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について(令和2年5月20日厚生労働省医政局地域医療計画課、老健局介護保険計画課事務連絡)」に基づき、転換意向を把握していただいているところであるが、介護療養型医療施設の設置期限は2024年3月31日とされており、特に2023年4月1日の転換先が未定と回答した医療機関に対しては、当該期限までに計画的に移行等が行われるよう、面談等により個別に検討状況を確認する等の支援をお願いしたい。

また、追加的需要の算定部分に対応する第8期分のサービスの量の見込みを定めるに当たっては、第7期と同様に、転換意向調査に基づき、市町村と都道府県が連携し、高齢者の利用ニーズや医療療養病床を有する医療機関又は指定介護療養型医療施設の転換意向を把握し、医療療養病床については意向調査により把握した令和5年度末時点の介護保険対象サービスへの転換等の見込量を下限とし、指定介護療養型医療施設については意向調査により把握した医療保険適用病床への転換予定を除く全数に相当する数を追加的需要として見込むこととする。

さらに、地域医療構想における 2025 年の療養病床の減少数から、令和 5 年度末の数値を比例的に逆算して推計した減少数に相当する追加需要に満たない部分は、都道府県と市町村の間の協議の場における協議を経て、見込み量を検討し、設定することが重要である。

その他の高齢化の動向に伴う需要増等については、第7期の介護サービス利用 実績に反映されていることから、第7期の傾向を第8期に伸ばすことで計上する ことを基本とし、その際、在宅医療の追加的需要も参考とすること。参考資料8、 9

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の国内の感染状況等を考慮し、「第7

次医療計画の中間見直し時期及び看護職員に係る医療計画上の検討について」(令和2年5月12日地域医療計画課長通知)において、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えないものとされたところであるが、第8期介護保険事業計画を作成するための協議は令和2年度に行う必要があることに留意されたい。この点については、医政局に確認済みである。

イ 保険料への影響を考慮した財政安定化基金による貸付の特例

介護保険事業計画における見込みを上回る給付により1号保険料に不足等が生じた場合に対応する仕組みとして、財政安定化基金がある。都道府県に設置された財政安定化基金が所要額を貸し付け、保険者は次期計画期間に第1号保険料を財源として償還することとなるが、想定外の介護医療院への移行等の急激な給付費増などにより借り入れた場合、貸付金の償還期限が次の計画期間の最終年度の末日であることから、次期計画期間の保険料額の大幅な増加につながる可能性がある。

このため、保険者への財政支援として、基金への返済期間を3期計画期間とすること、また、貸付対象期間は、地域医療構想の目標が2025年であることから、第9期(2024~2026年度)までの時限措置とすることが、7月27日の介護保険部会において了承されたところである。詳細については、追って示す予定である。参考資料10

(9)国への報告と地方厚生局によるヒアリングについて

サービス見込量や保険料について、都道府県に対するヒアリングを国(地方厚生局)が10月下旬に実施する予定である。都道府県におかれては、これに先立ち、下記のような視点で保険者に対しヒアリングを実施していただきたい。詳細なフォーマットは追ってお示しする。なお、サービス見込量等の全国集計に合わせて、9月下旬時点の情報をもとにヒアリングいただくことが好ましい。

1.現状の把握と分析

(1) 第一号被保険者数の推計

第一号被保険者数を適切に推計しているか。

(2) 各種調査等の実施

在宅介護実態調査を活用し課題分析し、在宅生活の継続等に有効なサービス等を把握しているか。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用し課題分析し、総合事業の進 捗や介護予防事業の効果を把握する際の参考としているか。

上記の調査を活用していない場合、その他の調査を活用して、介護保険 法第 117 条第 5 項に規定する情報を把握しているか。

事業者の意向やサービス提供能力を調査等で把握しているか。

高齢者やサービス利用者、家族等の介護者意向やニーズを調査等で把握 しているか。

(3) 様々な手段による現状把握

第7期計画の要介護(支援)認定者数とサービス利用者数について、実績を把握し、計画と実績がかい離している場合にはその要因を分析、整理しているか。

「見える化」システムを活用して 認定率、 受給率及び 一人当たり の給付費を分析し、当該地域の介護保険事業の特徴や課題を把握しているか。

地域ケア会議等の個別事例検討等により抽出した地域の課題等を把握しているか。

地域包括支援センター等と意見交換して課題分析し、地域のニーズ等を 把握しているか。

協議体や医師、看護師、ケアマネジャーや地域支援コーディネーター等の地域の医療・介護専門職と意見交換して課題分析し、地域のニーズ等を 把握しているか。

2.計画の作成プロセス

(1) 計画作成委員会等

関係部局との協議、連携が行われているか。

計画作成委員会等の構成メンバーに、利用者や利用者の家族、費用負担 者、公募の被保険者等が含まれているか。

計画作成委員会等で、サービス提供体制の構築方針はどういう観点で議論されているか。

(2) 様々な観点を踏まえた施策反映

要介護者の在宅生活の継続、介護者の就労継続等の観点を踏まえて施策反映し、サービス量を見込んでいるか。

協議の場での議論や療養病床からの転換意向の調査結果等、地域医療構想の観点を踏まえて施策反映し、サービス量を見込んでいるか。

在宅生活の限界点を引き上げるという視点で、例えば在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい看護小規模多機能型居宅介護等の地理的配置バランスも勘案した整備などを考慮しながら、必要なサービスのサービス量を見込んでいるか。

3.計画への記載(予定)事項

- (1) 介護保険の保険者としての基本理念・方針は定められているか。
- (2)2025 年・2040 年を見据えた基盤整備、地域共生社会の実現に向けた取組等の 第8期計画において記載を充実する事項(案)(参考資料1)の項目について記 載が検討されているか。
- (3) 地域の実情に応じた介護予防・自立支援・重度化防止の取組と目標の設定について、第7期の実績や評価を踏まえて、分析・評価方法や公表方法を含め検討できているか。
- (4) 給付適正化の取組と目標の設定について、(3)と同様の観点で検討できているか。

- (5) 各種介護サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量の見込量の 確保のための方針を定めているか。
- (6) サービス見込量に応じた人材は推計されているか。また、地域の特性を踏ま えた人材の確保や資質の向上にどのように取り組んでいるのか。
- (7) 地域包括支援センターの機能や体制の強化について、具体的な取組を定めているか。
- 4.保険料の算定について
 - (1) 第8期及び2025年度の介護保険料が適切な水準となっているか。
 - (2) 第7期期間中に財政安定化基金より借り入れを受けている(又は本年度に借り入れが見込まれる)保険者については、第8期の保険料算定に際して、当該借入金の償還分についても適切に見込まれているか。
 - (3) 介護給付費準備基金の取崩し額や保険料予定収納率等について、適切に設定しているか。

2.保険者機能強化推進交付金等について

(1)令和2年度保険者機能強化推進交付金等の実施

保険者機能強化推進交付金等の積極的な活用

各都道府県におかれては、管内市町村に係る自己点検結果の取りまとめなど、 本交付金の事務の実施について特段のご配慮を賜り、厚くお礼を申し上げる。

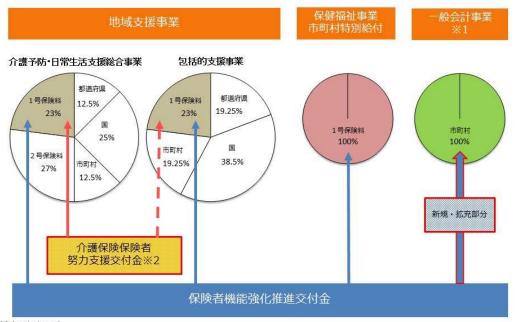
令和2年度は、引き続き、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の 取組や都道府県による市町村支援の取組を着実に実施・推進できるよう、従来の 保険者機能強化推進交付金に加えて、新たに予防・健康づくりに資する取組に重 点化した介護保険保険者努力支援交付金を創設したところである。また、<u>令和2</u> 年度の交付金の内示については、各自治体が可能な限り早期に取組を実施するこ とができるよう迅速化を図るため、今後直ちに行う予定である。

その際には、前年度に本交付金を活用した各自治体の取組事例についても一部ではあるがお示しする予定である。 各都道府県及び市町村におかれては、それらも参考にしながら本交付金を積極的に活用の上、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めていただくとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化をお願いしたい。

令和2年度市町村保険者機能強化推進交付金等の使途範囲

令和2年度からの本交付金に係る使途範囲については、本年5月21日付事務 連絡参考資料11において詳細を周知したところであり、おおまかなイメージは以 下のとおりである。

市町村保険者機能強化推進交付金等による財政支援



(令和2年度より)

※1 保険者機能強化推進交付金について、一般会計事業に係る高齢者の予防・健康づくりに資する取組(新規・拡充部分)に充当可能。 ※2 介護保険保険者努力支援交付金について、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業(包括的継続的ケアマネジメント支援、 在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に限る。)に充当可能。

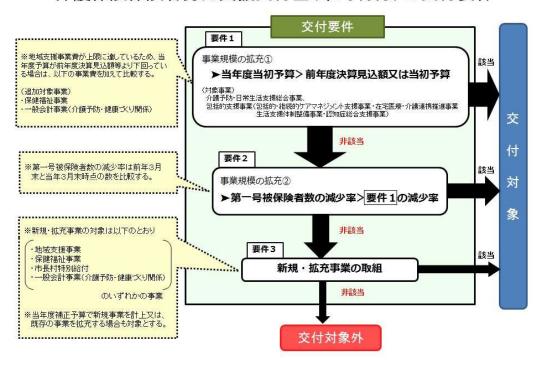
特に、今年度から市町村保険者機能強化推進交付金を市町村が行う一般会計事業(介護予防・健康づくり関係)へ充当できることとしたので、積極的な活用をお願いしたい。

更に、今年度から創設した<u>市町村介護保険保険者努力支援交付金の充当範囲について、総合事業及び包括的支援事業(介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号 6 号)の一号保険料相当部分となっているが、その充当先として、今年度に新規・拡充した事業のみに限定しているものではない</u>のでご留意いただきたい。

令和2年度市町村介護保険保険者努力支援交付金の交付要件

令和2年度に創設した市町村介護保険保険者努力支援交付金の交付要件については、先述の使途範囲と併せて本年5月21日付事務連絡により詳細を周知済みであり、そのおおまかなイメージは以下のとおりである。

介護保険保険者努力支援交付金(市町村分)の交付要件



令和2年度の本交付金の内示に向けて、本年6月に所要見込額・交付要件等確認調べを各市町村に対し実施したところ、令和2年度における当初予算額が、令和元年度決算見込額又は当初予算額と比較して、要件2の第一号被保険者数の減少率を超えて減少している自治体が一部認められた。

この場合、要件3の「新規・拡充事業の取組」を満たさなければ、評価指標による当該自治体の取組を評価した結果として、本来、受け取れる配分額が交付されないことになる。

来年度は、引き続き、交付要件の「事業規模の拡充要件」及び「新規事業の取組要件」の仕組みが継続する予定であるため、総合事業及び包括的支援事業(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に限る)について、前年度実績ベースを上回る事業費を確保するなど、予防・健康づくりの取組の拡充を更に進めていただくよう、ご理解・ご協力をお願いしたい。

なお、今後予定している令和3年度の本交付金の内示に向けては、所要見込額・要件確認等調べを実施する予定はなく、今般とりまとめた内容を踏まえることとするので、念のため申し添える。

評価指標による評価結果の更なる「見える化」の推進

「新経済・財政再生計画 改革工程表 2019」(令和元年 12 月 19 日経済財政諮問会議資料)において、本交付金については、「評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」を進める」とされたことを踏まえ、本年 3 月、各市町村が他の市町村の評価結果を閲覧できるよう、「見える化」システムに、平成 30 年

度及び令和元年度評価指標による評価結果を掲載した。

また、各都道府県に対しても、地域分析と管内市町村への積極的な支援を期待し、市町村と同様の評価結果データを情報提供したところである。

今年度においては、市町村における地域分析に資するよう、更なる見える化を 推進する観点から、市町村の指標ごとの点数獲得状況の公表について、各都道府 県及び市町村とも調整を図りつつ進めていく予定である。

評価結果等の分析及び検証

今年度に市町村及び都道府県が実施する2カ年分(令和2年度及び3年度)の評価指標による自己評価結果について、学識経験者、市町村及び都道府県職員等から構成される検証委員会の意見等を踏まえて、分析、検証及び活用方策等に関する検討を行う調査研究事業を実施することとしている。

当該調査研究の過程で、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた市町村の取組 や都道府県による市町村支援の取組状況、本交付金の活用・公表方法等の実態を 把握するために、本年9月以降、各自治体に対しアンケート調査や実地調査を実 施する予定としているので、各都道府県及び市町村においては、調査研究事業の 実施について、特段のご協力をお願いしたい。参考資料12

(2) 令和3年度保険者機能強化推進交付金等の実施

令和3年度の本交付金の実施については、各自治体が次年度当初予算の編成に間に合わせるべく、本年8月に評価指標を周知し、11月を目途に配分額を示す予定であるが、配分額決定までのスケジュールや各自治体の作業負担を考慮し、令和3年度評価指標については、評価の時点も含めて令和2年度評価指標から大幅な変更は行わない予定である。

これに伴い、各自治体で行っていただく自己評価については、国に対する提出期日を本年9月中に設定させていただく予定である。令和2年度の自己評価から引き続きの作業となり大変恐縮ではあるが、高齢者の自立支援・重度化防止に資する取組の一層の推進のため、ご理解・ご協力をお願いしたい。

なお、<u>令和3年度交付金の自己評価において、新型コロナウイルス感染症予防や</u> <u>令和2年7月豪雨等の大規模災害の影響のため、予定どおり事業が実施できなかった場合の取扱いについては、令和2年度交付金と同様、令和4年度での評価点の減</u>算調整は行わないこととするので、念のため申し添える。

3.介護給付費財政調整交付金の見直しについて

現行の調整交付金は、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」及び「第1号被保険者の所得段階(1~9段階)別加入割合の差」といった、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付されるものである。

現行の調整交付金は、各保険者の給付費に交付割合を乗じる形で保険者間の財政

調整を行っている。調整交付金における<u>後期高齢者の加入割合の違いに係る調整について、より精緻な調整を行う観点から、現行の要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直す</u>ことを予定している。その際、平成 30 年度の見直し(交付基準の年齢区分の細分化)の際の対応を踏まえ、現行の調整交付金の交付割合からの激変緩和も併せて講じる予定である。具体的には、完全に介護給付費により重み付けを行う方法とするのは、令和 6 年度以降とし、第 8 期計画期間(令和 3 年度~令和 5 年度)においては、各年度において要介護認定率により重み付けした係数と介護給付費により重み付けした係数を 2 分の 1 ずつ組み合わせることを予定している。

また、年齢構成が若い保険者に対し、平成30年度の見直しと今回の見直しによる影響が重なることを勘案し、今回の見直しにより調整交付金の交付額が増加する保険者においては、見直しによる調整の範囲内で保険者として果たすべき役割に照らし個々の保険者に一定の取組を求めることを予定している。具体的には、給付費適正化主要5事業(要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知)の実施(1,2,3)を求めることとし、令和2年度以降、3事業以上実施していない保険者については、今般の見直しによる増加分の5%を減額(4)することを予定している。また、当該基準に該当しない場合であっても、令和3年3月から令和4年2月までのデータを用いて、一人当たり給付費の外れ値(平均値+2×標準偏差)に該当する保険者を特定し、原発被災地、小規模保険者(被保険者数3,000人未満)を除く保険者については、第8期中に主要5事業のうち「ケアプラン点検」と「医療情報との突合・縦覧点検」を含む3事業以上の実施(1,2,3)を求めることとし、達成されなかった場合は、第8期の最終年度に、今般の見直しによる増加分の5%を減額(4)することを予定している。参考資料13

- (1)「要介護認定の適正化」については、新規、変更及び更新の認定調査の全てを市町村職員が行っている場合は、実施しているものと見なす。
- (2)「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」については、国保連に委託 することで実施可能。
- (3)対象被保険者がいないため実施していない場合は、実施しているものと見なす。
- (4)今回の見直しにより交付額が増加しない保険者に対しては、減額は行わないが同様に給付費適正化の取組を求める。

参考資料1

資料2-1

社会保障審議会 介護保険部会(第91回)

令和2年7月27日

基本指針について

第8期計画において記載を充実する事項(案)

- を踏まえて、以下について記 第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」 載を充実してはどうか。
- 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 〇2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定 ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性(病床の機能分化及び連携に伴い生じるサー ビス必要量に関する整合性の確保)を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。 ※指定介護療養型医療施設の設置期限(2023年度末)までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。 ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近(2020年4月サービス分以降)のデータを用いる必要がある。

地域共生社会の実現 S

- 〇地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施 ო
- 〇一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 〇高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載 00
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 〇保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。(一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。)
 - 〇在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 〇要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- OPDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
 - 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 〇住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

〇認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき

- 〇教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- ・ **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 〇介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

記載。(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。)

- 〇介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 〇総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 〇要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

〇近年の災害発生状況や、新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

構成等の見直し案(第90回部会からの主な変更点は赤字で記載) ※見直しの方針案のページ番号は資料2~2のページに対応。

●介護保険事業運営に当たっての留意事項○計画において具体の記載又は作業を要する内容

見直しの方針案

●2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤整備の重要性を記載(P2)

●地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載(p4)

サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項 細一

背文

地域包括ケアシステムの基本的理念 I

- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4日常生活を支援する体制の整備
- 5高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目
- 医療計画との整合性の確保 Ш
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

- ー般介護予防事業の推進に関して「専門職の関与」、「他の事業との連携」、「bDCAサイクル沿った推進」等について記載(be) ●自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として、リ ヽビリテーションや就労的活動について記載(P6)
- 事業全体の取組趣旨・目的について明確化して記載(P8)
- ●在宅医療・介護連携を進める中で、看取り、認知症関係、感染症や災害時対応の取組を強化することについて記載(P8) ▶在宅医療・介護連携を推進するために、市町村は、関係部局と連携することや、総合的に進める人材の育成・配置していくことの重要性について記載(b8)
- ●総合事業に関し、対象者や単価の弾力化を行うことについて記載
-)生活面に困難を抱える高齢者に対して、住まいと生活の支援を一体 的に実施していくことの必要性について記載(P11)
- ■2040年を見据えることについて記載(P12)
- 就労的活動支援コーディネーターも、市町村が進める地域づくり活動の中心的な役割を担うことを記載(b14)

田

見直しの方針案

■項目名に「業務効率化・質の向上に資する事業」追加 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

- ●ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、業務の効率化に 取り組んで行くことの必要性について記載(P14)
- める立場から、介護人材確保に当たって、処遇改善や、若年層、中高年 都道府県は広域的な立場から、市町村は保険者として地域に取組を進 入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の **齢層、子育てを終えた層、高齢者層などの各層や他業種からの新規参** 復職・再就職支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整 備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備等 の取組に一体的に取り組むことが重要である旨について記載(P14)
 -)介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参 入による業務改善など、介護現場革新の取組を進めることについて記 載(P15)
- ▶介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護職場のイメージを刷新し ていくことについて記載(P16)
 -)地域包括支援センターに関して、現在の3職種以外を含めた体制整備

の重要性について記載(P15)

- 担い手に関する取組の例示として人材確保のためのボランティアポイン ト等の活用について記載(P15)
-)文書負担軽減に向け、国、都道府県、市町村、関係団体等がそれぞれ役割を果たしながら連携して取り組むことが必要である旨を記載(b16)
- 要介護認定実施体制の計画的な整備を行う重要性について記載(P16)

介護に取り組む家族等への支援の充実

七 認知症施策の推進

K

- 1認知症への理解を深めるための普及啓発
- 2認知症の容体に応じた適時・適切な医療及び介護等の提供
- 3 若年性認知症施策の強化
- 4認知症の人の介護者への支援
- 5認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
- 6認知症の人やその家族の視点の重視

- ♪認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環 境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に沿って施策を進めることの重要性について(b17)
 - 1普及啓発·本人発信支援
- 3医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 5研究開発·産業促進·国際展開

基本的事項	見直しの方針案
八 高齢者虐待の防止	
九 介護サービス情報の公表	
十 効果的・効率的な介護給付の推進	●第8期からの調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の 取組状況を勘案することを記載(P21)
十一 都道府県による市町村支援等)	■国目を結合
П	 介護人材の確保や生産性の向上に関する都道府県による市町村との連携や支援の重要性について記載(P22) 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の評価結果を活用した、市町村へのきめ細かい支援の重要性について記載(P22) 市町村相互間の連携による地域資源の有効活用の重要性について記載、表別の記載(P22)
	●文書負担軽減など、業務の効率化においても都道府県、市町村及び市 町村相互間が連携して取り組むことの重要性を記載(P22)
十三 介護保険制度の立案及び運用に関する PDCAサイクルの推進	■国、県による効果的な支援策の具体例として、好事例の横展開、データを有効活用するための環境整備を記載(P24)●都道府県による、市町村の自立支援、重度化防止の取組の地域差の要因分析とそれを踏まえたきめ細かい支援の重要性を記載(P24)
新 保険者機能強化推進交付金等の活用	■保険者機能強化推進交付金等の項目新設 ●拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関す る取組の重要性等について記載(P24)
新 災害や感染症対策に係る体制整備 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	-■災害や <u>感染症対策の項目新設</u> ●近年の災害発生状況や、新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、こ れらへの備えの重要性について記載(p ₂ 6)

Ŋ

市町村	都道府県	見直しの方針案
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	頁 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関す る事項	
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的 事項	り 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する 基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	青 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情等 に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	 ●介護報酬の内容を踏まえることを追記【市(P26)・県 (P64)】
2 要介護者等地域の実態の把握	2 要介護者等の実態の把握	○2040年も見据えた中長期的な人口構造の変化の 見通しを踏まえて計画を策定【市(P27)・県(P66)】 ●就労的活動支援コーディネーターを追記【市(P27)】
(一)被保険者の現状と見込み		
(二)保険給付の実績把握と分析 ◆		■項目名を「保険給付や地域支援事業の実態把握と
		今折」に修正 今介護子防に関するもの等を含めデータ利活用を進める必要性について記載【市(P28)】 ●自治体におけるデータ利活用推進にあたっては都 道府県による支援も重要である旨記載【県(P66)】 ○データ利活用に当たって個人情報の取扱への配慮 等を含めた活用促進を図るための環境整備について 計画に記載【市(P28)】
(三)調査の実施		〇介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した 職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を計画 に記載[市(p29)]
(四)地域ケア会議等における課題の検討		●就労的活動支援コーディネーターを追記【市(P29)】
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制 の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のため	
(一)市町村関係部局相互間の連携	(一)都道府県関係部局相互間の連携	〇庁内の連携先として企画・総務部局、交通部局を計画に記載[市(P29)・県(P67)]
(二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	崔 (二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等 の開催	
(三)被保険者の意見の反映		
	-	1

拉圭州	机当体间	目直 の古斜家
(四)都道府県との連携	4 市町村への支援	の保険者機能強化推進交付金等を活用した市町村支援の方針について計画に記載[県(P68)] ○保険者機能強化推進交付金等を活用した市町村支いて計画に記載[市(P31)] ○高齢者向け住まいの質の確保、適切な介護基盤整備のための都道府県と市町村との連携強化の内容等について計画に記載[市(P31)・県(P69)] ○業務効率化の取組について計画に記載[市(P31)・県(P68)] ○東路対のデータ利活用に当たって、個人情報の取扱への配慮等を含めた活用促進を図るための環境整施への配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備を含めた支援について計画に記載[県(P68)]
4 ニチニ十五年度の推計及び第七期の目標	5 平成三十七年度の推計及び第七期の目標	O2040年度の推計を計画に記載【市(P32)・県(P69)】
(一)二千二十五年度の推計	(一)ニチニ十五年度の介護人材等の推計及び確保	○2040年度の推計を計画に記載【市(P32)·県(P69)】
(二)第七期の目標	(二)第七期の目標	〇第八期の目標に変更[市(P32)・県(P70)]
	(三)施設における生活環境の改善	
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに 公表	●保険者機能強化推進交付金等の評価を活用した PDCAサイクルの重要性について記載【市(P33)・県(P71)】●特に小規模自治体へのきめ細かい支援の重要性について記載【県(P71)】
6 日常生活圏域の設定	7 老人福祉圏域の設定	
7 他の計画との関係	8 他の計画との関係	
(一)市町村老人福祉計画との一体性	(一)都道府県老人福祉計画との一体性	
(二)市町村計画との整合性	(二)都道府県計画との整合性	
	(三)医療計画との整合性	
(三)市町村地域福祉計画との調和	(四)都道府県地域福祉支援計画との調和	〇重層的支援体制整備事業を含めた全体のサービス の見込み量の策定[市(P35)]
(四)市町村高齢者居住安定確保計画との調和	(五)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	9

++ E +	= + *· +	# P - # 0
中国小	都追析宗	見しのりす条
(五)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和	(六)都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和	
(六)市町村障害福祉計画との調和	(七)都道府県障害福祉計画との調和	
	(八)都道府県医療費適正化計画との調和	
(七)市町村健康増進計画との調和	(九)都道府県健康増進計画との調和	
(八)生涯活躍のまち形成事業計画との調和	(十)都道府県住生活基本計画との調和	
()市町村地域防災計画との調和	()都道府県地域防災計画との調和	■新項目追加 〇災害時に備えた連携した取り組み等を定める場合 には地域防災計画との調和に配慮する【市(b36)・ 県(b75)】
()市町村新型インフルエンザ等対策行動計画との調和 調和	() 都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	■新項目追加 〇新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症 に備えた取り組み等を定める場合には新型インフル エンザ等対策行動計画との調和に配慮する[市
(九)福祉人村確保指針を踏まえた取組	(十一)福祉人村確保指針を踏まえた取組	(P37)•県(P75)】
(十)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	(十二)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	
()認知症施策推進大綱を踏まえた取組	()認知症施策推進大綱を踏まえた取組	■新項目追加 ○認知症施策推進大綱を踏まえて取り組むよう努め ること【市 (P38)・県 (P76)】
8 その色	9 その色	
(一)計画期間と作成の時期	(一)計画期間と作成の時期	
(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事 項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	

_

市町村	都道府県	
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	○地域間の移動や、地域特性等を踏まえて計画を策定 [市(P39)・県(P77)] ●介護離職ゼロ実現に向けた特定施設入居者生活介護を含む都市部での着実な介護基盤整備や地方部での機能維持の重要性を記載[市(P39)・県(P77)] ●在宅サービスの充実を図る観点から、必要なサービス量の見込みを定めることの重要性等について記載 [市(P39)]
(一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		〇整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況、要介護者等の人数、利用状況等を勘案して計画を策定【市(b40)・県(b77)】
(二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
3 各年度における地域支援事業の量の見込み		
(一)総合事業の量の見込み		〇総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努めることについて記載【市(P42)】 〇市町村の判断により、希望する要介護者が総合事業の対象となり得ることに留意する旨記載【市(P42)】 〇一般介護予防事業について専門職の関与や他の総合事業に基づく事業等との連携方針について記載【市(P42)】 「市(P42)】 〇通いの場について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい旨記載【市(P42)】
(二)包括的支援事業の事業量の見込み		
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	3 市町村が行う被保険者の地域における自立した 日常生活の支援、要介護状態等となることの予防 又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び 介護給付の適正化への取組への支援に関する取 組及び目標設定	
		8

市町村	都道府県	見直しの方針案
(一)被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定	(一)市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定の取組への支援に関する取組及び目標設定	○要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標 については国で示す指標を参考に計画に記載【市 (P45)・県(P80)】 ●地域リハビリテーション体制の重要性を記載【市 (P44)・県(P80)】 ●具体的な取組の例示として、「就労的活動」について記載【市(P43)】 ●総合事業に係る都道府県による継続的な市町村支援について記載【県(P80)】 ●就労的活動支援コーディネーターを追記【市(P44)】 ●東介護高齢者も総合事業を利用することが可能であることに留意【市(P44)】
(二)介護給付の適正化への取組及び目標設定	(二)市町村が行う、介護給付の適正化への取組へ の支援に関する取組及び目標設定	●第8期からの調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することを記載 【市(P45)・県(P80)】
24	4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	●2040年に向けた老人福祉圏域内の施設整備の調整の重要性を記載[県(b81)]
	5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り 組むことが必要な事項	1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項	
(一)在宅医療・介護連携の推進	(一)在宅医療・介護連携の推進	〇在宅医療・介護連携の推進について、市町村による 看取りに関する取組や、地域における認知症の方へ の対応力を強化していく観点からの取組等の重要性 や都道府県による関係団体との連携体制構築のた めの支援の重要性について記載【市(P46)・県 (P82)】
()高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	()高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての項を新設 いての項を新設 〇高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取り組み(支援)方針を記載【市(P47)・県(P83)】
(二)認知症施策の推進 ↓新項目として別に記載	(二)認知症施策の推進 ↓新項目として別に記載	
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推 進	(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	●具体的な取組の例示として、「就労的活動」等について記載【市(P48)・県(P83)】○交通担当部門との連携について記載【市(P49)】

市町村		見直しの方針案
(四)地域ケア会議の推進	(四)地域ケア会議の推進	
	(五)介護予防の推進	
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携	(六)高齢者の居住安定に係る施策との連携	●生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことの必要性を記載【市(b20)・県(b84)】
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	●中長期的に高齢者人口や介護ニーズを見据えた整備の重要性について記載【市(P51)】 ○人口減少も見据えた既存施設の有効活用等、効率的な施設・サービス施設整備について記載【市(P51)】
(一)関係者の意見の反映	(一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービ スを提供するための施設の整備に関する事項	
(二)公募及び協議による事業者の指定	(二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項	
(三)都道府県が行う事業者の指定への関与	(三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項	
(四)報酬の独自設定		
(五)人材の確保及び資質の向上 ↓新項目として別に記載	3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び 資質の向上に資する事業に関する事項 ↓新項目として別に記載	
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額 及びその見込量の確保のための方策		
(一)地域支援事業に要する費用の額		〇総合事業の単価の弾力化を踏まえてサービス単価 を設定【市(P53)】
(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策		●見込量の確保のための方策として、人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載【市(P54)】 ●就労的活動支援コーディネーターを追記【市(P53)】
(三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護 予防の達成状況の点検及び評価		
(四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価		

見直しの方針案		(P56)・県(P89)」 ●総合事業に係る都道府県による継続的な市町村支援について記載[県(P90)] ●要介護者が総合事業を利用する際の給付と事業を組み合わせた適切なケアマネジメントの重要性について記載[市(P57)] ■項目名に「体制の強化」を追加[市] ●地域包括支援センターの体制強化の重要性について記載[市(P58)] ○地域包括支援センターの体制強化の真体的な取組について記載[市(P58)]
都道府県	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資の向上に資する事業に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
市町村	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び賞覧の向上に資の向上に資うする事業に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円 滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び<評価

市町村	都道府県	見直しの方針案
認知症施策の推進	認知症施策の推進	■新項目追加[市県] ○認知症施策推進大綱等を踏まえ、普及啓発の取組 やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等に ついて記載[市(P60)・県(P90)] 〇教育、地域づくり等他の分野の関連施策との連携 等に関する事項について記載[市(P60)]
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料 老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総 数	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料 老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総 数	■新項目追加[市県] 〇住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向 け住宅の設置状況を記載[市(P62)・県(P93)] 〇住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向 け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保 [市(P62)・県(P93)]
5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防 サービスの情報公表に関する事項	5 介護サービス情報の公表に関する事項	
6 市町村独自事業に関する事項		
(一)保健福祉事業に関する事項		
(二)市町村特別給付に関する事項		
()一般会計に関する事項		■新項目追加○保険者機能強化推進交付金等を活用した一般会計による介護予防等に資する独自事業について記載【市(P63)】
7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	6 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	〇指定介護療養型医療施設の廃止期限(2023年度末)までに確実な転換等を行うよう支援することについて記載【市(be4)・県(b95)】
災害に対する備えの検討	災害に対する備えの検討	■新項目追加【市(P64)・県(P95)】
感染症に対する備えの検討	感染症に対する備えの検討	<mark>■新項目追加</mark> 【市(P64)・県(P95)】

<u>_</u>

参考資料2

社会保障審議会 介護保険部会(第91回)

令和2年7月27日

資料2-2

基本指針(案)について(新旧案)

第一、は、このも田子子里の第一部の一部では、「は、これを見られている」。	「一个推修工程上にいってらぎが計画事業で日記を由来を図ります。 (計画工程)	2年2、
お一 ヤーヒ 人を元 外面りの 無不久 つ事 米元 『 「] L	にめの事業寺に関する事項・・・ 51
ğ	: 1	
1 日五大仮、川թ丁宮・国夜12約1427年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こうが、金女もくぐし	ひぶく」
1 / 政府によれ終く コインカン ガロ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	//コた灯筒炎 岩材匀括支旛センター及7/4年活支旛・介鑵→防サービ	70ストール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・ 、 人の上に入る 、 はい と、 に、 に、 に、 はずん 車角	
5 高齢者の住まいの安定的な確保	10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	64
	11 災害に対する備えの検討	9
	する	9
四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進14	都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	69
	都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	69
<u> 資する事業</u> 14	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、	の明確化、施策の達成状況の評価
方 介護に取り組む家族等への支援の充実	排	69
	2 要介護者等の実態の把握	99
八 高齢者虐待の防止等19	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	99
\leftarrow	4 市町村への支援	39
+ 効果的・効率的な介護給付の推進	5 二千二十五年度及び二千四十年度の推計並びに第八期の目標.	39
十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携21	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	71
	7 老人福祉圏域の設定	71
十三 保険者機能強化推進交付金等の活用	8 他の計画との関係	277
	9 その色	92 76
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	77
1	1 老人福祉圏域	12
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	77
舉	3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、	、要介護状態等となることの予防
	又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化	化への取組への支援に関する取組
	及び目標設定	3 <i>L</i>
4 二千二十五年度及び二千四十年度の推計並びに第八期の目標32	4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	818
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表33	5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	81
6 日常生活圏域の設定	都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	81
7 他の計画との関係34	1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項	81
8 その他	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活費	る生活環境の改善を図るための事業に関す
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項39	る事項	988
1 日常生活圏域39	3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向」	にその業務の効率化及び質の向上
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	に資する事業に関する事項	988
3 各年度における地域支援事業の量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図	るための事業に関する事項90
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状	5 認知症施策の推進	36
瓣	6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム	及びサービス付き高齢者向け住宅
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	の入居定員総数	36
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	7 介護サービス情報の公表に関する事項	36
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策51	8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	36
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策53	9 災害に対する備えの検討	36
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上	10 感染症に対する備えの検討	36
に資する事業に関する事項	指針の見直し	96

28

現行 (米) 改正

の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度 の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度 二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯 が創設された。

十五年(令和七年)を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能 介護保険制度は、その創設から<u>二十年</u>が経ち、介護サービス利用者は制度創設 可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十 実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。 な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを 総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していく

という。)を各地域の実情に応じて深化・推進してきたところである。

29

平成二十六年には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため の関係法律等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「平成二十六年 ムへの新規入所者を原則要介護三以上の高齢者に限定すること及び所得・資産の ある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われた ころである。

また、平成二十九年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等 の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に 金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直し が行われたところである。

更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア ニチニ十五年が近づく中で、

二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯 が創設された。

時の三倍を超え、<u>五百五十万人</u>に達しており、介護サービスの提供事業所数も着|時の三倍を超え、<u>五百万人</u>に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に 介護保険制度は、その創設から十七年が経ち、介護サービス利用者は制度創設 増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。

ニチニ十五年(平成三十七年)にはいわゆる団塊の世代全てが七十 五歳以上となるほか、二千四十年(平成五十二年)にはいわゆる団塊ジュニア世 代が六十五歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込 な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立 このため、平成二十六年には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他 分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自 <u>こうした中、</u>介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り 立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム 住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能と していくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分 した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」 各地域の状況は異なってくる。 という。)を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要である。 一方、七十五歳以上人口は、都市部では急速に増加し、 齢者人口の多い地方でも緩やかに増加するなど、 その一方、 まれている。

の医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持 | 能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給 **坊給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホー┃の新規入所者を原則要介護三以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある** の法改正」という。) により、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため │療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可 続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予 | 付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへ の関係法律の改正による効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医 人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたとこ ろである。 また、平成二十九年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等 の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号。<u>以下「平成二十九年の法</u>|の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)により、地域包括*ケアシ* 改正」という。) により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度 ステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の 強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の 向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取 推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の 組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付|利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講 ずることなどの介護保険制度の見直しが行われたところである。

- 3

総人口・現役世 介護ニーズの高い 一方、保険者ごとの介護 **市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多く、各地域の状況に応じた介** 世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦の 現役世代の減少が顕著となり、地域の 介護サービス需要が更り ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、 に向け、 代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、 (令和二十二年) 八十五歳以上人口が急速に増加することが見込まれる。 みの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、 **高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要である。** また 増加・多様化することが想定される一方、 一千四十年 護サービス基盤の整備が重要である。 サービス利用者数を推計すると、 世代が六十五歳以上となる

この指針は、こうした状況を踏まえ、二千二十五年及び二千四十年における目標を示した上で、第八期(令和三年度から令和五年度までをいう。以下同じ。)年の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービス(介計議給付又は予防給付に係る居宅サービス等をいう。第一の十一、第二の三の4(等)世)及び第三の二の5を除き、以下同じ。)を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。域域

コーニの指針は、これらの介護保険制度改革を踏まえ、二千二十五年(平成三十七) 年)における目標を示した上で、第七期(平成三十年度から平成三十二年度までをいう。以下同じ。)の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援 計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付 等対象サービス(介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等をいう。第二の三 タオ (一)及び第三の二の4を除き、以下同じ。)を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項 一 地域包括ケアシステムの基本的理念 市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要である。

なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。

また、今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域 包括ケアシステムは、地域共生社会(高齢者介護、障害福祉、児童福祉、 生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」 」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとり が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂 的な社会をいう。以下同じ。)の実現に向けた中核的な基盤となり得るも のである。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)が改正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところである。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する 観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施 策などの地域づくりに関係する取組を進めてきたが、地域共生社会の実現 のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律五十二号。以 下「令和二年の法改正」という。)においては、二千四十年を見据えて、 また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支 接ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性 に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護 社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の 整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われたところであり、今後は包 括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度 に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組 むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要である。

| 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項 | -- 地域包括ケアシステムの基本的理念 市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要である。

なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)が改正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされている。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれているが、 必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する という考え方は、障害者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子ども や子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念である。

地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備は、この地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供」するという考え方を障害者や子ども等への支援にも広げたものである。これにより、高齢の親と無職独身の五十代の子どもが同居している世帯、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化していて高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できるようにするものであることから、地域包括ケアシステムの強化につながるものと考えられる。

これまでも 生活困窮者等を含む地域のあら ィを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことの 、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体が中心となり ゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニテ 地域住民が共に支え合う地域づくりを進めてきているが、地域共生社会は 的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超え、 という画 と「支えられる側」 また、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組においては、 その実現を目指すものである。 サービス提供者と利用者とが「支える側」 エブが 暗害者 同様の考え方を発展させ、 できる社会として、

- 5

ı

- 9 -

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としている。

このため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要である。

おける保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等<u>の</u>幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推 プローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持 特に、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減 てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高 チが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域に 進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活 できる地域の実現を目指すことが重要である。その際には、多様なサービ スである短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業 となるよう、令和二年の法改正も踏まえた地域支援事業等に関するデータ レイル、要支援、要介護、またその状態が可変であるというように、連続 若しくは悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等の高齢者へのア 等の事業と連携し進めることが重要である。また、効果的・効率的な取組 やアウトカム指標含む評価指標を活用するとともに、好事例について横展 齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプロー PDCA サイクルに沿って取組を進めることが重要である なお、介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が自立、 的に捉え支援するという考えに立って行われることも重要である 開を図りながら、

加えて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号。以下「令和元年の健保法改正」という。)による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが重要である。

さらに、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは、悪化の防止を理念としている。

このため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要である。

特に、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減 若しくは悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等の高齢者へのア プローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持 てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高 齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプロー チが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域に おけるリハビリテーション専門職等を活用し、高齢者の自立支援に資する 取組を推進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持 って生活できる地域の実現を目指すことが重要である。

 α

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要である。

そのために、認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、これらの者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要である。

その際、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>等の普及に当たっては、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体に対して理解を図っていくことが重要である。

さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅での生活に近いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重すること<u>が必要である。</u>

3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 地域包括ケアシステムの構築に必要となる在宅医療の提供体制は在宅 医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要である ことから、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築のため、国 又は都道府県の支援のもと、市町村が主体となって地域の医師会等と協働 して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人 材の確保・養成を推進することが重要である。

12. mm、 大阪でによって、まっている。 今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、市町村は、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携(以下「在宅医療・介護連携」という。)を推進するための体制の整備を図ることが重要である。

そのために、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーションの提供に当たる理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚土、管理栄養士又は歯科衛生土等の医療関係職種と社会福祉士、介護福祉士、介護 支援専門員、地域包括支援センターの職員等の介護関係職種との連携が重要であり、市町村が、主体となって、医療及び介護の連携の核となる人村

ι ∞

2 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要である。

そのために、認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、これらの者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要である。

その際、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び<u>複合型サービス</u>等の普及に当たっては、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体に対して理解を図っていくことが重要である。

さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅での生活に近いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重すること。

3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 地域包括ケアシステムの構築に必要となる在宅医療の提供体制は在宅 医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要である ことから、国又は都道府県の支援のもと、市町村が主体となって地域の医 師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在宅医療や訪問 看護を担う人材の確保・養成を推進することが重要である。 今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、市町村は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者その他の関係者の連携(以下「在宅医療・介護連携」という。)を推進するための体制の整備を図ることが重要である。

そのために、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーションの提供に当たる理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士又は歯科衛生土等の医療関係職種と社会福祉士、介護有援中、地域包括支援センターの職員等の介護関係職種との連携が重要であり、市町村が主体となって、医療及び介護の連携の複となる人材の

m)	11	ار ۱	
の育成を図りつつ、地域の医師会等と筋勵し仕毛医療・扩護連携等の推進	・健康づくり部門の庁	取組を総合的に進める人材を育成,配置して	
医療• 介護	護・健康づ	る人材を育	
海側 し任光	医療や介護	今的に進め	
5 声が帯と1	その際には、	取組を総合	
、地域の函	である。そ	内連携を密にするとともに、」	ある。
を図って	を図ることが重要である。	を密にする	、くことも重要である。
の育成	を図る、	内連携	× \ \

育成を図りつつ、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携の推進を図ることが重要である。

4 日常生活を支援する体制の整備

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ることが重要である。

平成二十六年の法改正では、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、平成三十年四月より全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)へ移行することとされた。市町村においては、法第百十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。)や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に必要な体制の整備に取り組むことが重要である。主た、合和三年度以降、市町村が必要と認める居宅要介護被保険者について総合事業の利用が可能となること及び総合事業のサービス単価について国の定める領を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。

5 高齢者の住まいの安定的な確保

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する特家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。)やサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。)等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、都道府県が適確な指導監督を行うよう努めることが重要である。

4 日常生活を支援する体制の整備

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ることが重要である。

平成二十六年の法改正では、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、平成三十年四月より全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)へ移行することとされた。市町村においては、法第百十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。)や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に必要な体制の整備に取り組むことが重要である。

高齢者の住まいの安定的な確保

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する特家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。)やサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、都道府県が適確な指導監督を行うよう努めることが重要である。

また、所得又は資産が少ないなど、地域での生活が困難となっている高 齢者を対象に、空家の活用等による低廉な家賃の住まいの確保や、適切な

生活支援体制の確保等にも留意することが重要である。

また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える 高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、地 域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

<u>さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、生活に困難を抱えた高</u>齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組を推進することや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることが重</u>要である。

<u>また、今後、高齢者人口や人口構成の変化に伴い地域ごとに介護需要も異なってくることから、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域ごとの将来の姿や課題を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。</u>

その際には、町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活用や、NPO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体との協力によって、地域包括ケアシステムを構築していくことが重要である。

<u>さらに、</u>今後、高齢者人口や人口構成の変化に伴い地域ごとに介護需要も異なってくることから、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域ごとの将来の姿や課題を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。

その際には、町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活用や、NPO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体との協力によって、地域包括ケアシステムを構築していくことが重要である。

: 二千二十五年及び二千四十年を見据えた目標

高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、二千二十五年までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むことが重要である。

また、二千四十年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がと一クを迎えるとともに、介護ニーズの高い八十五歳以上人口が急速に増加することが見込まれる。一方、保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多く、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要である。

このため、第六期(平成二十六年度から平成二十九年度までをいう。以下同じ。)以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、各計画期間を通じて二千二十五年までに地域包括ケアンステムを段階的に構築するとともに、二千四十年を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第七期(平成三十年度から令和二年度までをいう。以下同じ。)の達成状況の検証を踏まえた上で、第八期の位置付け及び第八期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしたがら目標を設定し取組を進めることが重要である。

39

三 医療計画との整合性の確保

平成三十年度以降、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画 (医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)の作成・見直しのサイクルが一致することとなる。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要である。このため、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

当該協議の場においては、例えば、各都道府県において地域医療構想(医療法第三十条の四第二項第七号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。)が策定されていることも踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保することが重要であることから、市町村介護保険事業

二 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標

高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、いわゆる団塊の世代全てが七十五歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる二千二十五年(平成三十七年)までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むことが重要である。

このため、第六期(平成二十六年度から平成二十九年度までをいう。以下同じ。)以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、二千二十五年(平成三十七年)までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとし、第六期の達成状況の検証を踏また上で、第七期の位置付け及び第七期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取組を進めることが重要である。

三 医療計画との整合性の確保

平成三十年度以降、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画(医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)の作成・見直しのサイクルが一致することとなる。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要である。このため、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

当該協議の場においては、例えば、各都道府県において地域医療構想(医療法第三十条の四第二項第七号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。)が策定されていることも踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保することが重要であることから、市町村介護保険事業計

なるよう、必要な事項に	となるよう、必要な事項についての協議を行うことが重要である。
	の見込量と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標が整合的なもの
画及び都道府県介護保険	計画及び都道府県介護保険事業支援計画において掲げる介護のサービス

険事業支援計画において掲げる介護のサービスの おいて掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものと についての協議を行うことが重要である。

地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

囙

市町村は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に整備することが重要である。

このため、地域包括支援センターによる、①介護支援専門員個人だけでなく、地域住民やサービス事業所等に対して介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を作ること、②地域ケア会議を開催することを通じて、市町村が、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要である。

また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体、<u>就労的活動支援ヨーディネーター(就労的活動支援員)</u>が中心となり、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが重要である。

さらに、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。

41

こうして市町村を中心として、サービス提供者、多様な専門職や機関、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につなげ、情報通信技術(以下「ICT」という。)等の活用も図りつつ、地域づくりに取り組むことが重要である。

五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業 務の効率化及び質の向上に資する事業

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を講じていくことが重要である。加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠である。

このため、都道府県は広域的な立場から、市町村は保険者として地域で取組を進める立場から、必要な介護人材の確保のため、二千二十五年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に向け、総合的な取組を推進することが重要で

四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

市町村は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に整備することが重要である。

このため、地域包括支援センターによる、①介護支援専門員個人だけでなく、地域住民やサービス事業所等に対して介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を作ること、②地域ケア会議を開催することを通じて、市町村が、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要である。

また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが重要である。

さらに、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。

こうして市町村を中心として、サービス提供者、多様な専門職や機関、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につなげ、情報通信技術(以下「ICT」という。)等の活用も図りつつ、地域づくりに取り組むことが重要である。

五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を講じていくことが重要である。

このため、<u>都道府県は、広域的な立場から、</u>必要な介護人材の確保のため、二千二十五年<u>(平成三十七年)</u>を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って、<u>二千二十年代初頭までに</u>必要となる人材の確保に向け、地域の関係者とともに、介護の仕事の魅力の

\$ 200°

その際には、地域の関係者とともに、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層等の各層や他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善、複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが重要である。

また、認知症施策の総合的な推進に当たっては、七に掲げる各施策の推 進に必要な人材育成のための取組を進めることが重要である。

地域包括支援センターの職員については、その業務が適切に実施されるよう、地域包括支援センターの評価の結果に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むことが重要である。なおその際、地域包括支援センター運営協議会において検討を行い、市町村は、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて職員体制の検討を行うことが重要である。

さらに地域支援事業を充実させるため、地域において生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)等の養成を進めることが重要である。この場合、市町村においても、都道府県と連携しながら、生活支援等の支え手となるボランティア及びNPOの育成、市民後見人の育成、認知症サポーターの養成等、必要な施策に取り組むことが重要である。その際、地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)におけるボランティア活動へのポイント付与等の事業の活用についても検討することが重要である。

生活支援等の担い手については、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)、協議体や就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)が中心となり、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう元気高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが重要である。

加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるためには、職場の良好な人間関係作りや結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備を図ることが重要である。介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元

向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を 柱とする総合的な取組を推進することが重要である。

その際には、学卒者・中高年齢者や他業種からの新規参入促進の取組、 離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的有資格者等の復職・再 就職支援、都道府県福祉人材センター等の活用等による多様な人材の参入 促進、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、介護ロボットや1 C工等の活用も含め、事業主による雇用環境改善の取組の促進・処遇改善 等による環境改善を一体的に取り組むことが重要である。 また、認知症施策の総合的な推進に当たっては、七に掲げる各施策の推進に必要な人材育成のための取組を進めることが重要である。

地域包括支援センターの職員については、その業務が適切に実施されるよう、地域包括支援センターの評価の結果に基づき、必要な体制を検討し、その確保に取り組むことが重要である。なおその際、地域包括支援センター運営協議会において検討を行い、市町村は、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて職員体制の検討を行うことが重要である。

さらに地域支援事業を充実させるため、地域において生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の養成を進めることが重要である。この場合、市町村においても、都道府県と連携しながら、生活支援等の支え手となるボランティア及びNPOの育成、市民後見人の育成、認知症サポーターの養成等、必要な施策に取り組むことが重要である。

生活支援等の担い手については、高齢者やその家族が地域において安心 して日常生活を営むことができるように、生活支援コーディネーター(地 域支え合い推進員)や協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とが 「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのない よう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地 域づくりを市町村が進めていくことが重要である。

気高齢者を含めた介護人村の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組について、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備を図った上で、都道府県と市町村とが連携しながら関係者の協働の下進めるとともに、介護現場革新の取組の周知広報等を進め、介護職場のイメージを刷新していくことが重要である。

また、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等に携わる人材の育成を行っていくことも重要である。

業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICTの活用を進めると もに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要であり、個 々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標 準化及びICT等の活用を進める必要がある国、都道府県、市町村、関係 団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携して介護事業者及び自治体 の業務効率化に取り組むことが重要である。

また、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれること等から、各保険者において、要介護認定制度における業務の簡素化等も踏まえながら、引き続き、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制を計画的に整備していくことが重要である。

また、今後、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等に携わる人材の育成を行っていくことも重要である。

六 介護に取り組む家族等への支援の充実

介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担を軽減することにあった。

制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もあるが、今なお、介護サービスを利用していない場合だけでなく利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担感や孤立感を有しており、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾向が強い

また、一億総活躍社会の実現の観点から、①必要な介護サービスの確保を図るとともに、②家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされている。

こうした点を踏まえ、市町村で実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働担当部門との連携など、地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要である。

七 認知症施策の推進

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略(新オレン ジプラン)」に基づき推進されてきたが、今後認知症の人の数が増加する ことが見込まれていることから、さらに強力に施策を推進していくため、 令和元年六月十八日、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推 進大綱がとりまとめられた。

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の1から5までに掲げる柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進することが重要である。

普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談 先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組むこと。

2 予防

認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する ため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の 予防に関する調査研究を推進すること。認知症予防に関するエビデンス

六 介護に取り組む家族等への支援の充実

介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担を軽減することにあった。

制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もあるが、今なお、介護サービスを利用していない場合だけでなく利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担感や孤立感を有しており、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾向が強い、

また、一億総活躍社会の実現の観点から、①必要な介護サービスの確保を図るとともに、②家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされている。

こうした点を踏まえ、現在、市町村で実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働担当部門との連携など、地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要である。

認知症施策の推進

4

今後増加することが見込まれる認知症の人に適切に対応するため、認知 症施策推進総合戦略(以下「新オレンジプラン」という。)に沿って、認 知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分 らしく暮らし続けることができる社会を目指した取組として、次に掲げる 認知症施策を進めることが重要である。

認知症への理解を深めるための普及啓発

認知症サポーターの養成や活動の支援など、社会全体で認知症の人を支える基盤の整備の取組を推進すること。

2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療及び介護等の提供

<u>早期診断・早期対応を軸とし、行動・心理症状や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、退</u>院・退所後もそのときの容態に最もふさわしい場所で適切なサービスが提

の収集・普及を進めること。認知症に関する正しい知識と理解に基づき 予防を含めた認知症への「備え」 通いの場における活動の推進など、 としての取組を推進するこ

- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 医療・ケア(早期発見・早期対応)

早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援 センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知 認知機能低下のある人(軽度認知障害を含む)や認知症の人に対し また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進するこ 症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進するこ

介護サービス

介護従事 認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービス を提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、 者の認知症対応力向上のための取組を推進するこ。

介護者への支援

認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、 認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進する 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 4

45

成年 認知症ベリアフリーの推進:生活のあらゆる場面で、認知症にな また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポ ってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくため 一ター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援 の障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進すること 後見制度の利用促進などを地域における支援体制の整備を推進するこ こっなげる仕組み(以下「チームオレンジ等」という。

若年性認知症の人への支援:若年性認知症支援コーディネーター の充実等により、若年性認知症の人への支援を推進するこ

社会参加支援:地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会 参加活動を促進すること 11

研究開発•産業促進•国際展開 \mathbf{c}

国が中心となって、地方公共団体と連携しながら、認知症の予防法や リハビリテーション、介護モデル等に関する調査研究の推進に努めるこ 産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民連携等に努 国際交流に努めること。 と。また、

地域の実情に応 提供される体制整備、医療及び介護等に携わる人材の認知症対応力向上の ための取組を推進するとともに、全ての市町村に設置されている認知症初 供される循環型の仕組みを構築するため、必要な医療及び介護等が適切り 期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活用を図り、 じた体制整備を推進すること

- 若年性認知症施策の強化 \Im
- 配置するなどにより、若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のため の体制整備、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる 就労支援を含めた支援等を行う若年性認知症支援コーディネーターを 支援を総合的に講じていくこと
- 認知症の人の介護者への支援

地域の実情に応じた認知症カフェ等の設置を推進し、認知症の人の介護 者の精神的・身体的負担を軽減する観点からの支援や、介護者の生活と介 護の両立を支援する取組を推進するこ 4

認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり 5

地域での見守りの体制整備を進めるとともに、成年後見制度の利用の促 進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号。以下「成年後見制度利用) に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・ 活用、支援体制の整備等を推進すること 促進法| という。

認知症の人やその家族の視点の重視 9

初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援など、認知症の人や その家族の視点を重視した取組を進めるこ

高齢者虐待の防止等

高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。)が施行された平成十八年度以降、増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため、次に掲げる地方公共団体における高齢者虐待防止の体制整備が重要である。

1 広報・普及啓発

高齢者虐待の対応窓口となる部局(相談通報窓口)の住民への周知徹底、地方公共団体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待防止法等についての周知、地方公共団体独自の対応マニュアル等の作成などを行うこと。

2 ネットワーク構築

早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークを構築すること。

行政機関連携

成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要請等、措置を採るために必要な居室の確保等に関する関係行政機関等との連携、調整を図ること。

相談・支援

46

虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言などを行うこと。また、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むことが重要である。養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」となっており、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実が求められており、地域の実情を踏まえて取り組むことが重要である。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因については、「教育知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっており、介護事業者等に対して、養介護施設従事者等への研修やストレス対策を適切に行うよう求めることが重要であ

. 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するための基盤となるものである。

都道府県においては、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表

八 高齢者虐待の防止等

高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。)が施行された平成十八年度以降、増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため、次に掲げる地方公共団体における高齢者虐待防止の体制整備が重要である。

広報·普及啓発

高齢者虐待の対応窓口となる部局(相談通報窓口)の住民への周知徹底、地方公共団体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待防止法等についての周知、地方公共団体独自の対応マニュアル等の作成などを行うこと。

ネットワーク構築

 $^{\circ}$

早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークを構築すること。

行政機関連携

က

成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要請等、措置を採るために必要な居室の確保等に関する関係行政機関等との連携、調整を図ること。

相談・支援

虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言などを行うこと。また、 発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むことが重要である。 養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」となっており、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実が求められており、地域の実情を踏まえて取り組むことが重要である。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因については、「教育知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっており、介護事業者等に対して、養介護施設従事者等への研修やストレス対策を適切に行うよう求めることが重要であ

九 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するための基盤となるものである。

都道府県においては、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表

システム(以下「情報公表システム」という。)を通じて、各介護事業所・施設の介護サービス情報を公表しているが、介護サービス情報の公表制度が適切に実施されるよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ることが重要である。

また、市町村においては、情報公表システムが、介護が必要になった場 等周知していくとともに、地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者 る地域包括支援センター及び配食や見守り等の生活支援・介護予防サービ スの情報について主体的に情報収集した上で、情報公表システムを活用す る等、情報公表に努めることが重要である。あわせて、指定地域密着型サ ービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告 の拒否等を行い、都道府県知事からその報告等を命ぜられたにもかかわら ず、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業 また、利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保 に向けた取組の一環として、介護サービス情報の公表制度を活用し、離職 率、勤務時間、シフト体制等といった介護従事者に関する情報の公表の推 合に適切なタイミングで利用者やその家族等に認知されるよう、要介護認 者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。 が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられ 定及び要支援認定の結果通知書に情報公表システムのURLを記載する 催に努めることが重要である。

システム(以下「情報公表システム」という。)を通じて、各介護事業所・施設の介護サービス情報を公表しているが、介護サービス情報の公表制度が適切に実施されるよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ることが重要である。

また、市町村においては、情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで利用者やその家族等に認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に情報公表システムのURLを記載する等周知していくとともに、地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる時報について主体的に情報収集した上で、情報公表システムを活用する等、情報公表に努めることが重要である。あわせて、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。また、利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、介護サービス情報の公表制度を活用し、離職率、勤務時間、シフト体制等といった介護従事者に関する情報の公表の

進に努めることが重要である。

47

効果的・効率的な介護給付の推進

<u>二千二十五年や、二千四十年</u>も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要である。

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の情頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであり、保険者である市町村及び都道府県におけるたゆまぬ努力が重要である。

都道府県は、市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、介護給付の適正化を推進するための方策を定めるとともに、必要に応じて市町村に対し、実施上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付の適正化事業の一層の推進に取り組むことが重要である。

48

また、市町村は、地域の実情やこれまでの介護給付の適正化の取組を踏まえ、実施する具体的な取組の内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)の適正化システム等を活用しながら、都道府県と協力して一層の推進に取り組むことが重要である。

なお、このような観点も踏まえ、第八期からの調整交付金の算定に当たっては、介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することとしたところである。

十一 都道府県による市町村支援<u>並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間</u> の連携

都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重しながら、市町村への在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、地域ケア会議の実施等地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組の支援、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握、地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状

十 効果的・効率的な介護給付の推進

いわゆる団塊の世代全てが七十五歳以上となる二千二十五年(平成三十七年)や、団塊ジュニア世代が六十五歳以上となり、高齢者数がピークを迎える二千四十二年(平成五十四年)を見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要である。

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであり、保険者である市町村及び都道府県におけるたゆまぬ努力が重要である。

都道府県は、市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、介護給付の適正化を推進するための方策を定めるとともに、必要に応じて市町村に対し、実施上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付の適正化事業の一層の推進に取り組むことが重要である。

また、市町村は、地域の実情やこれまでの介護給付の適正化の取組を踏まえ、実施する具体的な取組の内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)の適正化システム等を活用しながら、都道府県と協力して一層の推進に取り組むことが重要である。

十一 都道府県による市町村支援等

都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重しながら、市町村への在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、地域ケア会議の実施等地域包括ケアンステムの構築へ向けた取組の支援、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握、地域密着型介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状

21 -

- 22 -

況の把握、療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する医療機関に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査の実施、介護人材の確保や生産性向上の取組に関する市町村との連携や支援、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施等を支援することが重要である。

平成二十九年の法改正では、市町村の保険者機能の強化を図るとともに 、国と都道府県による重層的な支援を行うため、都道府県による市町村支 援を法律上に位置付け、明確にしたところである。また、この一環として 、市町村や都道府県の自立支援、重度化防止等に関する取組を評価指標の 達成状況に応じて支援する交付金として保険者機能強化推進交付金を創 設し、また、合和二年度からはさらに介護保険保険者努力支援交付金を創 設し、また、合和二年度からはさらに介護保険保険者努力支援交付金を創 設してその拡充を図ったところである。都道府県が市町村を支援するに当 たっては、これら交付金の管内市町村に係る評価結果を活用し、小規模市 町村をはじめ、市町村の取組状況を踏まえたきめ細かい支援を行い、地域 全体の底上げ図っていくことが重要である。

さらに、介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サービス (介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等のうち、指定地域密着型ナービス及び指定地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。) を提供する事業者について、利用者から良質な事業者が選択されるようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必要であることから、事業者の指導監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分に連携をして、対応していくことが重要である。

市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活用するためにも 、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進することが重要である。その際、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意することが重要である。

業務の効率化の取組においても都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村及び市町村相互間の連携が重要であり、好事例の展開や地域で共同した取組等により、介護現場におけるICTの活用等や介護分野の文書に係る負担軽減の取組等を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組むことが重要である。

況の把握、療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する医療機関に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査の実施、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を支援することが重要である。

<u>また、</u>平成二十九年の法改正では、市町村の保険者機能の強化を図るとともに、国と都道府県による重層的な支援を行うため、都道府県による市町村支援を決きたるである。

さらに、介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サービスを提供する事業者について、利用者から良質な事業者が選択されるようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必要であることから、事業者の指導監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分に連携をして、対応していくことが重要である。

<u>十二</u> <u> </u>
介護保険事業の運営主体である市町村は、住民に最も身近な基礎的な地
方公共団体として、保健医療サービス及び福祉サービスの水準の向上を図
広じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、
認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実等地域包括ケアシステム
の構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、
市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用
等の広域的取組を推進することが重要である。この場合においては、複数
の市町村による広域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意
することが重要である。

「同声でプロコ人家へ用文言のヨックを向の記声)のこうには、1 D0gツーフェッグ 田口 アナザヤ になり 多大の アンガン アンジュ アンコージ のの サード の の 多名 一	同学もシロ斗人後へ用文「己宮中シス代で」所加)。こうには、1 ひらかく イン・ジガエ レーザ 中華 かんの 多才素名 ひきが 対方 回 ぐら 多 女士 遊ぐ 蒸光
ユンアで右ボランニューかの不映画像能及り事道が深い不映画文域の機能を増化していく、アが重要がある。このため、平成二十九年の決改正に上	イングで右右していずずの不受自後間及り事道が突の不受自入返り後間を強化していくととが重要である。このため、平成二十九年の法改正に上
の、市町村及び都道府県が、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高	り、市町村及び都道府県が、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高
齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとと	齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとと
もに、目標に対する実績評価を行うこと及び評価結果を公表するよう努め	もに、目標に対する実績評価を行うこと及び評価結果を公表するよう努め
ることが定められた。あわせて、当該実績評価については、市町村は都道	ることが定められた。あわせて、当該実績評価については、市町村は都道
府県に結果を報告するとともに、都道府県は管内市町村に係る評価結果と	府県に結果を報告するとともに、都道府県は管内市町村に係る評価結果と
	併せて厚生労働大臣に結果を報告することとされた。
厚生労働省(地方厚生(支)局を含む。)においては、こうした仕組み	厚生労働省(地方厚生(支)局を含む。)においては、こうした仕組み
も活用し、報告された市町村及び都道府県における実績評価や、保険者機	
能強化推進交付金等の評価結果も含む地方公共団体の取組状況の分析や	的な
	町村及び都道府県に対する支援策等を検討し、所要の措置を講ずることと
に対する支	420
ハては、	
における高齢者の自立支援や重度化防止の取組の地域差について、要因分	
析を行い、支援を確実に行うことが必要であり、市町村が目指すべきこと、	
ら体をはじめ、市町	
め細かい支援を行うことが重要である。	
三の保険者機能強化推進交付金等の活用	(新設)
高齢化が進展し、総人口・現役世代人口が減少する中で、地域包括ケア	
システムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、保険者	
機能を強化すべく、平成二十九年の法改正により、保険者が地域の課題を	
分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化された。	
これを受けて、平成三十年度より市町村や都道府県の様々な取組の達成	
状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者	
の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化	
推進交付金が創設された。	
また、令和二年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する	
取組について更なる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取	
組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設された。	
12	
題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくととも	
に、こうした取組が自治体の間で共有され、より効果的な取組に発展され	
ていくことが期待される。	
都道府県及び市町村においては、保険者機能強化推進交付金等を活用し	

I 24

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサ

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサ

介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

て、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるととも に、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図る ことが重要である。

(新設)										
十四 災害・感染症対策に係る体制整備	近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、	都道府県及び市町村においては、次の取組を行うことが重要である。	1 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、	訓練を実施すること	2 関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に	必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること	3 都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・	応接体制を構築すること	なお、平時から ICT を活用した会議の実施等による業務のオンライン化	タ 推 体 は が に が に が に が に が に が に が に が に に が が に が に が に が に が に が に が に に に に に に に に に に に に に

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確

化、施策の達成状況の評価等
今後、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって
今後、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって
高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定される
ため、各市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確に
し、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められている。

53

このため、保険者である市町村は、介護保険制度の基本的理念<u>や介護報酬の内容</u>を踏まえるとともに、各々の市町村における地域的条件や地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの特色を明確にした市町村介護保険事業計画を作成することが重要である。

具体的には、保険者である市町村においては、①それぞれの地域の実態 把握・課題分析を行い、②実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共 通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体 的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整 備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予 防に向けた様々な取組を推進して、④これらの様々な取組の実績を評価し た上で、計画について必要な見直しを行う、という取組を繰り返し行い保 険者機能を強化していくことが重要である。

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めて周

|第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化

、施策の達成状況の評価等
今後、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定されるため、各市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進していくこ

とが求められている。 このため、保険者である市町村は、介護保険制度の基本的理念を踏まえるとともに、各々の市町村における地域的条件や地域包括ケアンステムの深化・推進のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた地域包括ケアンステムの特色を明確にした市町村介護保険事業計画を作成することが重要である。

具体的には、保険者である市町村においては、①それぞれの地域の実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進して、④これらの様々な取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、という取組を繰り返し行い保険者機能を強化していくことが重要である。

I

知していくことが重要である。	知していくことが重要である。
2 要介護者等地域の実態の把握	2 要介護者等地域の実態の把握
市町村は、市町村介護保険事業計画の策定に当たり、次の取組により、	市町村は、市町村介護保険事業計画の策定に当たり、次の取組により、
現状をもとに将来の人口構造の変化等により見込んだサービスの種類ご	現状をもとに将来の人口構造の変化等により見込んだサービスの種類ご
との量に加え、これに施策を反映するため、介護保険事業計画作成委員会	との量に加え、これに施策を反映するため、介護保険事業計画作成委員会
等の場において、地域ケア会議や生活支援コーディネーター(地域支え合	等の場において、地域ケア会議や生活支援コーディネーター (地域支え合
い推進員)及び協議体、就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支	い推進員)及び協議体の活動により把握された地域課題や(三)に掲げる調
接員)の活動により把握された地域課題や(三)に掲げる調査の結果等に基	査の結果等に基づき、幅広い地域の関係者において十分な議論を行い、議
づき、幅広い地域の関係者において十分な議論を行い、議論を通じて地域	論を通じて地域の関係者の共通理解を形成しながら、市町村介護保険事業
の関係者の共通理解を形成しながら、市町村介護保険事業計画を作成する	計画を作成するように努めることが重要である。
る一方、都市部を中心に二	
四十年まで増え続ける保険者も多いことから、こうした状況を見据え、各	
市町村における中長期的な人口構造の変化の見通し等を勘案して、市町村	
介護保険事業計画を作成すること。	
(一) 被保険者の現状と見込み	(一) 被保険者の現状と見込み
市町村は、自らが有する人口推計や各種人口統計等を活用し、市町村介	市町村は、自らが有する人口推計や各種人口統計等を活用し、市町村介
護保険事業計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者数、要支	護保険事業計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者数、要支
接者数、認知症高齢者数等を定めるとともに、現状の人口構造等を踏まえ	援者数、認知症高齢者数等を定めるとともに、現状の人口構造等を踏まえ、
、計画期間中の各年度及び将来的な被保険者数、総合事業及び予防給付の	計画期間中の各年度及び将来的な被保険者数、総合事業及び予防給付の実
実施状況を勘案した要介護者等の数等の見込みを定めるよう努めるもの	施状況を勘案した要介護者等の数等の見込みを定めるよう努めるものと
とする。	する。
この場合においては、その算定の考え方を示すことが重要であるととも	この場合においては、その算定の考え方を示すことが重要であるととも
に、医療保険適用の療養病床(以下「医療療養病床」という。) からの転	に、医療保険適用の療養病床(以下「医療療養病床」という。)からの転
換による影響も勘案することが必要である。	換による影響も勘案することが必要である。
また、生活機能の低下した高齢者の状況、地域の医療サービスや高齢者	また、生活機能の低下した高齢者の状況、地域の医療サービスや高齢者
の持家の状況等も把握、分析し、計画の適切な箇所で示すことが望ましい	の持家の状況等も把握、分析し、計画の適切な箇所で示すことが望ましい。
。 (二) 保険給付や地域支援事業の実績把握と分析	(二) 保険給付の実績把握と分析
市町村は、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サー	市町村は、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サー
ビスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を適切に定して、こと、コート・ギギギニ・ジューが、ロアムソニー 古代・ビザーは十端・石田にい	
めるため、要介護者等の人数や保険給付の美績、地域支援事業の利用状況	めるため、要介護者等の人数や保険給付の美績について、介護保険事業状では、これには、これによって、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには
	祝報告、地域包括ケア「見える化」システムをはじめとする各種調査報告。 さんだシュラン さば田エイとして トロート 亜糸難到会 ションキャ の今難公
(1000と)の石種調査報告や分付ンスケムの店用りのことにより、要丌選製庁の一人当かりの企業総仕等決定 権設サーデスケ甲字サーデスの割合	↑ガ付ンスケオを店用することにより、安川瓔鹝氏ペー人当だりの川瓔結 付無決定 梅設キーデヌヶ田字キーデスの割合をの他の介護保険事業の生
野たく スゴバッジ (最近に4次記:)過収 / 「こくこらら、「こくい PD その他の介護保険事業の実態を他の市町村と比較しつつ分析を行い、それ	こすがに、過収シーにくい自己シーにくジョコにショシと曖昧を表す来ジャーにを他の市町村と比較しして分析を行い、それがれの地域における保障給

- 27 -

ぞれの地域における保険給付<u>等</u>の動向やその特徴の把握に努めるものと する。 こうした観点から、平成二十九年の法改正では、国から提供された<u>介護</u>レセプトや要介護認定情報のデータを分析した上で、その結果を勘案して、計画を作成するよう努めることが定められ、令和二年の法改正では、これらのデータに、高齢者の状態や提供される具体的な介護サービスの内容に関する情報が加えられるとともに、地域支援事業の実施に当たり、関連データの活用を行うよう努めることが定められた。今後各市町村において、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていくことが更に求められる。

なお、認知症ケアパスを作成の上、市町村介護保険事業計画に反映することが求められることから、その作成過程において、認知症の人のサービス等の利用状況や国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち認知症を主たる理由として入院している者の把握と分析を行うことが望ましい。

この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を介護保険事業計画作成委員会等の場において示すとともに、その意見を踏まえて、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めることが重要である。

55

また、第七期市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画(老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画をいう。以下同じ。)の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、その結果を<u>第</u>八期市町村介護保険事業計画の作成に活用することが重要である。

三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である。

また、要介護状態等にある家族を介護するため離職すること(以下「介護離職」という。)を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるなど調査方法等の工夫を図ることが重要である。

この場合、調査の時期、方法等を示すとともに、広城連合等における複数の市町村による共同実施については、その取組等を盛り込むよう努めるものとする。また、都道府県においては、管内市町村や広城連合等において各種調査等の実施が円滑に進むよう、必要に応じて助言や広城的な支援

付の動向やその特徴の把握に努めるものとする。

平成二十九年の法改正では、<u>こうした観点から、</u>国から提供されたデータを分析した上で、その結果を勘案して、計画を作成するよう努めることが定められた。

なお、認知症ケアパスを作成の上、市町村介護保険事業計画に反映することが求められることから、その作成過程において、認知症の人のサービス等の利用状況や国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち認知症を主たる理由として入院している者の把握と分析を行うことが望ましい。

この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を介護保険事業計画作成委員会等の場において示すとともに、その意見を踏まえて、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めることが重要である。

また、第六期市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画(老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画をいう。以下同じ。)の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、その結果を第七期市町村介護保険事業計画の作成に活用することが重要である。

三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である。

また、要介護状態等にある家族を介護するため離職すること(以下「介護離職」という。)を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるなど調査方法等の工夫を図ることが重要である。

この場合、調査の時期、方法等を示すとともに、広域連合等における複数の市町村による共同実施については、その取組等を盛り込むよう努めるものとする。また、都道府県においては、管内市町村や広域連合等において各種調査等の実施が円滑に進むよう、必要に応じて助言や広域的な支援

等を行うことが重要である。

その際には、市町村介護保険事業計画作成委員会等の場において、幅広 生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した 坡保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、 観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の 家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備や介護離職防止の 取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案] て要介護者等の人数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。 い関係者と十分に議論することが重要である。 9) 地域ケア会議等における課題の検討

市町村は、地域ケア会議における個別事例の検討において行う課題分析 やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効 な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍 ター(地域支え合い推進員)及び協議体、就労的活動支援コーディネータ (就労的活動支援員) が把握している高齢者の生活支援等のニーズや各 種調査等の結果と照らし合わせながら、市町村介護保険事業計画へ反映さ せていくなどにより、具体的な行政施策につなげていくことが望ましい。 化等について検討することが重要である。さらに、生活支援コーディネー

市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 က

56

市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備 を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している 要介護者及びその家族等をはじめ被保険者の意見を反映させるために必 要な措置を講ずるものとする。

また、関係部局・課相互間と連携して作成に取り組むための体制の整備 に関する状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、市町 講じた措置の内容、都道府県との連携の状況等を市町村介護保険事業計画 村介護保険事業計画作成委員会や被保険者等の意見を反映させるために に示すことが重要である。

なお、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組 んだ場合は、その趣旨等を盛り込むことが重要である。

市町村関係部局相互間の連携

部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部 計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステム構築の推進に向け て極めて重要な過程であり、庁内一丸となって取り組むよう努めることが 望ましい。具体的には、介護保険担当部局・課は、企画・総務部局、障害 福祉部局等の民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当

等を行うことが重要である。

生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む 介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等 さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した 被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、 家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備等の取組を市町村 の人数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。 その際には、市町村介護保険事業計画作成委員会等の場において、幅広 い関係者と十分に議論することが重要である (四) 地域ケア会議等における課題の検討

市町村は、地域ケア会議における個別事例の検討において行う課題分析 やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効 な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍 ター(地域支え合い推進員)や協議体が把握している高齢者の生活支援等 のニーズや各種調査等の結果と照らし合わせながら、市町村介護保険事業 化等について検討することが重要である。さらに、生活支援コーディネー 計画へ反映させていくなどにより、具体的な行政施策につなげていくこ が望ましい。

市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備 を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している 要介護者及びその家族等をはじめ被保険者の意見を反映させるために必 要な措置を講ずるものとする。

また、関係部局・課相互間と連携して作成に取り組むための体制の整備 講じた措置の内容、都道府県との連携の状況等を市町村介護保険事業計画 に関する状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、市町 村介護保険事業計画作成委員会や被保険者等の意見を反映させるために に示すことが重要である。

なお、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組 んだ場合は、その趣旨等を盛り込むことが重要である。 一) 市町村関係部局相互間の連携

計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステム構築の推進に向け て極めて重要な過程であり、庁内一丸となって取り組むよう努めることが 望ましい。具体的には、介護保険担当部局・課は、障害福祉部局等の民生 保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、地域振興担 当部局、農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部局等の関係部局と 担当部局、

I 29 局、交通担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備すると ともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意 識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要である

必要に応じて、例えば、地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内全体 のプロジェクトチームを設置し、その中で計画の策定に向けた議論を行う こと等も考えられる。 二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステムの構築については、幅広 い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の 実情に応じたものとすることが重要である。

、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の幅広 い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者 意見集約をすることが重要である。この場合においては、事務を効率的に 関係者から構成される市町村介護保険事業計画作成委員会等を開催して (第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。以下同じ。 処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、市町村介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及 び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。 :) 被保険者の意見の反映

57

の水準が保険料率の水準にも影響を与えることに鑑み、市町村は、市町村 介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意 市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービスの量 見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

このため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たっては、公募その他の適切な方法による被保険者代表者の参加に配慮すること

また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域におけ る聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催 等の工夫を図ることが重要である。 1) 都道府県との連携

市町村介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間 の連携を図ることが重要である。 具体的には、都道府県は市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項 についての必要な助言を行うことや、介護給付等対象サービスを提供する ための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることか

連携することができる体制を整備するとともに、計画の検討、立案及び推 進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策 に取り組むよう努めることが重要である 必要に応じて、例えば、地域包括ケアシステムの構築に向けた庁内全体 のプロジェクトチームを設置し、その中で計画の策定に向けた議論を行う

市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステムの構築については、幅広 い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の 実情に応じたものとすることが重要である。

このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者 、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の幅広 い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い 意見集約をすることが重要である。この場合においては、事務を効率的に 関係者から構成される市町村介護保険事業計画作成委員会等を開催して (第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。以下同じ。 処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、市町村介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及 び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。 :) 被保険者の意見の反映

の水準が保険料率の水準にも影響を与えることに鑑み、市町村は、市町村 介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意 市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービスの量 見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

このため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たって、のため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たって、いきとの4mの適加かち決による被保険者代表者の参加に配慮すること は、公募その他の適切な方法による被保険者代表者の参加に配慮するこ

また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域におけ る聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催 等の工夫を図ることが重要である。 四) 都道所県との連携

市町村介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間 の連携を図ることが重要である。

具体的には、都道府県は市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項 こついての必要な助言を行うことや、介護給付等対象サービスを提供する ための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることか

- 31 -

ら、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、都道府 県と意見を交換することが重要である。

また、第一の三を踏まえ、市町村介護保険事業計画を策定するに当たっては、都道府県介護保険事業支援計画だけでなく、都道府県が定める地域医療構想を含む医療計画との整合性を図ることが重要であり、協議の場での協議等を通して市町村と都道府県との間の連携を図ることが重要であ

加えて、都道府県の支援や助言を踏まえながら、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析することや、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取組を進めていくことが重要である。

業務の効率化の観点においても市町村は都道府県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組むことが重要である。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、都道府県と連携してこれらの設置状況等必要な情報を積極的に把握することが重要である。

さらに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であり、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、積極的に都道府県に情報提供するとともに、介護サービス相談員を積極的に活用すること。

ら、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、都道府

また、第一の三を踏まえ、市町村介護保険事業計画を策定するに当たっては、都道府県介護保険事業支援計画だけでなく、都道府県が定める地域医療構想を含む医療計画との整合性を図ることが重要であり、協議の場での協議等を通して市町村と都道府県との間の連携を図ることが重要であ

ニチニナ五年度及びニチ四十年度の推計並びに第八期の目標 4

た日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供 ながら二千二十五年度の介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそ のために必要な保険料水準を推計し、持続可能な介護保険制度とするため 二千四十年度につい される体制を整備するとともに、地域の介護需要のピーク時を視野に入れ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立し の中長期的な視点に立った市町村介護保険事業計画の策定が重要である (介護需要及びサービスの種類ごとの量の見込みは、 ても推計する)

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に もに、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス 入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとと 付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような 住まいの普及を図ることが重要である。

このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じて市 町村介護保険事業計画を定めることが重要である。 -) 二千二十五年度<u>及び二千四十年度の推計</u>

市町村は、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する 費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料 の水準に関する中長期的な推計を行い、示すよう努めるものとする<u>(介護</u> 給付等対象サービスの種類ごとの量及び地域支援事業の量は、二千四十年 度についても推計する。

59

その際には、第一の三を踏まえ、都道府県が定める地域医療構想を含む 医療計画との整合性を図ることが重要である。 (二) 第八期の目標

システムの深化・推進に向けた第八期以降の各計画期間を通じた段階的な 充実の方針及びその中での<u>第八期</u>の位置付けを明らかにするとともに、<u>第</u> 市町村は、(一)の推計を踏まえて第八期の保険料を定め、地域包括ケア 八期の具体的な施策により目指す目標を定めることが重要である。

その際には、その地域の特色を具体的に反映した目標とすることが重要

二千二十五年度の推計及び第七期の目標

た日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供 される体制を整備するとともに、地域の介護需要のピーク時を視野に入れ ながら二千二十五年度(平成三十七年度)の介護需要、サービスの種類ご との量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な介護 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立し 保険制度とするための中長期的な視点に立った市町村介護保険事業計画 の策定が重要である。

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に もに、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス 入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとと 付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような 住まいの普及を図ることが重要である。

このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じて市 町村介護保険事業計画を定めることが重要である。 (一) 二千二十五年度の推計

市町村は、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する 費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料 の水準に関する中長期的な推計を行い、示すよう努めるものとする。 その際には、第一の三を踏まえ、都道府県が定める地域医療構想を含む 医療計画との整合性を図ることが重要である。

(二) 第七期の目標

システムの深化・推進に向けた第七期以降の各計画期間を通じた段階的な 充実の方針及びその中での

第七期の位置付けを明らかにするとともに、

第 市町村は、(一)の推計を踏まえて<u>第七期</u>の保険料を定め、地域包括ケア 七期の具体的な施策により目指す目標を定めることが重要である。

その際には、その地域の特色を具体的に反映した目標とすることが重要

5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

市町村介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を 点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。

この場合においては、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の市町村介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが重要である。このため、平成二十九年の法改正では、市町村は、各年度において、市町村介護保険事業計画に被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減者しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及び当該施策に掲げる目標に関する事項を記載するとともに、施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析をし、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行い、評価の結果について公表するよう努めることが定められた。

なお、評価を実施するに当たっては、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用することが可能である。

こうした評価を踏まえて、必要があると認められるときは、次期市町村 介護保険事業計画に反映するなど必要な措置を講ずることが重要である。 なお、要支援者等に対するサービス提供について、市町村が計画期間中 の取組、費用等の結果について検証し、<u>第八期</u>以降の計画につなげていく こと。具体的には、ガイドラインを参考にしながら、関係者間で議論しつ つ、評価し、結果を共有していくことが重要である。

60

6 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

また、市町村介護保険事業計画に定める日常生活圏域は、市町村計画 し地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。) 第五条第一項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。) を作成する場合に当該計画に記載される市町村医療介護総合確保区域(医療介護総合確保法第五条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域(医療介護総合確保法第五条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。)と整合性が図られたものとすること。

なお、日常生活圏域の設定については、自治会や町内会など既存コミニティの活動にも配慮して定めることが重要である。

Ц

5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 市町村介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を 点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。 この場合においては、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の市町村介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが重要である。

特に、平成二十九年の法改正では、市町村は、各年度において、市町村 介護保険事業計画に被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要 介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防 止及び介護給付の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項 及び当該施策に掲げる目標に関する事項を記載するとともに、施策の実施 状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析をし、市町村介護保険事業 計画の実績に関する評価を行い、評価の結果について公表するよう努める ことが定められた。

こうした評価を踏まえて、必要があると認められるときは、次期市町村介護保険事業計画に反映するなど必要な措置を講ずることが重要である。なお、要支援者等に対するサービス提供について、市町村が計画期間中の取組、費用等の結果について検証し、第七期以降の計画につなげていくこと。具体的には、ガイドラインを参考にしながら、関係者間で議論しつ、評価し、結果を共有していくことが重要である。

3 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

また、市町村介護保険事業計画に定める日常生活圏域は、市町村計画(また、市町村介護保険事業計画に定める日常生活圏域は、市町村計画(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年 法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。)第五条第一項に 規定する市町村計画をいう。以下同じ。)を作成する場合に当該計画に記載される市町村医療介護総合確保区域(医療介護総合確保法第五条第二項 第一号に規定する医療介護総合確保区域(医療介護総合確保法第五条第二項 第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。)と整合性が図られたも

なお、日常生活圏域の設定については、自治会や町内会など既存コミュニティの活動にも配慮して定めることが重要である。

)	
—	
7	
H	
_	
7	
ľ	
_	

市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画と一体のものとして作 成され、市町村計画との整合性が確保されたものとし、市町村地域福祉計 画 (社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画をいう。以 下同じ。)、市町村高齢者居住安定確保計画(高齢者の居住の安定確保に 他の計画との関係

をいう。以下同じ。)、市町村賃貸住宅供給促進計画(住宅確保要配慮者 関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画

に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成十九年法律第百十二号)第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画をいう。以下同じ

。)、市町村障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援 法」という。)第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。

以下同じ。)、市町村健康増進計画(健康増進法(平成十四年法律第百三 号)第八条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。)又は生涯活躍 のまち形成事業計画(地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条 の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。

)その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉 又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとすること。

また、市町村介護保険事業計画においては、これらの計画との関係につ

いて盛り込むことが重要である。 -) 市町村老人福祉計画との一体性

市町村老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の 安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付 等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的 活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービ スの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含 め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制 の確保に関する計画として作成されるものである。

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村老人福祉計画

-体のものとして作成されなければならない。 :) 市町村計画との整合性

域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域において医療及び介護の 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地 サービスを総合的に確保することが重要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村計画との整合性 の確保を図るものとすること。 (三) 市町村地域福祉計画等との調和

の確保を図るものとすること。 (三) 市町村地域福祉計画との調和

I

他の計画との関係

市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画と一体のものとして作 下同じ。)、市町村高齢者居住安定確保計画(高齢者の居住の安定確保に をいう。以下同じ。)、市町村賃貸住宅供給促進計画(住宅確保要配慮者 に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成十九年法律第百十二号 。)、市町村障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援 号)第八条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。)又は生涯活躍 のまち形成事業計画(地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条)その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉 成され、市町村計画との整合性が確保されたものとし、市町村地域福祉計 画 (社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画をいう。以)第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画をいう。以下同じ 以下同じ。)、市町村健康増進計画(健康増進法(平成十四年法律第百三 また、市町村介護保険事業計画においては、これらの計画との関係につ 法」という。)第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。 の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。 関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画 又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとすること。

いて盛り込むことが重要である。 (一) 市町村老人福祉計画との一体性

安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付 等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的 活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービ スの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含 め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制 市町村老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の の確保に関する計画として作成されるものである。

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村老人福祉計画と 体のものとして作成されなければならない。

市町村計画との整合性

域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域において医療及び介護の 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地 サービスを総合的に確保することが重要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村計画との整合性

- 32 -

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

特に、要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、 要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現することが必要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる市町村地域福祉計画と調和が保たれたものとすること。その際、市町村地域福祉計画は、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられていることに留意すること。

なお、令和二年の法改正において、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に対応する重層的支援体制整備事業が市町村が社会福祉法に基づき実施できる事業として創設された。重層的支援体制整備事業を実施する場合には、重層的支援体制整備事業実実施計画(社会福祉法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画(社会福祉法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。)との整合性にも留に規定する重層的支援体制整備事業の量の見込みについては、重層的支援を制整備事業における介護に係る事業分を含めて見込むこと。

四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施 策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する ことが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画について は、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養 護老人ホーム、特別養護老人ホームその他の高齢者に対する賃貸住宅及び 老人ホーム(以下「高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム」という。) の供給の目標等を定める市町村高齢者居住安定確保計画と調和が保たれ たものとし、その策定に当たっては、住宅担当部局をはじめとした関係部 局と連携を図るよう努めることが重要である。

また、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図る観点から、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームが供給されるに当たっては、市町村の介護保険担当部局においても関与を図るなど、高齢者の居住等に関する施策にも積極的に関与することが重要である。

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域 における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによっ て、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

特に、要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現することが必要である。

このため、市町村介護保険事業計画については、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる市町村地域福祉計画と調和が保たれたものとすること。その際、市町村地域福祉計画は、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられていることに留意すること。

市町村高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施 策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する ことが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画について は、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養 護老人ホーム、特別養護老人ホームその他の高齢者に対する賃貸住宅及び 老人ホーム(以下「高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム」という。) の供給の目標等を定める市町村高齢者居住安定確保計画と調和が保たれ たものとし、その策定に当たっては、住宅担当部局をはじめとした関係部 局と連携を図るよう努めることが重要である。

向と母がそ凶らより先めることが当女へめる。 また、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図る観点から、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームが供給されるに当たっては、市町村の介護保険担当部局においても関与を図るなど、高齢者の居住等に関する施策にも積極的に関与することが重要である。

同野石 2.1 胎(4) 女 7 日 4 (1) 1 (1	古歌者が可能なほの代も画とな 事情なみの有子を始上で下い口が1 す
ロ資生活を追ぎ フがたまストペ 介護給付無対象サーアス等に関中ス権	同町4分11によび7日を買17に3項へらか有する形がにぶつロサウに日連仕注を過む17分がたまとした。全舗給仕等対象中一丈ス第2間でと権
ことが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画について	ことが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画について
は、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め	は、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め
る市町村賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局	る市町村賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局
をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。	をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。
(六) 市町村障害福祉計画との調和	(六) 市町村障害福祉計画との調和
市町村障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観点	市町村障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観点
から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高齢	から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高齢
の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため、	の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため、
介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要であ │	介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要であ
る。このためには高齢者だけにとどまらず、精神障害にも対応した地域包	る。このためには高齢者だけにとどまらず、精神障害にも対応した地域包
	括ケアシステムを構築することが必要である。
こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、市町村障害福	こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、市町村障害福
祉計画との調和が保たれたものとするとともに、都道府県障害福祉計画 (祉計画との調和が保たれたものとするとともに、都道府県障害福祉計画(
障害者総合支援法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画を	障害者総合支援法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画を
いう。以下同じ。)に定められた、高齢者を含む入院中の精神障害者の地	いう。以下同じ。)に定められた、高齢者を含む入院中の精神障害者の地
域生活への移行に係る成果目標の達成に向けた地域の体制整備等の取組	域生活への移行に係る成果目標の達成に向けた地域の体制整備等の取組
に留意すること。	に留意すること。
(七) 市町村健康増進計画との調和	(七) 市町村健康増進計画との調和
少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等となることの	少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等となることの
子防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることは、重要であ	予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることは、重要であ
200	
このため、市町村介護保険事業計画については、高齢者の健康に焦点を	このため、市町村介護保険事業計画については、高齢者の健康に焦点を
た取組等住民の健康の増進の推進に関する施策との連携が十二十二件中は発売するでは、シェン・プログラン・ジューン・	た取組等住民の健康の増進の推進に関する施策と
9、市町村健康増進計画が定められている場合には、当該計画との調和に	り、市町村健康増進計画が定められている場合には、当該計画との調构に
配慮すること。	配慮すること。
(八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和 4 並にに関します あみず 4 世界 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和 エヨア語にいましょ アナギ
生徒活躍のより形以事来を実施する中型付は、生徒活躍のより形以事業事事を発表を示すとしてよせでいる。実禁事団には、今鑵中一ジュ担併体制	生涯活躍のより形以事業を実施する中町内は、土涯活躍のより形以事業事画を佐むすとしてなせている。実数型画では、今鑵井一ジヶ担併休里
国名上次~の10001c~・3。国際11回によっ一吸~ 「この所不予D」 佐保のケゼの存締組みを世帯上ストンだた米ストマナゼナデスをそ 3.	国名 次~の10004ccv.の。 窓口回(こは、 / 殿) 「こく)が宋子町の毎年のかその存筆組みを世帯をとしたなかなく アンジャン ドンスかん
	咳計画でためる添可には、115mlで分頭水吸事来計画とい調付に記憶 9 のこと。
(九) 市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二	(新設)
<u> </u>	

63

下同じ。)との調和 災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、市町村の防災部局が 避難行動要支援者名簿の作成及び活用や、福祉避難所の指定等の取り組み を進める際には、介護保険担当部局も連携して取り組む必要がある。また 、市町村介護保険事業計画において、災害時に備えた防災部局との連携し た取組等を定める場合には、市町村地域防災計画との調和に配慮すること	
(十) 市町村行動計画(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第八条第一項に規定する市町村行動計画をいう。以下同じ。)との調和市町村行動計画においては、新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取り組みや各発生段階における市町村が実施する対策などが定められており、高齢者等への支援についても定められている。今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、市町村介護保険事業計画において、新型インフルエンザ等の感染症に備えた取組等を定める場合には、市町村行動計画との調和に配慮すること。	(新茂)
(十一) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合にあっては、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。	(九) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下信祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合にあっては、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。
(十二) 介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理の改善並びに能力の開発及び向上をすることが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合にあっては、介護雇用管理改善等計画にたいて、介護人材確保策を定める場合にあっては、介護雇用管理改善等計画にためる介護労働者の雇用管理の改善の促進並びに能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を踏まえるよう努めるものとする。	(十) 介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理の改善並びに能力の開発及び向上をすることが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合にあっては、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管理の改善の促進並びに能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を踏まえるよう努めるものとする。

- 37 -

(新設)	
(十三) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組	製色 非権 第二 ない 一年 製色 非の 発 中 多 は で かん す か ま が ま な か す か す か す か す か す か す す か す す か す す か す す か す す か す す か す す か す

とは、認知症の人が、尊厳と希望を ても同じ社会 「認知症になっても 「認知症にならない」 認知症の人やその家族の意 と「予防」の施策を推進することが重要である 認知症があってもなく 「認知症になるのを遅らせる」 「予防」とは、 ゴセム社会を目指し 進行を緩やかにする」という意味である。 「井体」 また、 という意味であり、 持って認知症とともに生きる、 知症施策推進大綱において、 が持つ
トロ
消
年
活
を
温 「共生」 という意味ではなく でともに年まる。 路ボダイ

こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、認知症施策を定める場合にあっては、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえるよう努めるものとする。

8 かの街

(一) 計画期間と作成の時期

市町村介護保険事業計画は、概ね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないものとされる保険料の算定の基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、三年を一期として作成する。

<u>第八期</u>市町村介護保険事業計画については、今和三年<u>度</u>から今和五年度 でを期間として、令和二年度中に作成することが必要である。

65

) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

カーガスによるによるによる。 市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道所県知事に提出すること。 また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められることから、市町村は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報(介護保険制度の基本的理念を含む。)及び施策の実施状況や目標の達成状況の情報の提供に努めることが重要である。

さらに、市町村介護保険事業計画を通じて構築する地域包括ケアシステムは、地域住民、介護従事者、介護サービス事業者、民間企業、NPO、地域の諸団体等により支えられるものであることから、様々な経路や手法により、その地域の現状や特性、地域が目指す方向やそのための取組に対する理解が関係者間で共有できるよう、当該計画及び各年度における当該計画の達成状況などの公表方法を工夫しながら、様々な経路や方法によりこれらの関係者による多様かつ積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。

8 から街

(一) 計画期間と作成の時期

市町村介護保険事業計画は、概ね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないものとされる保険料の算定の基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、三年を一期として作成する。

<u>第七期</u>市町村介護保険事業計画については、<u>平成三十年度から平成三十</u> <u>二年度までを期間として、平成二十九年度</u>中に作成することが必要である

二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出すること。

また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められることから、市町村は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報(介護保険制度の基本的理念を含む。)及び施策の実施状況や目標の達成状況の情報の提供に努めることが重要である。

さらに、市町村介護保険事業計画を通じて構築する地域包括ケアシステムは、地域住民、介護従事者、介護サービス事業者、民間企業、NPO、地域の諸団体等により支えられるものであることから、様々な経路や手法により、その地域の現状や特性、地域が目指す方向やそのための取組に対する理解が関係者間で共有できるよう、当該計画及び各年度における当該計画の達成状況などの公表方法を工夫しながら、様々な経路や方法によりこれらの関係者による多様かつ積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 市町村介護保険事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げ 7 元 1 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -	二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 市町村介護保険事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げ * まずしょっ
3点とりる。 1 日道午汗圏坊	○ 事項 C 9 ら。 1 日 対 生
	'
ること。	ること。
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みにつ	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みにつ
いては、市町村における高齢者人口の動向、介護給付等対象サービスの給	いては、市町村における高齢者人口の動向、介護給付等対象サービスの給
Ш/Д,	付の実績を分析し、かつ、評価するなど第二の一の2に掲げる事項を踏ま
えた上で、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準(市町村介護保険	えた上で、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準(市町村介護保険
4	:5)
めるに当たって参酌すべき標準として別表に掲げるものをいう。)を参考	めるに当たって参酌すべき標準として別表に掲げるものをいう。)を参考
として、次の区分により定めること。	
	護者等の数
人口の動向、総合事業及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案	人口の動向、総合事業(総合事業に移行する前の介護予防事業を含む。)
して、地域の実情に応じて定めることが必要である。	及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案して、地域の実情に応いて完めまった。
また サービスの量の目込みを定める際には サービス利用に際した地	してためらしてが治々へめる。
域間の移動や、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性や都道府県	
による老人福祉圏域内の広域調整を踏まえることが必要である。	
「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特に都市部では高齢	
え、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居	
者生活介護も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要である。その	
際、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの設	
り入居先の確保が	
がないよう留意することが必要である。一方、人口減少が見込まれる地域	
では、関係サービスの連携や既存施設の有効活用等の工夫により、必要な	
る必要がある	
設の建て替えや必要な修繕を計画的に行うとともに、甲長期的な人口構造 - エニュ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
是供される。	
<u>地域医療介護総合価保基金を活用しなから、地域を文えるという視点で整備を准めていくことが重要である。</u>	
作がキーアスの	
エバジルスを図る配派がついのたは正し上口に柔軟に対応しやすい地域密着型サービスの地理的	
込を定めることも重要である。	

<u>さらに、</u>地域で作成した認知症ケアパス及び認知症の人を含む精神科病院からの退院者を地域で受け入れることを踏まえたものとするよう留意することが重要である。

することが重要である。
(一) 各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込みイ 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数及び指定地域密着型サービスの量の見込み

各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数及び指定地域密着型サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。

その際、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護給付対象サービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた必要利用定員総数及び見込量を定めること。特に、入所申込者が多数存在する指定介護老人福祉施設や地域密着型介護老人福祉施設については、保険者である市町村において、入所申込みを行っている要介護者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により、当該施設以外では生活が困難であり、真に入所が必要と判断される被保険者を適宜の方法で把握し、その状況も踏まえた上で、必要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めること。

67

また、各サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たっては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、市町村全域及び日常生活圏域ごとの当該地域におけるこれらの設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等を必要に応じて勘案すること。

なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。

指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み 各年度における指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。 その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。以下同じ。)、夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスである夜間対応型訪問介護

<u>また、サービスの量の見込みを定める際には、</u>地域で作成した認知症ケアペス及び認知症の人を含む精神科病院からの退院者を地域で受け入れることを踏まえたものとするよう留意することが重要である。

ることを踏まえたものとするよう留意することが重要である。
(一) 各年度における介護給付対象サービス (介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込みイー市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数及び指定地域密着型サービスの量の見込み

各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護を入福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数及び指定地域密着型サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。

その際、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護給付対象サービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた必要利用定員総数及び見込量を定めること。特に、入所申込者が多数存在する指定介護老人福祉施設や地域密着型介護老人福祉施設については、保険者である市町村において、入所申込みを行っている要介護者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により、当該施設以外では生活が困難であり、真に入所が必要と判断される被保険者を適宜の方法で把握し、その状況も踏まえた上で、必要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めること。

なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総 数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う 施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分は含ま ないものとする。

1 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み各年度における指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。

その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。以下同じ。)、夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスである夜間対応型訪問介護

- 41 -

に限る。以下同じ。)、地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスである地域密着型通所介護に限る。以下同じ。)、認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスである認知症対応型通所介護に限る。以下同じ。)、小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護に限る。以下同じ。)及び<u>看護小規模多機能型居</u>宅介護の量の見込みを踏まえることが必要である。

また、各サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たっては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、市町村全域及び日常生活圏域ごとの当該地域におけるこれらの設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等を必要に応じて勘案すること。

<u>さらに、</u>各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県と連携し、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、この(一)に掲げるそれぞれの介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みに含めて見込むこと。

二) 各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスの、ち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込みイ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み

各年度における指定地域密着型介護予防サービスの種類ごとの量の 見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが 重要である。

その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、日常生活圏域ごとに均衡のとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を確保すること。

- こ。 z 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量 の見込み 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。

その際、指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを踏まえる

に限る。以下同じ。)、地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスである地域密着型通所介護に限る。以下同じ。)、認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスである認知症対応型通所介護に限る。以下同じ。)、小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスであるが開じ。)及び複合型サービス(指定地域密着型サービスである複合型サービスに限る。以下同じ。)及び複合型サービス(指定地域密着型サービスである複合型サービスに限る。以下同じ。)の量の見込みを踏まえることが必要である。

<u>また、</u>各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県と連携し、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、この(一)に掲げるそれぞれの介護給付対象サービスの種類に対する重要を担理した上で、この(一)に掲げるそれぞれの介護給付対象サービスの種類

ごとの量の見込みに含めて見込むこと。
 (二) 各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込みイ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み各年度における指定地域密着型介護予防サービスの量のものます。

各年度における指定地域密着型介護予防サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。 その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービ

その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、日常生活圏域ごとに均衡のとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を確保するエン

- こ。 ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量 の見込み

指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。

イスプーニーズールーダーシ。 その際、指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを踏まえるこ

- 各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。この場合、総合事業については、次のとおりとすること。

また、介護給付等対象サービスと同様、サービスの量の見込みを定める際には、地域で作成した認知症ケアパスの勘案にも留意することが重要で

(一) 総合事業の量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの量の見込みを定める際には、事業実績に加え、ガイドラインを参考にしながら、従前相当のサービスと多様なサービスのそれぞれについて、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえた必要な量を見込む必要があること。その際、費用の額の見込みのほか、サービスを提供する事業者・団体数や利用者数を見込むように努めること。なお、市町村の判断により、希望する居宅要介護被保険者が総合事業の対象者となり得ることに留意すること。

また、一般介護予防事業の推進に当たっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。市町村においては、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民運営の通いの場が、人と人とのつながりを通じて、充実していくような地域づくりについて、地域における保健師や管理栄養土、歯科衛生土、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、推進することが重要である

69

さらに、通いの場の取組については、多様なサービスにおける短期集中 子防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携し 進めることが重要である。 なお、推進するに当たっては、厚生労働省においては、通いの場に参加する高齢者の割合を二千二十五年までに八%とすることを目指し、通いの場の取組を推進していることを勘案することが望ましい。

- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。この場合、総合事業については、次のとおりとすること。
- また、介護給付等対象サービスと同様、サービスの量の見込みを定める際には、地域で作成した認知症ケアパスの勘案にも留意することが重要である。
- (一) 総合事業の量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの量の見込みを定める<u>こと。</u> なお、総合事業は、第六期が実施の猶予期間であったため、事業実績に加え、ガイドラインを参考にしながら、従前相当のサービスと多様なサービスのそれぞれについて、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえた必要な量を見込む必要があること。 また、一般介護予防事業の推進に当たっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を覚むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。市町村においては、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民運営の通いの場が、人と人とのつながりを通じて、充実していくような地域づくりを推進することがもある。

包括的支援事業の事業量の見込み

包括的支援事業の実施に当たっては、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれごとに、事業内容や事業量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。

その際には、特に、在宅医療・介護連携、認知症総合支援事業、生活支援・介護予防サービスについては、三の1の内容とも密接に関わることから、その内容に留意して考え方を示すことが重要である。

また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように努めることが重要である。

なお、包括的支援事業の事業量の見込みについては、第一の五の地域包括支援センターの必要な職員体制と密接に関わることに留意すること。

4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の 海エルへの助知及び日極語完

適正化への取組及び目標設定(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定

70

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、各市町村において、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要であ

こうした観点から、平成二十九年の法改正においては、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標に関する事項が追加されたところである。

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要である。具体的には、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供することが重要である。これに当たり、高齢者が他の高齢者のための見守り、声かけや食事の提供等の生活支援サービスの担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加

(二) 包括的支援事業の事業量の見込み

包括的支援事業の実施に当たっては、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれごとに、事業内容や事業量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。

その際には、特に、在宅医療・介護連携、認知症総合支援事業、生活支援・介護予防サービスについては、三の1の内容とも密接に関わることから、その内容に留意して考え方を示すことが重要である。

また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように努めることが重要である。

なお、包括的支援事業の事業量の見込みについては、第一の五の地域包括支援センターの必要な職員体制と密接に関わることに留意すること。

4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 (一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等とな

(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、各市町村において、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要であ

こうした観点から、平成二十九年の法改正においては、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標に関する事項が追加されたところである。

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要である。具体的には、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供することが重要である。これに当たり、高齢者が他の高齢者のための見守り、声かけや食事の提供等の生活支援サービスの担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的

の推進を一体的に図り、要介護状態等になることをできる限り予防することが重要である。

また、高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を継続するためには、その者の事がで安心して生活を継続するためには、その者の事態を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切に支援することが重要である。具体的には、地域住民、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)、<u>就労的活動支援国助工業を関係を持ては、地域支え合い、ボランティアや民財産である。大きンティアや民間事業者等の地域の様々な活動主体、専門的知見を有する専門職等との協力や専門家により、高齢者の要介護状態や生きがい、生活歴、生活状況等を的確に把握し、要介護状態等に応じて個人と環境に働きかけ、本人の意欲を高める支援を提供することが重要である。その際、市町村の判断により、希望する居宅要介護被保険者が総合事業を利用することが可能であることにも留意すること。</u>

基本方針等の周知、(2)介護予防や重度化防止に関する啓発普及及び(3)研修 おけるネットワークの構築、(3)地域課題の発見、(4)地域づくりや資源開発 及び(5)政策の形成並びに④生活支援コーディネーター(地域支え合い推進 例えば、①地域住民、介護支援専門員、地域包括支援センターや介護サ 説明会、勉強会等の実施といった、地域で目指すべき方向性についての 考え方の共有に関する取組、②高齢者自身が担い手として活動する場を含 む、住民主体の通いの場等の創出や、これらの担い手の養成、③多職種が 連携した地域ケア会議の定期的な開催による(1)個別課題の解決、(2)地域に 員) や協議体の活動による(1)地域の課題や資源の把握、(2)関係者のネット った取組が考えられる。これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組 を構想し、その取組内容と目標について市町村介護保険事業計画に盛り込 よる高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動のコーディネートとい 一ビス事業者等に対する(1)介護保険の理念や保険者として取り組むべき ワーク化及び(3)身近な地域における社会資源の確保や創出とこれらの担 (5)就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員) い手の養成、

加えて、リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要である。このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を構築することが重要である。

に図り、要介護状態等になることをできる限り予防することが重要であ ス また、高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、その者の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切に支援することが重要である。具体的には、地域住民、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)、NPO、ボランティアや民間事業者等の地域の様々な活動主体、専門的知見を有する専門職等との協力や専門家により、高齢者の要介護状態や生きがい、生活歴、生活状況等を的確に把握し、要介護状態等に応じて個人と環境に働きかけ、本人の意欲を高める支援を提供することが重要である。

例えば、①地域住民、介護支援専門員、地域包括支援センターや介護サービス事業者等に対する(1)介護保険の理念や保険者として取り組むべき基本方針等の周知、(2)介護予防や重度化防止に関する啓発普及及び(3)研修、説明会、勉強会等の実施といった、地域で目指すべき方向性についての考え方の共有に関する取組、②高齢者自身が担い手として活動する場を含む、住民主体の通いの場等の創出や、これらの担い手の養成、③多職種が連携した地域ケア会議の定期的な開催による(1)個別課題の解決、(2)地域におけるネットワークの構築、(3)地域課題の発見、(4)地域づくりや資源開発及び(5)政策の形成並びに④生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体の活動による(1)地域の課題や資源の把握、(2)関係者のネットワーク化及び(3)身近な地域における社会資源の確保や創出とこれらの担い手の養成、といった取組が考えられる。これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、その取組内容と目標について市町村介護保険事業計画に盛り込むこと。

I 45

市町村介護保険事業計画に記載する目標については、これまでの取組を さらに推進するものとなるよう、<u>第七期</u>市町村介護保険事業計画における 取組の実績を踏まえるとともに、保険者の様々な取組の達成状況を評価で きるよう、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めることが重要 H が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を現状把握や である。<u>また、リハビリテーションに関する目標の設定</u>に当たっては、 施策の検討の参考とすることが望ましい。

なお、こうした取組は、適切なサービスの利用の阻害につながらないこ とが大前提であることに留意することが必要である。 :) 介護給付の適正化への取組及び目標設定

介護給付の適正化事業は、実施主体が保険者であり、保険者が本来発揮 するべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重

このため、第八期からの調整交付金の算定に当たっては、要介護認定の 適正化 (認定調査状況チェック) 、ケアプランの点検、住宅改修等の点検 縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知といったいわゆる主要 五事業の取組状況を勘案することとしたところである。

主要五事業、あるいは地域の実情に応じて介護給付の適正化に資する多 様な取組を構想し、その取組内容と目標について市町村介護保険事業計画 また、全事業を実施することが直ちに難しい市町村にあっては、費用的 な効果が最も見込まれる縦覧点検・医療情報との突合、介護保険制度の要 れでもなお実施が難しい場合にあっては、都道府県を通じて国保連合会へ である介護支援専門員を支援するケアプランの点検及び介護給付の適正 化を進める上で効果的と考える適正化事業の三事業を優先して実施し、 の委託も検討することが重要である。

N

なお、介護給付の適正化については、実施する具体的な適正化事業の内 容及び実施方法とその目標等を定めることとするが、市町村介護給付適正 化計画を別に策定することでも、差し支えない。この場合、市町村介護給 付適正化計画を別に定める旨記載し、市町村介護保険事業計画と整合の図 られたものとすること。

ける取組の実績を踏まえるとともに、保険者の様々な取組の達成状況を 評価できるよう、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めるこ 市町村介護保険事業計画に記載する目標については、これまでの取組 をさらに推進するものとなるよう、第六期市町村介護保険事業計画にお 評価できるよう、数値目標等の客観的な目標を設定するように努める、 とが重要である。

なお、こうした取組は、適切なサービスの利用の阻害につながらない ことが大前提であることに留意することが必要である。 二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定

介護給付の適正化事業は、実施主体が保険者であり、保険者が本来発揮 するべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重 要である。

の点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費 通知といったいわゆる主要五事業、あるいは地域の実情に応じて介護給付 の適正化に資する多様な取組を構想し、その取組内容と目標について市町 このため、要介護認定の適正化(認定調査状況チェック) 村介護保険事業計画に盛り込むこと。 また、全事業を実施することが直ちに難しい市町村にあっては、費用的 な効果が最も見込まれる縦覧点検・医療情報との突合、介護保険制度の要 化を進める上で効果的と考える適正化事業の三事業を優先して実施し、そ れでもなお実施が難しい場合にあっては、都道府県を通じて国保連合会へ である介護支援専門員を支援するケアプランの点検及び介護給付の適正 の委託も検討することが重要である。

なお、介護給付の適正化については、実施する具体的な適正化事業の 内容及び実施方法とその目標等を定めることとするが、市町村介護給付 適正化計画を別に策定することでも、差し支えない。この場合、市町村 介護給付適正化計画を別に定める旨記載し、市町村介護保険事業計画と 整合の図られたものとすること

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

111

市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めるよう努める 事項は、一(5及び6を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とす

地域包括ケアシステムの構築のため、今後重点的に取り組むことが必要 な次の事項について、地域の実情に応じて計画に位置付け、その事業内容 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 等について定めるよう努めるものとする。

り、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であ 連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環とし て行っていくことが重要である。 -) 在宅医療・介護連携の推進

る仕組みを構築し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で 支えていくため、医療計画に基づく医療機能の分化と併行して、市町村が 主体となって、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のた めの体制を充実させることが重要である。市町村は、地域の医師会等の協 力を得つつ、在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため、各 地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、在宅 サイクルに沿って取組を推進していくことが重要である。また、推進に当 染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、地域にお ける医療・介護の連携が一層求められる中、在宅医療・介護連携推進事業 在宅医療・介護連携の推進により、在宅医療及び介護が円滑に提供され たっては、看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を 医療・介護連携推進事業の具体的な実施時期や評価指標等を定め、PDCA 強化していく観点からの取組を進めていくことが重要である。さらに、 を活用し、関係者の連携体制や対応を検討していくことが望ましい。

73

なお、市町村は、地域住民に対して、医療及び介護サービスについて理 解を深めてもらえるよう、的確な情報提供及びわかりやすく丁寧な説明を 行っていくことや関連施策との連携を図っていくことが重要である。

市町村介護保険事業計画の任意記載事項

市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めるよう努める 一(5及び6を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とす 事項は、

地域包括ケアシステムの構築のため、今後重点的に取り組むことが必 要な次の事項について 、地域の実情に応じて計画に位置付け、その事業 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 内容等について定めるよう努めるものとする。 また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であ り、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との 連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環とし て行っていくことが重要である。 (一) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ特 つ高齢者を地域で支えていくため、医療計画に基づく医療機能の分化と併 行して、市町村が主体となって、日常生活圏域において必要となる在宅医 療・介護連携のための体制を充実させることが重要である。市町村は、地 域の医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に 推進するため、以下の事業内容に関し具体的な実施時期等を定めることが なお、市町村は、地域住民に対して、医療及び介護サービスについて理 解を深めてもらえるよう、的確な情報提供及びわかりやすく丁寧な説明を 行っていくことが重要である。

イ 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用

を行う事業

- 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者(以下「医療・ 療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討 により構成される会議の開催等を通じて ところ。 介護関係者 する事業 П
- ハ 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供

74

する被保険者の介護・医療・健診情報等を授受するための規定の整備が行われた。 われた。 一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用 を含め国民健康保険担当部局等と連携して取組を進めることが重要であ り、後期高齢者医療広域連合等との連携方策を含めた一体的実施の在り方 について高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条の二第一項に基 づき市町村が定める基本的な方針と整合的なものとするとともに、具体的 に定めることが重要である。

(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身又は夫婦のみの高齢者世帯等支援を必要とする高齢者の増加に件い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待される。また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことが期待される。また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことが現な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。このため、生活支援・介護予防サービスの充実のために地域のニーズや資源の把握を行った上で、以下の取組を進めるコーディネート機能の充実や、協議体の設置を進めることを定めることが重要であるとともに、ガイドラインを参照しながら、今後充実を図るNPO、民間企業、協同組合、ボランティア等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの方異の方の、民間企業、協同組合、ボランティア等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの内容について具体的に記載することが重要である。

なお、地域におけるサービスは、地域のニーズや資源に基づいて創出するものであり、サービスの創出自体が目的ではなく、地域のニーズ等を十分に把握しないままに創出されたサービスは、地域の実情に沿わないものとなってしまうおそれがあることに留意の上、地域の関係者との協議を重ねつつ検討を行うことが重要である。

75

また、生活支援・介護予防サービスの充実においては、高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者の生きがいや介護予防に繋がるという観点から、高齢者等の地域住民の力を活用することが重要である。このため、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体、就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員上より、地域における課題や資源を把握し、これを踏まえて、以下の取組を進めることが重要である。

- 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場を確保するなど
- 活動主体等のネットワークの構築
- ハ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング

(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身又は夫婦のみの高齢者世帯等支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、地域の実情に応じて、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待される。また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことがあ高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。このため、生活支援・介護予防サービスの充実のために地域のニーズや資源の把握を行った上で、以下の取組を進めるコーディネート機能の充実や、協議体の設置を進めることを定めることが重要であることがあるとともに、ガイドラインを参照しながら、今後充実を図るNPO、民間企業、協同組合、ボランティア等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの内容について具体的に記載することが重要である。

なお、地域におけるサービスは、地域のニーズや資源に基づいて創出するものであり、サービスの創出自体が目的ではなく、地域のニーズ等を十分に把握しないままに創出されたサービスは、地域の実情に沿わないものとなってしまうおそれがあることに留意の上、地域の関係者との協議を重ねつつ検討を行うことが重要である。

また、生活支援・介護予防サービスの充実においては、高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者の生きがいや介護予防に繋がるという観点から、高齢者等の地域住民の力を活用することが重要である。このため、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体により、地域における課題や資源を把握し、これを踏まえて、以下の取組を進めることが重要である。

- イ 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場を確保するなどの資源開発
- ロ 活動主体等のネットワークの構築
- ハ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング

I

ティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態 また、介護人材確保のためのボランティアポイントの活用、地域の支え 合い・助け合い活動のための事務手続き支援事業等の活用により、ボラン や状況に応じた様々な取組を行うことも重要である。 これらの取組に当たっては既存事業も活用しつつ、地域支援事業や市町 村の一般財源、食事の提供を通じて子どもに安心できる居場所を提供する いわゆる子ども食堂、高齢者の日常生活を支えるための移動手段の確保な 市町村の衛生部門、交通担当部門等と連携しながら幅広い視点から取組を どの民間の活力等を適切に組み合わせて実施することが想定されるため、 整理した上で記載することが重要である。 1) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっては、民生委員や自治会 等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課 「地域づくり、資源開発」及び「政策の形成」の五つの機能を有する地 域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会 題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」 基盤の整備を同時に図っていくことが重要である。

適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、単に トを、地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援することが重 要である。さらに、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に 共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化すること の防止に取り組むとともに、多職種協働によるネットワークの構築や資源 開発等に取り組むことが必要であり、さらなる個別支援の充実につなげて 具体的には、地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通じて、 既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、 個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメン いくことが重要である。

76

なお、地域ケア会議の運営に当たっては、市町村所管課及び地域包括支 援センターが役割分担するとともに、市町村は地域包括支援センターが抽 出した地域課題を随時受け付ける窓口を明確にし、地域課題解決のための 検討につなげていく体制の整備や、医療と介護の関係者の連携の推進によ り、地域ケア会議が円滑に実施することができる環境を整えることが重要

(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

いてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で 住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域にお 生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現さ

ことが想定されるため、市町村の衛生部門等と連携しながら幅広い視点か 村の一般財源、食事の提供を通じて子どもに安心できる居場所を提供する これらの取組に当たっては既存事業も活用しつつ、地域支援事業や市町 いわゆる子ども食堂などの民間の活力等を適切に組み合わせて実施する ら取組を整理した上で記載することが重要である。

地域ケア会議の推進 (回)

地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっては、民生委員や自治会 、「地域づくり、資源開発」及び「政策の形成」の五つの機能を有する地 域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会 等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課 題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」 基盤の整備を同時に図っていくことが重要である。

適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、単に トを、地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援することが重 要である。さらに、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に 共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化すること の防止に取り組むとともに、多職種協働によるネットワークの構築や資源 開発等に取り組むことが必要であり、さらなる個別支援の充実につなげて 具体的には、地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通じて、 既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、 個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメン いくことが重要である。

なお、地域ケア会議の運営に当たっては、市町村所管課及び地域包括支 接センターが役割分担するとともに、市町村は地域包括支援センターが抽 出した地域課題を随時受け付ける窓口を明確にし、地域課題解決のための 検討につなげていく体制の整備や、医療と介護の関係者の連携の推進によ り、地域ケア会議が円滑に実施することができる環境を整えることが重要

五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域にお いてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で 生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現さ

I 49

れることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、特家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安 このため、特家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安 否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅<u>、住宅確</u> 保要配慮者円滑入居賃貸住宅、その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人 ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図り 定めることが重要である。

また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者に対応するため、六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である

さらに、<u>養護老人ホームにおいて、居住に困難を抱える高齢者の契約入</u>所を認めるといった柔軟な取扱いを促進することや、居住支援協議会等の場を設置する等、社会福祉法人、居住支援法人等による生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要である。

77

れることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を 抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であって、 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困 難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み 、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこ とを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所さ せ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とす る軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを 定めることが重要である。

さらに、居住支援協議会等の場を<u>活用することにより、適切な入居支援と入居後の生活支援</u>の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要である。

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保の ための方策 S

市町村介護保険事業計画においては、介護給付等対象サービスの事業を 行う者の確保に関すること等、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込 量の確保のための方策を定めるよう努めるものとする。 また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及 び看護小規模多機能型居宅介護(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護等」という。)、特定施設などの各種介護サービスについて、中長期的 な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた的確なサービス量の見込み及 び見込量確保のための方策を示すことが重要である。

この場合においては、次の点に留意して介護給付等対象サービスの事業 を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う 等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが重要である。

また、人口減少等により介護サービス需要の成熟化が見込まれる地域に おいても、介護サービス需要の見込みに合わせて過不足ない整備が必要で 既存施設の有効活用等による効 率的な整備を行うことも考えられる。 ある。都道府県による広域調整を踏まえ、

関係者の意見の反映

78

市町村は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービ ス(以下「指定地域密着型サービス等」という。)に係る事務の適切な運 営を図るため、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予 ス等の当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の こと等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関 係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費 るものとする。この場合においては、事務を効率的に処理するため、市町 意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない 用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置する等の措置を講ず 防サービス事業者の指定並びに指定の拒否並びに指定地域密着型サービ 村介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。(二) 公募及び協議による事業者の指定

の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、公 募により事業者の指定(以下「公募指定」という。)を行うことができ、 また、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のために必要 があると認めるときは、訪問介護、通所介護又は短期入所生活介護が市町 村介護保険事業計画に定める見込量に達しているとき等に、都道府県に協 市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について、市町村がそ 議を求めることができ、その結果に基づき、都道府県は、訪問介護

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保の ための方策

市町村介護保険事業計画においては、介護給付等対象サービスの事業を 行う者の確保に関すること等、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込 量の確保のための方策を定めるよう努めるものとする。

。)、特定施設などの各種介護サービスについて、ニーズを反映した的確 また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及 び複合型サービス(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策を示すことが重要で

この場合においては、次の点に留意して介護給付等対象サービスの事業 を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う 等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが重要である。

関係者の意見の反映

こと等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費 市町村は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービ ス(以下「指定地域密着型サービス等」という。)に係る事務の適切な運 営を図るため、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予 ス等の当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の るものとする。この場合においては、事務を効率的に処理するため、市町 意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない 用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置する等の措置を講ず 防サービス事業者の指定並びに指定の拒否並びに指定地域密着型サービ 村介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。 (二) 公募及び協議による事業者の指定

の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、公 また、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のために必要 があると認めるときは、訪問介護、通所介護又は短期入所生活介護が市町 村介護保険事業計画に定める見込量に達しているとき等に、都道府県に協 議を求めることができ、その結果に基づき、都道府県は、訪問介護、通所 市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について、市町村がそ 募により事業者の指定(以下「公募指定」という。)を行うことができ、

また、市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を普及させる観 点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に なお、この公募指定や協議、地域密着型通所介護を指定しないことがで きる仕組みは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及と質の向上を 図るために設けられたものであり、参入の抑制を目的としたものではない ことから、市町村においては、こうした趣旨に則って公募指定や協議、地 その地域における介護給付等の状況や要介護認定者数の状況、高齢者のニ ーズ等を踏まえ、提供していくべきサービスの種類や量について定める市 町村介護保険事業計画に沿って、地域のサービス提供体制を構築すること また、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町村は、公募指定を 行う際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考基準を設ける 市町村は、法の規定に基づき、都道府県に対して、居宅サービス事業者 ことができる。また、市町村は、当該通知を受けたときは、都道府県知事 に対し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出 必要な事 を見据えて、第七期に必要となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定 また、市町村においても、必要となる介護人材の確保に向け、国や都道 要である。また、こうした制度を活用しながら、保険者である市町村が、 二千二十五年(平成三十七年) ることができる。 (四) 報酬の独自設定 域密着型通所介護を指定しないことができる仕組みを活用することが必 及び介護予防サービス事業者の指定について事前に通知するよう求める 介護若しくは短期入所生活介護の指定をしないこと又は指定について条 性の向上を通じた労働負担の軽減を柱とする総合的な取組を推進するこ 市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限とし、 めるとともに、それらを基にサービスを提供するために必要となる介護、 府県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成 市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、 業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。 こ) 人材の確保及び資質の向上 指定地域密着型サービス等の介護報酬を独自に設定できる。 達しているとき等に、事業所の指定をしないことができる。 ことが必要である。 (三) 都道府県が行う事業者の指定への関与 介護保険事業の運営主体である市町村は、 材の数等を推計することが重要である。 件を付すことができる。 が重要である。 (H 図るために設けられたものであり、参入の抑制を目的としたものではない ことができる。また、市町村は、当該通知を受けたときは、都道府県知事 また、市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を普及させる観 点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に なお、この公募指定や協議、地域密着型通所介護を指定しないことがで きる仕組みは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及と質の向上を ことから、市町村においては、こうした趣旨に則って公募指定や協議、地 その地域における介護給付等の状況や要介護認定者数の状況、高齢者のニ ーズ等を踏まえ、提供していくべきサービスの種類や量について定める市 町村介護保険事業計画に沿って、地域のサービス提供体制を構築すること また、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町村は、公募指定を 行う際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考基準を設ける 市町村は、法の規定に基づき、都道府県に対して、居宅サービス事業者 に対し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出 必要な事 要である。また、こうした制度を活用しながら、保険者である市町村が、 域密着型通所介護を指定しないことができる仕組みを活用することが必 ることができる。 (四) 報酬の独自設定 介護若しくは短期入所生活介護の指定をしないこと又は指定について条 及び介護予防サービス事業者の指定について事前に通知するよう求める 市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限とし 市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、 業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。 達しているとき等に、事業所の指定をしないことができる。 指定地域密着型サービス等の介護報酬を独自に設定できる ことが必要である。 (三) 都道府県が行う事業者の指定への関与 午を付すことができる。

52 -

 本年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保 一 地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保 一 地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保 一 地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保 一 地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保 一 中域支援事業に要する費用の額 一 中域支援事業に要する費用の額 一 中域支援事業に要する費用の額 一 中域支援事業に要する費用の額 一 中域支援事業に要する費用の額 一 中域支援事業に要する費用の額 一 中域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保 一 中域ではがおります。 一 中域大力をのより多めるものとする。 一 大力が企めの方様 一 大力が確実に確保されるよう場では、サービス事業者をはじめとした関係機関と十分な協議を重ねること等により、地域においては、できためる必要との見込量確保のための方葉 一 に 大が確実に確保されるよう たき は いては、生活支援コーディをの総合事業の多様なサービスの見込量の確保については、生活支援コーディネーター(地域型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量をのための方案 ※合事業の多様なサービスの見込量の確保については、生活支援コーディネーター(地域型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量をのといるの目が参画する協議をしまれるサービスが登頭を踏まえて、具体的に動力を通じた取組により、おけび配数を関するとの上でするでは、対しに動力を通じた取組によりに取りによっター(競技的活動支援コーディネーター(競技的活動支援コーディネーター(競技的活動支援コーディネーター(競技的活動支援コーディネーター(競技の活動支援コーディネーター(競技の活動支援コーディネーター(競技のによりによりに対しませんに対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	とが重要である。 加えて、市町村は、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や都 道府県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サー ビス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランテム ア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確 保及で資質の向上に取り組んでとか、生活重要である。 生活支援等の担い手については、高齢者やつ家族が地域において安心 生活支援等の担い手については、高齢者やの家族が地域において安心 は支える側、と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのない よう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地 域づくりを市町村が進めていくことが重要である。 なお、都道府県は、市町村が取り組む人村の確保及び資質の向上につい なお、都道府県は、市町村が取り組む人村の確保及び資質の向上につい なお、総合事業のひとする。 なお、総合事業のサービス単価については、専門的サービスであるが等 を暗文というがあるのとする。 なお、総合事業のサービス単価については、専門的サービスであるが なお、総合事業のかとする。 なお、総合事業のサービス単価については、専門的サービスであるがが を踏まえて、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定める必要があるが、 サービス単価の設定の際には、サービス事業者をはじめとした関係機関と サービス単価の設定の際には、サービス等の総合事業」という。)の種類で 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援 様子にはなるものものとする。 ないる、大の職を重ねること等が重要である。 は実に確保されるよう考慮すること等が重要である。 は実に確保されるよう考慮すること等が重要である。 との見込量確保については、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)やそれらの者が参画する協議体を通じ ため組により把握された地域のニーズや資源を踏まえて、具体的に定める ことが重要である。
のる。 また、総合事業については、訪問型サービス等の総合事業を行う者の確 保に関すること等、訪問型サービス等の総合事業の種類ごとの見込量の確 保のための方策を定めるよう努めるものとする。	また、総合事業については、訪問型サービス等の総合事業を行う者の確保に関すること等、訪問型サービス等の総合事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めるよう努めるものとする。

80

81

4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその 業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項

(新設)

<u>介護保険事業の運営主体である市町村は、二千二十五年及び二千四十年を見据えて、第八期に必要となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、それらを基にサービスを提供するために必要となる介護人</u>材の数等を推計することが重要である。

また、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に 限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足 対策を進めることが重要である。 特に、地域医療介護総合確保基金によ る入門的研修、元気高齢者等参入促進セミナー事業(介護助手の取組)、 ボランティアポイント、地域の支え合い・助け合いのための事務手続き等 支援事業の活用等により人材の裾野を広げることも重要である。

人及手来が旧加手により入れが始まるよりもことも基文とのも。 そのため、市町村においても、必要となる介護人材の確保に向け、国や都道府県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を、以下の点に留意して定めることが重要である。

(一) 市町村が中心となって地域内の関係団体や関係機関等と連携し、 人村確保のための協議会を設置するなどし、地域の実情に応じ、重点的 に取り組む事項を明確にすること。

た扱ったらずなる力強にうること。 二) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実

・改善していくPDCAサイクルを確立すること。

(三) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、 就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。 <u>また、業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野の</u> I C T 導入を進めていくことも重要であり、地域医療介護総合確保基金に

基づくICT導入支援事業について、三年間での導入事業所数などの数値 目標を設定していくことも考えられる。 さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続 加えて、市町村は、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や都道府県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組んでいくことが重要である。

けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアア ップへの支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要である 生活支援等の担い手については、高齢者やその家族が地域において安心

して日常生活を営むことができるように、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)、協議体や就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)が中心となり、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが重要である。

生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるため、都道府県が中心となり、介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等のために必要な取組について情報交換や協議を行う会議体を設け、地域内の関係団体や関係機関等のみならず、市町村も一体となって介護現場革新に取組むことが重要である。具体的には、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境作りに取り組むモデル施設の育成を含めた事業整備は都道府具が主に担い、市町村は地域のモデル施設の育成を含めた事業整備は都道府国知することによって、都道所県と連携しながら介護規基新の取組の横展開を進めることが重要である。

また、都道府県と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着 支援を両輪で進め、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介 護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージを刷新していくことが重要で <u>※務の効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国業務の効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、</u>様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めることが重要である。

また、引き続き、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制を計画的に整備することが重要である。

- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための 事業等に関する事項
- (一) 介護給付等対象サービス

という。)の事業を行う者が、介護給付等対象サービス(指定居宅サービ ス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型 介護予防サービスをいう。以下この(一)において同じ。)の事業を行う者 又は居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者と連携して、適 るよう、介護給付等対象サービスの事業、居宅における医療を提供する事 体制の整備、介護給付等対象サービスの事業、居宅における医療を提供す 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」 切な居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成することができ めの体制の整備等の相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付 業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報の提供のための 等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよ る事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者相互間の情報の交換のた う努めるものとする。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情 報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関 する事項を盛り込むことが重要である

また、利用者の疑問、不満、不安等を解消し、介護サービスの質の向上 を図るため、介護相談員派遣等事業について、受入れ事業者数の目標を定 めることが望ましい。 1) 総合事業

84

員が、総合事業の多様なサービスを行う者と連携して、適切なサービスの 提供につなげることができるよう、総合事業を行う者に関する情報の提供 のための体制の整備、総合事業を行う者相互の情報の交換のための体制の 個別のケアマネジメントを行う地域包括支援センターや介護支援専門 整備等の総合事業を行う者相互の連携の確保に関する事業その他の総合 事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるも のとする。

ンティア、協同組合、地域包括支援センター、老人介護支援センター等多 様な主体が考えられることから、それぞれの者が有機的に連携しながら各 護保険給付と総合事業を組み合わせたケアプランの作成も含め、ケアマネ ジャーによるケアマネジメントを通じて適切な事業の利用が確保される 事業の実施体制を構築していくことが重要である。市町村の判断により、 希望する居宅要介護被保険者が総合事業を利用することは可能であり、 総合事業の担い手は、市町村、社会福祉法人、NPO、民間企業、

介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための 事業等に関する事項

介護給付等対象サービス

という。)の事業を行う者が、介護給付等対象サービス(指定居宅サービ ス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型 介護予防サービスをいう。以下この(一)において同じ。)の事業を行う者 るよう、介護給付等対象サービスの事業、居宅における医療を提供する事 又は居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者と連携して、適 体制の整備、介護給付等対象サービスの事業、居宅における医療を提供す 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」 切な居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成することができ めの体制の整備等の相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付 等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよ 業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報の提供のための る事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者相互間の情報の交換のた う努めるものとする。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情 報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関 する事項を盛り込むことが重要である。

また、利用者の疑問、不満、不安等を解消し、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員派遣等事業について、受入れ事業者数の目標を定 めることが望ましい。 1) 総合事業

員が、総合事業の多様なサービスを行う者と連携して、適切なサービスの 提供につなげることができるよう、総合事業を行う者に関する情報の提供 のための体制の整備、総合事業を行う者相互の情報の交換のための体制の 個別のケアマネジメントを行う地域包括支援センターや介護支援専門 整備等の総合事業を行う者相互の連携の確保に関する事業その他の総合 事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるも のとする。

ンティア、協同組合、地域包括支援センター、老人介護支援センター等多 様な主体が考えられることから、それぞれの者が有機的に連携しながら各 総合事業の担い手は、市町村、社会福祉法人、NPO、民間企業、 事業の実施体制を構築していくことが重要である。

ことが重要である。

総合事業の効果的な提供体制を構築していく方策として、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行いながら、それぞれの者の連携体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

る。 三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化 地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標や地域課題・地域住 民に対して果たす役割について定めることが重要であり、今後の高齢化の 進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、機能や体制の 強化を図ることが必要である。

なお、運営に関して市町村においては、地域包括支援センターの現状と 課題を適切に把握するとともに、①業務量及び業務内容に応じた適切な人 員配置、②地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化 と連携強化並びに③PDCAの充実による効果的な運営の継続という観 点から、複合的に機能強化を図っていくことが重要である。

①については、担当する高齢者人口や相談件数、運営方針、業務に関する評価の結果等を勘案し、業務量に見合った人員体制を確保すること。また、保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者又は主任介護支援専門員に準ずる者を配置している場合には、それぞれ、保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員の配置に取り組むこと。加えて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むことが重要である。

85

②については、包括的支援事業を委託された者が設置した地域包括支援 センター等に対する運営方針について、それぞれの地域包括支援センター ごとに工夫して提示することが効果的であり、行政との役割分担を明確化 すること。

また、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援等を担う基幹的役割を果たす地域包括支援センターや、認知症等の特定の分野の機能を強化し、近隣の地域包括支援センターの後方支援を担う機能強化型の地域包括支援センターの位置付け等を行い、効果的・効率的な運営体制を構築する・プ

③については、継続的に安定した事業実施につなげるため、地域包括支援センターは自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の向上に努めることが必要である。また、市町村及び地域包括支援センターは、運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行うこと。<u>その際、</u>地域包括支援センターの積極的な体制強化に向けて、保険者機能強化推進

総合事業の効果的な提供体制を構築していく方策として、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行いながら、それぞれの者の連携体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

(三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価(三) 地域包括支援・ンターの設置、適切な運営及び評価

地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標や地域課題・地域住民に対して果たす役割について定めることが重要である。

なお、運営に関して市町村においては、地域包括支援センターの現状と 課題を適切に把握するとともに、①業務量及び業務内容に応じた適切な人 員配置、②地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化 と連携強化並びに③PDCAの充実による効果的な運営の継続という観 点から、複合的に機能強化を図っていくことが重要である。

①については、担当する高齢者人口や相談件数、運営方針、業務に関する評価の結果等を勘案し、業務量に見合った人員体制を確保すること。また、保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者又は主任介護支援専門員に 準ずる者を配置している場合には、それぞれ、保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員の配置に取り組むこと。

②については、包括的支援事業を委託された者が設置した地域包括支援センター等に対する運営方針について、それぞれの地域包括支援センターごとに工夫して提示することが効果的であり、行政との役割分担を明確化すること。

また、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援等を担う基幹的役割を果たす地域包括支援センターや、認知症等の特定の分野の機能を強化し、近隣の地域包括支援センターの後方支援を担う機能強化型の地域包括支援センターの位置付け等を行い、効果的・効率的な運営体制を構築すること。

③については、継続的に安定した事業実施につなげるため、地域包括支援センターは自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の向上に努めることが必要である。また、市町村及び地域包括支援センターは、運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行うこと。

交付金等を活用することも有効である。

その他、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐなどの対応を行う体制を整備するとともに、会後、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が重要であることから、これらの事業を効果的に推進するため、当該事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制を構築することが重要である。特に、地域のつながり強化という観点から、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことが必要である。

また、業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、適正な介護予防マネジメント費の設定等により、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点から、必要な外部委託を行いやすい環境整備を進めていくことが重要である。

加之て、介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働担当部門との連携など、地域の実情を踏まえた相談支援の強化について、具体的な取組を定めることが重要である。

その他、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐなどの対応を行う体制を整備するとともに、今後、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が重要であることから、これらの事業を効果的に推進するため、当該事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制を構築することが重要である。

また、介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働担当部門との連携など、地域の実情を踏まえた相談支援の強化について、具体的な取組を定めることが重要である。

6 認知症施策の推進

(新設)

市町村は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取り組むことが重要である。認知症施策に取り組むことが重要である。認知症施策に取り組むためたっては、市町村介護保険事業計画に、認知症の人を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、次に掲げる取組の各年度における具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定めることが重要である。

なお、計画を定める際には、都道府県が行う医療体制の整備や人材育成、 広域に取り組む認知症施策 ((一)の本人発信支援や(四)若年性認知症 の人への支援等)も踏まえながら、都道府県と連携することが必要である。

の人への支援寺)も暗まるながら、都退付界と連携することが必要である。 また、(一)から(四)までをはじめとする認知症の人が地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、教育、地域づくり、雇用その他の認知症に関連する施策と有機的に連携した取組を記載するなど、市町村の関係部門と連携しながら、総合的に推進する内容とすることが重要である。

(一) 普及啓発·本人発信支援

- A 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生に対する養成講座の拡大
- ロールステンシスイマーデー(毎年九月二十一日)及び月間(毎年九月) などの機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組実施(認知症の人本人からの発信の機会の拡大も含む)
 - ハ 相談先の周知(認知症ケアパスの積極的な活用や市町村のホームペーン等への掲載等)
 - こ 認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施等を通じた本人の意見の把握、施策の企画・立案、評価への本人視点の反映

認知症の予防に関する調査研究の推進及び高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」等の拡充や通いの場等におけるかかりつけ医・保健師・管理栄養土等の専門職による健康相談等の認知症予防に資する可能性のある活動の推進

三) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

イ 医療・ケア (早期発見・早期対応)

(イ)認知症地域支援推進員の活動の推進 活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施等) (ロ)認知症初期集中支援チームの活動の推進(認知症が疑われる人や認

じめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動の導入支援

88

7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサ	(新設)
一ビス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 株字株記1日老仕任存業の担守を発けていたいを制要しました及び出	
一ム及びサービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象とするものでは	
医施設人店看生活介護の指定を受けていびい有枠を/7.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	
7.4.7.護ニースの支付 ジューギのの事件 1.5.1 世党の財産目の	
なっている状況を暗まえ、特米に必要な介護サーヒス基盤の整備重の見込みを適切に定めるためには、 されでの入居定自終数を殴キッストレが重要	
これである。これでは、これでは、これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に	
活介護(地域密着型を含む)の指定を受ける有料老人ホ	
ビス付き高齢者向け住宅(介護付きホーム)への移行を促すことが望まし	
°\1	
なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの	
場合は積極的に都道府県に情報提供するとともに、介護サービス相談員を	
積極的に活用する等、その質の確保を図ることも重要である。	
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関	5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関
する事項	する事項
地域包括ケアシステム構築に向けては、医療、介護サービスの情報に加	地域包括ケアシステム構築に向けては、医療、介護サービスの情報に加
え、市町村が設置する地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービ	え、市町村が設置する地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービ
	$\vec{\sim}$
	される資源として広く住民に伝えていくことが重要である。情報公表シス
、積極的に情報発信するよう努め、その取組	テムを活用し、積極的に情報発信するよう努め、その取組を定めることが
1	重要である。
	6 市町村独自事業に関する事項
地域の実情に応じて、市町村は以下のような枠組みを活用して、独自事	
業を実施することが考えられる。	
(一) 保健福祉事業に関する事項	(一) 保健福祉事業に関する事項
第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村にあ	第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村に
っては、その事業内容等について定めることが望ましい。	あっては、その事業内容等について定めることが望ましい。
(二) 市町村特別給付に関する事項	(二) 市町村特別給付に関する事項
市町村特別給付を行う市町村にあっては、地域の特色に応じて、各年度	市町村特別給付を行う市町村にあっては、地域の特色に応じて、各年
における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見	度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量
込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めるこ	の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定

- 62 -

	めることが望ましい。	(三) 一般会計による事業に関する事項	介護保険制度に位置づけられている(一)、(二)の他、地域の実情に	応じて、─般会計による自立支援・重度化防止等に資する事業を行う市町	村にあっては、その事業内容等について定めることが望ましい。	なお、保険者機能強化推進交付金は、市町村の高齢者の自立支援、重度	化防止等に関する取組を推進することを趣旨としていることも踏まえ、市	「対の独自事業への活用が可能である。そのため、市町村においては、こ	れらの事業を充実し、工夫した取組を実施することで、高齢者の自立支援、	重度化防止等を一層強化していくことが望まれる。
--	------------	---------------------	----------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-------------------------

7. 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 いる患者、 療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、 けるたる 住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応を に関する 行うことができる体制整備並びに市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが重要である。 合和五年 なお、指定介護療養型医療施設については、 <u>引き続き、介護医療院等へもおいるといることに留意すること。</u> しるよう、 を延長していることに留意すること。	(新設)(啓発活動、介燃料その他のため、介護事ため、介護事超歌するととを促すことが	(新設)(性性の代替サーである。このたである。このた(様するための備)(様女子をある)(事後関等と連携(事後の他の感)(女である)	(第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 した特色の明確 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 、 施策の達成状況の評価等 ・ 介護保険制度の基本的理念及び広域的な調整を行う役割を踏まえると ・ 合し、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケア ・ システム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨に沿っ ・ ための支援体制が明確にされた都道府県介護保険事業支援計画を作成す
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、 住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応を 行うことができる体制整備並びに市町村として講ずる支援措置に関する 事項を盛り込むことが重要である。 なお、指定介護療養型医療施設については、二千二十三年度(合和五年 及お、指定介護療養型医療施設については、二千二十三年度(合和五年 度)末の廃止期限までに、介護医療院への移行等が確実に行われるよう、 まり早期の意思決定を支援していくことが極めて重要である。	連携し、避難訓練の実施や防災、食料、飲料水、生活必需品、を行うことが重要である。この関する具体的計画を定期的に確要する時間や確認を登り、確認をする時間や避難経路等の確認	12 感染症に対する備えの検討 目頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要である。このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等が必要である。 また、感染症に対する研修の充実等が必要である。 また、感染症は対する研修の充実等が必要である。 また、感染症は対する研修の充実等が必要である。 また、感染症は対する研修の充実等が必要である。 また、感染症は対する研修の充実等が必要である。 また、感染症は対する研修の充実等が必要である。 きらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感 きらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感 強症対策に必要な物質の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要である。	第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 介護保険制度の基本的理念 <u>や介護報酬の内容及</u> び広域的な調整を行う役割を踏まえるとともに、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町村への支援内容やそのための支援体制が明確にされた都道府県介護保険事業

91

このため、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくととともに、効率的な介護給付等対象サービスの提供により介護保険制度の持続可能性を確保していくため、各都道府県が都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たって、要介護認定や一人当たりの介護保険事業の実態を他の都道府県と比較しつつ分析を行い、都道府県の実態把握や課題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた目標及び施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとともに、都道府県の実態が施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとともに、都道府県の実態が施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとともに、都道府県関係部局、市町村、地域の関係者と共有していくことが重要である。

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知していくことが重要である。

このため、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくととともに、効率的な介護給付等対象サービスの提供により介護保険制度の持続可能性を確保していくため、各都道府県が都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たって、要介護認定や一人当たりの介護給付等状況、施設サービスと居宅サービスの割合その他の市町村の介護保険事業の実態を他の都道府県と比較しつつ分析を行い、都道府県の実態把握や課題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた目標及び施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとともに、都道府県関係部局、市町村、地域の関係者と共有していくことが重要である。

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知していくことが重要である。

2 要介護者等の実態の把握

都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者等の数、介護給付等対象サービスを提供するための施設の定員数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要である。

この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すことが重要である。

また、第七期都道府県介護保険事業支援計画及び都道府県老人福祉計画(老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画をいう。以下同じ。)の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を<u>第八期</u>介護保険事業支援計画の作成に活用することが重要である。

さらに、市町村介護保険事業計画を基礎として、計画期間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要である。

その際、二千四十年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多いことから、こうした状況を見据え、各地域における中長期的な人口構造の変化の見通し等を踏まえることが重要である。

<u>ス、のよる。</u> また、都道府県は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村において市町村介護保険事業計画の作成に必要となるようなデータを整備し、積極的に提供するなど適切な支援を行うことが重要でなる。 なお、市町村が各種調査等や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査(病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。)を行う場合においては、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整を行うとともに、市町村から提供された調査の結果を集計・分析することなどを含め、積極的に協力することが重要である。 これら、調査のデータを含め、市町村において様々なデータの利活用が推進されるよう、都道府県が支援を行うことも重要である。

3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備

2 要介護者等の実態の把握

都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口構造、被保険者数、要介護者等の数、介護給付等対象サービスを提供するための施設の定員数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要である。

この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すことが重要である。

また、<u>第六期都道府県介護保険事業支援計画及び都道府県老人福祉計画(老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画をいう。以下同じ。)の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を第七期</u>介護保険事業支援計画の作成に活用することが重要である。

さらに、市町村介護保険事業計画を基礎として、計画期間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要である。

また、都道府県は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村において市町村介護保険事業計画の作成に必要となるようなデータを整備し、積極的に提供するなど適切な支援を行うことが重要である。

なお、市町村が各種調査等や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査(病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。)を行う場合においては、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整を行うとともに、市町村から提供された調査の結果を集計・分析することなどを含め、積極的に協力することが重要である。

3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備

都道府県介護保険事業支援計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者及びその家族等をはじめ被保険者の意見を反映することが必要である。

また、市町村及び関係部局相互間と連携して作成に取り組むための体制の整備に関する状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、市町村との連携の状況等を都道府県介護保険事業支援計画に示すことが重要である。

(一) 都道府県関係部局相互間の連携

介護保険担当部局は、<u>企画・総務部局、</u>障害福祉部局等の民生担当部局、 、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、 農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部局、交通担当部局等の関係 部局と連携することができる体制を整備するとともに、計画の検討、立案 及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要 な施策に取り組むよう努めることが重要である。

な施策に取り組むよう努めることが重要である。 (二) 都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催 介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築のための支援につ いては、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共 有し、地域の実情に応じたものとすることが重要である。

94

カン、元気の大品に売ってよりでした。 このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者 、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の中から都道府県の判断により参加者を選定し、都道府県介護保険事業支援計画 作成委員会等を開催することが重要である。この場合においては、事務を 効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。

都道府県介護保険事業支援計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者及びその家族等をはじめ被保険者の意見を反映することが必要である。

また、市町村及び関係部局相互間と連携して作成に取り組むための体制の整備に関する状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、市町村との連携の状況等を都道府県介護保険事業支援計画に示すことが重要である。

(一) 都道府県関係部局相互間の連携

介護保険担当部局は、障害福祉部局等の民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備するとともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要である。

J 即足M新工廠KKP事本人IQEI 国IFM交互式中が開催 介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築のための支援につ いては、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共 有し、地域の実情に応じたものとすることが重要である。

このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の中から都道府県の判断により参加者を選定し、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等を開催することが重要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要でなる。

4 市町村への支援

市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、介護保険事業の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められている。

このため、都道府県は、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的な考え方を示すとともに、老人福祉圏域を単位として広域的な調整を進めるため、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成に必要な助言をするとともに、市町村と意見を交換するための協議の場を設ける等、より緊密な連携を図っていくことが重要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、老人福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等の老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図るために必要な市町村に対する支援を行うことが重要である。

さらに、都道府県は、市町村による介護保険等対象サービスや地域支援 事業の需要の把握等を進めるための具体的な分析や評価等が個人情報の 取扱に配慮しつつ円滑に行われるよう、支援を行うことが望ましい。

95

なお、小規模な市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることに鑑み、都道府県は、老人福祉圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。

市町村における地域包括支援センターの適切な運営の支援については、地域包括支援センターの職員の確保が市町村の対応だけでは困難な場合における、職能団体等と連携した広域調整の実施や、市町村職員や地域包括支援センター職員等に対するケアマネジメント支援等に関する研修の実施、様々な取組事例の発信等の取組について定めることが重要である。加えて、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市町村の

実情及び地域課題を分析し、高齢者の自立支援及び重度化防止等に向けた 取組を支援することが重要である。 さらに、都道府県は市町村に対し、会議、研修又は事務連絡等を通じて 必要な助言等の支援を行い、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する 簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者

及び自治体の業務効率化に取り組むことが重要である。...

4 市町村への支援

市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、介護保険事業の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められている。

このため、都道府県は、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的な考え方を示すとともに、老人福祉圏域を単位として広域的な調整を進めるため、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成に必要な助言をするとともに、市町村と意見を交換するための協議の場を設ける等、より緊密な連携を図っていくことが重要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、老人福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を設置する等の老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図るために必要な市町村に対する支援を行うことが重要である。

なお、小規模な市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることに鑑み、都道府県は、老人福祉圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。

市町村における地域包括支援センターの適切な運営の支援については、地域包括支援センターの職員の確保が市町村の対応だけでは困難な場合における、職能団体等と連携した広域調整の実施や、市町村職員や地域包括支援センター職員等に対するケアマネジメント支援等に関する研修の実施、様々な取組事例の発信等の取組について定めることが重要である。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、これらの設置状況等の 情報を積極的に市町村に情報提供することが重要である。

さらに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であり、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料者人ホームの届出促進及び指導監督の徹底を図るとともに、市町村と連携して介護サービス相談員の積極的な活用を促進することが重要でを

5 ニチニー五年度及びニチ四十年度の推計並びに第八期の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、広域的な観点から地域における地域包括ケアシステムの構築を進めるため、管内市町村に対する様々な支援を行うとともに、市町村が行う推計を踏まえながら地域包括ケアシステムを支える人材の確保、資質の向上等の取組を進めるための中長期的視点に立って、第八期の目指す具体的な取組内容やその目標を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、都道府県の関係部局と連携して市町村を支援していくための体制を整備し、目標達成に向けた取組を推進していくことが重要である。

その際には、第一の三を踏まえ、地域医療構想を含む医療計画との整合性を図る観点からも連携を図ることが重要である。

96

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとともに、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及を図ることが重要である。

このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じて定

めることが重要である。 (一) 二千二十五年度<u>及び二千四十年度の介護人材等の推計及</u>び確保

都道府県は、市町村が推計した<u>二千二十五年度及び二千四十年度</u>において必要となるサービスの種類ごとの量の見込み等を勘案し、都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに必要となる介護給付等対象サービスの状況を明らかにすることが重要である。その上で、二千二十五年度及び二千四十年度に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDCAサイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

5 平成三十七年度の推計及び第七期の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、広域的な観点から地域における地域包括ケアシステムの構築を進めるため、管内市町村に対する様々な支援を行うとともに、市町村が行う推計を踏まえながら地域包括ケアシステムを支える人村の確保、資質の向上等の取組を進めるための中長期的視点に立って、第七期の目指す具体的な取組内容やその目標を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、都道府県の関係部局と連携して市町村を支援していくための体制を整備し、目標達成に向けた取組を推進していくことが重要である。

その際には、第一の三を踏まえ、地域医療構想を含む医療計画との整合性を図る観点からも連携を図ることが重要である。

また、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくとともに、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及を図ることが重要である。

このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じて定めることが重要である。 (一) ニチニ十五年度の介護人材等の推計及び確保

ることが重要である。

- (二) 第八期の目標
- 都道府県は、(一)の推計を踏まえて地域包括ケアシステム深化・推進に向けた段階的な取組方針及びその中での第八期の位置付けを明らかにするとともに、第八期の具体的な施策により目指す目標を定めることが重要である。

その際には、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案することが重要である。

(三) 施設における生活環境の改善

(二) 加いたいのよれるないのよれるないのは 都道府県は、二千二十五年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険 施設の入所定員の合計数のうちのコニット型施設の入所定員(施設の一部に おいてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設の場合にあっては、当該一部の入所定員。以下この(三)において同 じ。)の合計数が占める割合については、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準(都道府県介護保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準をいう。三の2の(二)において同じ。)である五十パーセント以上(そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのコニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十パーセント以上)とすることを目標として定めるよう努めるものとする。

97

 (二) 第七期の目標 都道府県は、(一)の推計を踏まえて地域包括ケアシステム深化・推進に 向けた段階的な取組方針及びその中での<u>第七期</u>の位置付けを明らかにす るとともに、<u>第七期</u>の具体的な施策により目指す目標を定めることが重要 である。

その際には、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案することが重要である。

(三) 施設における生活環境の改善

都道府県は、平成三十七年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員(施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設の場合にあっては、当該一部の入所定員。以下この(三)において同じ。)の合計数が占める割合については、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準(都道府県介護保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準をいう。三の2の(二)において同じ。)である五十パーセント以上(そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのコニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十パーセント以上)とすることを目標として定めるよう努めるものとする。

- 02

目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 9

都道府県介護保険事業支援計画については、各年度において、その達成 状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。

この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生 活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の都道府県介護保険 事業支援計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する 等の工夫を図ることが重要である。

自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態 等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関し、都道府県が取 を記載するとともに、目標の達成状況に関する調査及び分析をし、都道府 県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行い、公表するよう努める 都道府県は、各年度において、 り組むべき施策に関する事項並びに当該施策に掲げる目標に関する事項 都道府県介護保険事業支援計画に市町村による被保険者の地域における 平成二十九年の法改正では、 ことが定められた。 このため、

保険者機能強化推進交付金等の評 なお、評価を実施するに当たっては、 価結果を活用することが可能である。 こうした評価を踏まえて、必要があると認められるときは、次期都道府 県介護保険事業支援計画に反映するなど必要な措置を講ずることが重要 市町村による取組の地域差について、都道府県が要因分析を行い 市町村が目指すべきこと、取り組むべきことを示すとともに、小規模市 町村をはじめ、市町村へのきめ細かい支援を行うことが重要である。

老人福祉圏域の設定

都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの **種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされてお** り、これを老人福祉圏域として取り扱うものとされている。

老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を 図る観点から、二次医療圏と一致させることが望ましい。

郑 このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、 能な限り一致させるよう、

合和三年度からの第八期

計画期間に向けて、 めることが必要である。

□

なお、都道府県介護保険事業支援計画に定める老人福祉圏域は、都道府 県計画(医療介護総合確保法第四条第一項に規定する都道府県計画をいう 。以下同じ。)を作成する場合に当該計画で定める都道府県医療介護総合 確保区域(同条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。 と整合性が取れたものとすること。

その達成 状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要である。 都道府県介護保険事業支援計画については、各年度において、 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 9

この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生 活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の都道府県介護保険 事業支援計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する 等の工夫を図ることが重要である。

した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の 軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関し、都道府県が取り組 載するとともに、目標の達成状況に関する調査及び分析をし、都道府県介 護保険事業支援計画の実績に関する評価を行い、公表するよう努めること むべき施策に関する事項並びに当該施策に掲げる目標に関する事項を記 府県介護保険事業支援計画に市町村による被保険者の地域における自立 特に、平成二十九年の法改正では、都道府県は、各年度において、

次期都道府 県介護保険事業支援計画に反映するなど必要な措置を講ずることが重要 こうした評価を踏まえて、必要があると認められるときは、

老人福祉圏域の設定

都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サービスの **種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるものとされてお** り、これを老人福祉圏域として取り扱うものとされている。

老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を 図る観点から、二次医療圏と一致させることが望ましい。

能な限り一致させるよう、平成三十年度からの第七期計画期間に向けて、 このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、 努めることが必要である。

都道府 う。以下同じ。)を作成する場合に当該計画で定める都道府県医療介護総 合確保区域(同条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう。) 県計画(医療介護総合確保法第四条第一項に規定する都道府県計画をい なお、都道府県介護保険事業支援計画に定める老人福祉圏域は、 と整合性が取れたものとすること。

他の計画との関係

 ∞

府県健康増進計画をいう。以下同じ。)又は都道府県住生活基本計画(住 生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項に規定する都道 都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画と一体のもの として作成され、都道府県計画及び医療計画との整合性が確保されたもの とし、都道府県地域福祉支援計画(社会福祉法第百八条に規定する都道府 県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。)、都道府県高齢者居住安定確保 計画(高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道 府県高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。)、都道府県賃貸住宅供 給促進計画(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法 律第五条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画をいう。以下同 じ。)、都道府県障害福祉計画、都道府県医療費適正化計画(高齢者医療 確保法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同 じ。)、都道府県健康増進計画(健康増進法第八条第一項に規定する都道 府県計画をいう。以下同じ。)その他の法律の規定による計画であって要 介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が 保たれたものとすること。 また、都道府県介護保険事業支援計画においては、これらの計画との関

99

係について盛り込むことが重要である。 -) 都道府県老人福祉計画との一体性

付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主 含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体 都道府県老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活 の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給 ビスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も 的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサー 制の確保に関する計画として作成されるものである。

都道府県老人福 このため、都道府県介護保険事業支援計画については、 祉計画と一体のものとして作成されなければならない。 1) 都道府県計画との整合性

域包括ケアシステムを構築することを通じ、高度急性期から在宅医療・介 護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することが重要で 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地 ある。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県計画と

他の計画との関係 ∞

として作成され、都道府県計画及び医療計画との整合性が確保されたもの とし、都道府県地域福祉支援計画 (社会福祉法第百八条に規定する都道府 県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。)、都道府県高齢者居住安定確保 計画(高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道 府県高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。)、都道府県賃貸住宅供 給促進計画 (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法 律第五条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画をいう。以下同 じ。)、都道府県障害福祉計画、都道府県医療費適正化計画(高齢者の医 療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確 保法」という。)第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をい う。以下同じ。)、都道府県健康増進計画(健康増進法第八条第一項に規 定する都道府県健康増進計画をいう。以下同じ。)又は都道府県住生活基 本計画(住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項に規 定する都道府県計画をいう。以下同じ。)その他の法律の規定による計画 都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画と一体のもの であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める のと調和が保たれたものとすること。

また、都道府県介護保険事業支援計画においては、これらの計画との関

係について盛り込むことが重要である。 (一) 都道府県老人福祉計画との一体性

付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主 都道府県老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活 の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給 ビスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も 含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体 的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサー 制の確保に関する計画として作成されるものである。

都道府県老人福 このため、都道府県介護保険事業支援計画については、 祉計画と一体のものとして作成されなければならない :) 都道府県計画との整合性

域包括ケアシステムを構築することを通じ、高度急性期から在宅医療・介 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地 護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することが重要で ある。 このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県計画と の整合性の確保を図るものとすること。

る事項を定めるに当たり、介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的 に整備するため、この指針、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保 医療計画については、医療提供体制の確保に関する基本方針(平成十九 年厚生労働省告示第七十号)において、居宅等における医療の確保に関す 険事業支援計画にも配慮して定めることが求められるとされている に留意すること。

市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支 援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができる よう、都道府県や市町村における計画の作成において、都道府県や市町村 の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携 が図られるような体制を図っていくことが重要である。 3) 都道府県地域福祉支援計画との調和 特に、医療計画、

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域 における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによ て、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

 \mathcal{C}

要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福 祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域 のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコ ミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮 特に、要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており らすことのできる地域共生社会を実現することが必要である。

100

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、地域において様 々な提供主体によるサービスを実施、連携させる都道府県地域福祉支援計 画と調和が保たれたものとすること。

障害者、 児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置 付けられていることに留意すること。 (五) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和 地域における高齢者、 その際、都道府県地域福祉支援計画は、

日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施 策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する ことが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画に ついては、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定め る都道府県高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとし、住宅担当 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した 部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。

また、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図る観点から、高

医療計画との整合性

医療計画については、医療提供体制の確保に関する基本方針 (平成十九 る事項を定めるに当たり、介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的 に整備するため、この指針、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保 年厚生労働省告示第七十号)において、居宅等における医療の確保に関す 険事業支援計画にも配慮して定めることが求められるとされているこ に留意すること。

特に、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支 接計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができる よう、都道府県や市町村における計画の作成において、都道府県や市町村 の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携 が図られるような体制を図っていくことが重要である。 (四) 都道府県地域福祉支援計画との調和

介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスと地域 における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせることによっ て、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要である。

要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福 祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域 ミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮 特に、要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる らすことのできる地域共生社会を実現することが必要である。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、地域において様 々な提供主体によるサービスを実施、連携させる都道府県地域福祉支援計 画と調和が保たれたものとすること。

児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置 障害者、 その際、都道府県地域福祉支援計画は、地域における高齢者、 付けられていることに留意すること。 (五) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和

日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施 策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する ことが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画に ついては、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定め る都道府県高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとし、住宅担当 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した 部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。

また、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図る観点から、高

齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームが供給されるに当たっては、都道府 県の介護保険担当部局においても関与を図るなど、高齢者の居住等に関す る施策にも積極的に関与することが重要である。

また、都道府県介護保険事業支援計画と都道府県高齢者居住安定確保計 画との調和を図るに当たっては、市町村にも配慮することが望ましい。

市町村との協議により、地域の実情に応じた市町村別の供給目標を都道府 県高齢者居住安定確保計画に反映することが可能であることに留意し、市 町村から協議があった場合には、その求めに応じて、地域のニーズを的確 なお、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標については、 に把握した計画の策定を検討することが望ましい。 (六) 都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和

日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施 策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する ことが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画に ついては、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等 を定める都道府県賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、その 策定に当たっては、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した

う努めることが重要である。 (七) 都道府県障害福祉計画との調和

101

点から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高 齢の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため 、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要であ る。このためには高齢者だけにとどまらず、精神障害にも対応した地域包 都道府県障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観 括ケアシステムを構築する必要がある。

こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府 県障害福祉計画に定められた、高齢者を含む入院中の精神障害者の地域生 活への移行に係る成果目標等との調和が保たれたものとすること。 (八) 都道府県医療費適正化計画との調和

在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を図ることは重 要である。このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府 県医療費適正化計画に地域包括ケアシステムの構築に関する取組等が定 その取組等と調和が保たれたものとすること。 められた場合には、その取組等と調 (九) 都道府県健康増進計画との調和

少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等となることの 予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることは、重要であ

齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームが供給されるに当たっては、都道府 県の介護保険担当部局においても関与を図るなど、高齢者の居住等に関す る施策にも積極的に関与することが重要である。

また、都道府県介護保険事業支援計画と都道府県高齢者居住安定確保計 画との調和を図るに当たっては、市町村にも配慮することが望ましい。

市町村との協議により、地域の実情に応じた市町村別の供給目標を都道府 県高齢者居住安定確保計画に反映することが可能であることに留意し、市 町村から協議があった場合には、その求めに応じて、地域のニーズを的確 なお、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標については、

に把握した計画の策定を検討することが望ましい。 () 都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和

日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施 策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する ことが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画に ついては、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等 を定める都道府県賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、その 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した 策定に当たっては、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図る

う努めることが重要である。 (七) 都道府県障害福祉計画との調和

都道府県障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援の観 点から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとされており、高 齢の障害者が地域生活へ移行し、並びに地域生活を維持及び継続するため 、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供していくことも重要であ る。このためには高齢者だけにとどまらず、精神障害にも対応した地域包 括ケアシステムを構築する必要がある。

こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府 県障害福祉計画に定められた、高齢者を含む入院中の精神障害者の地域生 活への移行に係る成果目標等との調和が保たれたものとすること。 八) 都道府県医療費適正化計画との調和

在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を図ることは重 県医療費適正化計画に地域包括ケアシステムの構築に関する取組等が定 要である。このため、都道府県介護保険事業支援計画については、 められた場合には、その取組等と調和が保たれたものとすること (九) 都道府県健康増進計画との調和

少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等となることの 予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることは、重要であ

75.	, co
このため、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者の健康に	このため、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者の健康に
に関する施第	焦点を当てた取組等住民の健康の増進の推進に関する施策を定める都道
府県健康増進計画との調和に配慮すること。	府県健康増進計画との調和に配慮すること。
(十) 都道府県住生活基本計画との調和	(十) 都道府県住生活基本計画との調和
単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、高齢者が安心して暮らせ	単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、高齢者が安心して暮らせ
る住まいと日常生活の支援や介護給付等対象サービス等の一体的な供給	る住まいと日常生活の支援や介護給付等対象サービス等の一体的な供給
が要請されている。	が要請されている。
こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、住生活	こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、住生活
の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項を定める都道府	の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項を定める都道府
県住生活基本計画と調和が保たれたものとすること。	県住生活基本計画と調和が保たれたものとすること。
(十一) 都道府県地域防災計画(災害対策基本法第二条第一項第十号イに	(新設)
規定する都道府県地域防災計画をいう。以下同じ。)との調和	
災害時に要介護高齢者等が適切に避難し、介護サービスを利用できるよ	
う、都道府県の防災部局と介護部局が連携し、介護保険施設があらかじめ	
施設利用者の受入れに関する災害協定を締結する、関係団体と災害時の介	
護職員の派遣協力協定を締結する等の体制の整備に努めることを支援す	
向けた取組等を定める場合には、都道府県地域防災計画との調和に配慮す	
るっている。	
(十二) 都道府県行動計画 (新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条	(新設)
第一項に規定する都道府県行動計画をいう。以下同じ。)との調和	
都道府県行動計画においては、新型インフルエンザ等の感染症の感染拡	
大防止の取り組みや各発生段階における都道府県が実施する対策などが	
定められており、高齢者等への支援についても定められている。今般の新	
型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県介護保険事業支援計画	
において、新型インフルエンザ等の感染症に備えた取組等を定める場合に	
は、都道府県行動計画との調和に配慮すること。	
<u>(十三)</u> 福祉人材確保指針を踏まえた取組	(十一) 福祉人材確保指針を踏まえた取組
介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、	介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、
福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観	福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である。こうした観
点から、都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定め	点から、都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定め
るに当たっては、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として認知さ	るに当たっては、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として認知さ
れ、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確	れ、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の確
保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応	保のための取組の指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応
じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。	じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものとする。
(十四) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	(十二) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組
(十四) 汀酸催用官類以普寺計画を踏まえた政樹	(十一) 川酸催用同姓以普寺町町で暗まえた 英樹

介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して [介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮して
働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理の改善	働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理の改善
並びに能力の開発及び向上をすることが重要である。こうした観点から、	並びに能力の開発及び向上をすることが重要である。こうした観点から、
都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当た	都道府県介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当た
っては、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管理の改善の	っては、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管理の改善の
促進、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となる	促進、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となる
べき事項を踏まえるよう努めるものとする。	べき事項を踏まえるよう努めるものとする。
(十五) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組	(新設)
認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望	
を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見	
も踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要である	
- -	
こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、認知症施	
策を定める場合にあっては、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏ま	
えるよう努めるものとする。	
9 その他	9 その他
(一) 計画期間と作成の時期	(一) 計画期間と作成の時期
都道府県介護保険事業支援計画は、三年を一期として作成する。	都道府県介護保険事業支援計画は、三年を一期として作成する。
	第七期都道府県介護保険事業支援計画については、平成三十年度から平
	成三十二年度までを期間として、平成二十九年度中に作成することが必要
	である。
(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発
都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞な	都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞な
く、これを厚生労働大臣に提出すること。	く、これを厚生労働大臣に提出すること。
また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解	また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解
及び協力を得ることが求められることから、都道府県は、地域住民に対し	及び協力を得ることが求められることから、都道府県は、地域住民に対し
、その地域の現状や特性、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステム	、その地域の現状や特性、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステム
の目指す方向やそのための取組や市町村に対する都道府県としての支援	の目指す方向やそのための取組や市町村に対する都道府県としての支援
内容について、当該計画及び各年度における当該計画の達成状況などの公	内容について、当該計画及び各年度における当該計画の達成状況などの公
表方法を工夫しながら幅広く地域の関係者の理解を広げ、多様かつ積極的	表方法を工夫しながら幅広く地域の関係者の理解を広げ、多様かつ積極的
な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。	な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要である。

護給付等対象サービスの種類ご 算定に当たっての考え方を示す

混合型特定施設入居者生活介護

る特定施設入居者生活介護をい

22

(下「混合型特定施設」という。

指定介護療養型医療施設の療養

種類ごとの必要入所定員総数

3ける特定施設入居者生活介護、 における都道府県全域及び老

の種類ごとの量の見込み

5域密着型介護老人福祉施設入

8入居者生活介護等」という。

都道府県介護保険事業支援計画において定めることとされた事項は、次

都道府県介護保険事業支援計画において定めることとされた事項は、次

0

都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

域の状況を考慮する必要がある

該区域の状況等を盛り込むこ

各老人福祉圏域の状況等を定め

う。以下同じ。)の必要利用定員総数を定めることができる。

この場合、多様な経営主体によるサービスの提供体制を確保し、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるような環境を構築する観点から、有料老人ホーム等において提供される特定施設入居者生活介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を的確に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量を見込むようにすること。

さらに、大都市部において、他の老人福祉圏域との間で特別養護老人ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合は、その調整内容を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要のまる。

加えて大都市部において、地域コミュニティや地方公共団体間のつながりが強い等特別な事情により、他の都道府県内の要介護被保険者に係る特別養護老人ホームへの入所必要人数を双方の都道府県が把握し、都道府県の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、双方の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。この場合、入居者本人の意思の尊重が大前提であり、重度の要介護状態となった場合に本人の意思にかかわらず家族や地域と切り離されて他の都道府県の施設に入所させられるといったことにはならないよう、計画の実行には十分な配慮をすること。

また、各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護保険事業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付等対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに含めて定めること。

う。以下同じ。)の必要利用定員総数を定めることができる。この場合、多様な経営主体によるサービスの提供体制を確保し、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるような環境を構築する観点から、有料老人ホーム等において提供される特定施設入居者生活介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を的確に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量を見込むようにすること。

さらに、大都市部において、他の老人福祉圏域との間で特別養護老人ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合は、その調整内容を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。

加えて大都市部において、地域コミュニティや地方公共団体間のつながりが強い等特別な事情により、他の都道府県内の要介護被保険者に係る特別養護老人ホームへの入所必要人数を双方の都道府県が把握し、都道府県の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、双方の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。この場合、入居者本人の意思の尊重が大前提であり、重度の要介護状態となった場合に本人の意思にかかわらず家族や地域と切り離されて他の都道府県の施設に入所させられるといったことにはならないよう、計画の実行には十分な配慮をすること。

なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数(混合型特定施設の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利用定員総数を含む。)及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設、混合型特定施設又は介護保険施設(指定介護療養型医療施設を除く。)に転換する場合、介護老人保健施設(平成十八年七月一日から平成二十九年度末までに指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換して介護保健施設サービスの事業を行う施設として許可を受けたものに限る。)が介護保険施設(介護医療院に限る。)に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。

また、各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護保険事業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付等対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに含めて定めること。

- 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給等の極減がの適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- (一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化 の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、各市町村において、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要である。こうした観点から、平成二十九年の法改正においては、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標に関する事項が追加されるとともに、都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項として、市町村の取組への支援に関する都道府県の取組及びその目標に関する事項が追加されるとともに、都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項として、市町村の取組への支援に関する都道府県の取組及びその目標に関する事項が追加されたところである。

また、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要 とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことで 、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保 険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう、介 護給付の適正化を進めることも重要である。こうした観点から、平成二十 九年の法改正においては、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項とし て、介護給付の適正化に関し、市町村の取組及びその目標に関する事項を 追加するとともに、都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項とし て、市町村の取組への支援に関する都道府県の取組及びその目標に関する 事項を追加したところである。

市町村の取組への支援として、都道府県は、市町村の人員体制やノウハウの蓄積状況等の状況が様々であることを踏まえつつ、広域の地方公共団体としての特性を活かした丁寧な取組を行うことが重要である。

このため、例えば、①都道府県内外の先進事例の収集と情報提供、②地域包括ケア「見える化」システムや令和二年度の法改正により新たに収集することとされた情報を含むデータを活用した管内市町村の要介護認定率や介護給付費等の分析等を通じた多角的な地域課題の把握の支援、③専門職等の関係団体、県単位での自治組織や社会福祉協議会、大学等との連携体制の構築、④市町村職員等に対する研修の実施、⑤各市町村の地域ケ江会議等へのリハビリテーション専門職等の安定的な派遣等に関する超

- 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護 状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及 び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- (一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化 の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、各市町村において、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要である。こうした観点から、平成二十九年の法改正においては、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項が追加されるとともに、都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項として、市町村の取組への支援に関する都道府県の取組及びその目標に関する事項が追加されたところである。

また、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう、介護給付の適正化を進めることも重要である。こうした観点から、平成二十九年の法改正においては、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として、介護給付の適正化に関し、市町村介東保険事業計画の基本的記載事項として、介護給付の適正化に関し、市町村の取組及びその目標に関する事項を追加するとともに、都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項として、市町村の取組への支援に関する都道府県の取組及びその目標に関する事項を追加したところである。

ナスニーボラーニーンである。 市町村の取組への支援として、都道府県は、市町村の人員体制やノウハ ウの蓄積状況等の状況が様々であることを踏まえつつ、広域の地方公共団 体としての特性を活かした取組を行うことが重要である。

このため、例えば、①都道府県内外の先進事例の収集と情報提供、②地域包括ケア「見える化」システムを活用した管内市町村の要介護認定率や介護給付費等の分析等を通じた多角的な地域課題の把握の支援、③市町村職員等に対する研修の実施、④地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等の派遣等に関する都道府県下の関係職能団体との調整、といった取組が考えられる。これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、その取組内容と目標について都道府県介護保険事業支援計画に盛り込む

首府県医師会等の県下の医療関係団体との調整、⑥リハビリテーション提 **共体制の計画的な整備といった取組が考えられる。これらに限らず、地域** の実情に応じて多様な取組を構想し、その取組内容と目標について都道府 県介護保険事業支援計画に盛り込むこと。

この他、地域支援事業の適切な 実施に向けて、支援を必要とする市町村を抽出し、課題の設定や支援体制 の検討等について継続的に助言・指導等を行っていくことも考えられる。

きるよう、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めることが重要 これら目標については都道府県による様々な取組の達成状況を評価で が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を現状把握や である。宝た、リハビリテーションに関する目標の設定に当たっては、 施策の検討の参考とすることが望ましいこ

とが大前提であることに留意することが必要である。 (二) 市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及 なお、こうした取組は、適正なサービスの利用の阻害につながらないこ

市町村の取組への支援に関する目標の策定に当たっては、市町村と支援 内容等の意見交換を行うとともに、市町村介護保険事業計画における目標 を十分に踏まえた内容とすることが重要である。

また、第八期からの調整交付金の算定に当たっては、要介護認定の適正 ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦 覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知といったいわゆる主要五事 業の取組状況を勘案することとしたところである (認定調査状況チェック)、

このため、例えば、各年度において、その達成状況<u>、主要五事業の</u>取組 状況を点検し、その結果に基づき対策を講ずるとともに、都道府県が中心 となって国保連合会と連携し、市町村に対する支援を行うという取組が考 えられる。また、縦覧点検・医療情報との突合に係る国保連合会への委託 については、都道府県内の過誤調整の処理基準が統一されることで、より 正確な効果が得られることから、都道府県内の全市町村が国保連合会に委 託するよう働きかけるという取組が考えられる。これらに限らず、地域の 実情に応じて多様な取組を構想し、その取組内容と目標について都道府県 介護保険事業支援計画に盛り込むこと。

なお、介護給付の適正化への支援に関しては、都道府県介護給付適正化 計画を別に策定することでも、差し支えない。この場合、都道府県介護給 付適正化計画を別に定める旨記載し、都道府県介護保険事業支援計画と整 合の図られたものとすること

きるよう、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めることが重要 これら目標については都道府県による様々な取組の達成状況を評価で にある。

なお、こうした取組は、適正なサービスの利用の阻害につながらないこ

とが大前提であることに留意することが必要である。 (二) 市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及

市町村の取組への支援に関する目標の策定に当たっては、市町村と支援 内容等の意見交換を行うとともに、市町村介護保険事業計画における目標 を十分に踏まえた内容とすることが重要である。 その結果 に基づき対策を講ずるとともに、都道府県が中心となって国保連合会と連 携し、市町村に対する支援を行うという取組が考えられる。また、縦覧点 検・医療情報との突合に係る国保連合会への委託については、都道府県内 いう取組が考えられる。これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組 を構想し、その取組内容と目標について都道府県介護保険事業支援計画に の過誤調整の処理基準が統一されることで、より正確な効果が得られる とから、都道府県内の全市町村が国保連合会に委託するよう働きかける このため、例えば、各年度において、その達成状況を点検し、 騒り込むこと。

なお、介護給付の適正化への支援に関しては、都道府県介護給付適正化 計画を別に策定することでも、差し支えない。この場合、都道府県介護給 付適正化計画を別に定める旨記載し、都道府県介護保険事業支援計画と整 合の図られたものとすること。

調整
広域的
する
1.1
単位と
を単
強
F 服
福祉圏
\prec
岩

介護給付等対象サービス (介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等のうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。以下この4において同じ。)の量の見込みについては、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ること。この場合においては、老人福祉圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設が下介護等及び混合型特定施設入居者生活介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護申用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護申用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護申間型特定施設入居者生活有額等以及混合型特定施設入居者生活介護申間型特定施設入居者生活有額等及び混合型特定施設入居者生活介護申間型特定施設入居者生活方護等及び混合型特定施設入居者生活介護申間型特定施設入居者生活了護等及び、通台型特定施設入居者生活介護並びに介護保険施設相互間の利用定員及び入所定員総数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮することが重要である。

また、二千四十年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多いことを踏まえ、各老人福祉圏域内の広域的 調整を踏まえて、必要な施設整備量を勘案することが重要である。

5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

108

の 市が付売ではなる。 介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業 計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府 県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と 一致するよう、都道府県は、市町村と調整することが重要である。

特に、市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護給付等対象サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標について整合的なものとし、医療及び介護の提供体制を一体的に整備していくための協議の場を設ける等、市町村介護保険事業計画との調和が保たれたものとすることが重要である。

三都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 都道府県介護保険事業支援計画において地域の実情に応じて定めるよう 一(6及び7を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事

努める事項は、

項とする。 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 地域包括ケアシステムの実現のため、今後、市町村が重点的に取り組む ことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活

支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進及び⑤高齢

4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整

介護給付等対象サービス (介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等のうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを のうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを 除いたものをいう。以下この4において同じ。)の量の見込みについては 、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的 調整を図ること。この場合においては、老人福祉圏域を単位として介護給 付等対象サービスを提供する体制を確保する市町村の取組に協力すると ともに、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施 設入居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数並びに介護保険施設の 種類ごとの必要入所定員総数については、介護専用型特定施設入居者生活 介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの利用定員並びに 介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの利用定員並びに 有質に計議等及び混合型特定施設入居者生活介護の項紙、介護専用型特定施設入居 者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護がでが護保険施設相 互間の利用定員及び入所定員総数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均 衡等に配慮することが重要である。

5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業 計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府 県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と 一致するよう、都道府県は、市町村と調整することが重要である。 特に、市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護給付等対象 サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる介護給付等対象 日標について整合的なものとし、医療及び介護の提供体制を一体的に整備 していくための協議の場を設ける等、市町村介護保険事業計画との調和が 保たれたものとすることが重要である。

三都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- お話れないですが、大きによっている。 都道府県介護保険事業支援計画において地域の実情に応じて定めるよう 努める事項は、一(6及び7を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事 項とする。

1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

地域包括ケアシステムの実現のため、今後、市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進及び③高齢

者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取 り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等について定めることが重要

その際、専門職の派遣や好事例の情報提供等市町村が行う高齢者の自立 支援に資する包括的かつ継続的な支援のための地域ケア会議の推進、総合 事業を実施する事業者のうち都道府県が指定権限を持つ介護保険サービ ス事業者に対する指導監督の実施や各種研修等総合事業の推進に関する 支援策も併せて定めることが重要である。

また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であ り、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との 連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環とし て行っていくことが重要である。 -) 在宅医療・介護連携の推進

について、医療計画を推進していく中で改めて明確にした上で、在宅医療 在宅医療の提供体制の充実に係る都道府県と市町村の連携と役割分担 提供体制の基盤整備を推進することが重要である。

た広域的な医療資源に関する情報提供、医療と介護の連携に関する実態把 在宅医療・介護連携を推進し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制 握及び分析、在宅医療・介護の関係者からなる会議の設置、都道府県とし て実施する在宅医療・介護連携の推進のための情報発信、好事例の横展開 及び人材育成等の研修会の開催、市町村で事業を総合的に進める人材の育 成、都道府県医師会等の医療・介護関係団体その他の関係機関との連携及 び調整や市町村が地域の関係団体と連携体制を構築するための支援、入退 と地域の介護関係者との連携及び調整、小規模市町村が複数の市町村で共 同事業を行う際の支援、保健所の活用を含めた市町村への<u>広域連携が必要</u> な事項に関する支援や、各市町村へのデータの活用・分析を含めた具体的 院時における医療機関職員と介護支援専門員の連携等広域的な医療機関 整備を支援するため、医療部局とも連携しながら、在宅医療をはじめと「 な支援策を定めることが重要である。

109

者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取 り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等について定めることが重要 その際、専門職の派遣や好事例の情報提供等市町村が行う高齢者の自立 支援に資する包括的かつ継続的な支援のための地域ケア会議の推進、総合 事業を実施する事業者のうち都道府県が指定権限を持つ介護保険サービ ス事業者に対する指導監督の実施や各種研修等総合事業の推進に関する 支援策も併せて定めることが重要である。

また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要であ り、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との 連携も踏まえつつ、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環とし て行っていくことが重要である。 (一) 在宅医療・介護連携の推進

について、医療計画を推進していく中で改めて明確にした上で、在宅医療 在宅医療の提供体制の充実に係る都道府県と市町村の連携と役割分担 提供体制の基盤整備を推進することが重要である。

析、在宅医療・介護の関係者からなる会議の設置、都道府県として実施す 整備への支援、入退院時における医療機関職員と介護支援専門員の連携等 広域的な医療機関と地域の介護関係者との連携及び調整、小規模市町村が 在宅医療・介護連携を推進<u>するために、</u>在宅医療をはじめとした広域的 な医療資源に関する情報提供、医療と介護の連携に関する実態把握及び分 る在宅医療・介護連携の推進のための人材育成等の研修会の開催、医療・ 介護関係団体との連携及び調整、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制 複数の市町村で共同事業を行う際の支援等、在宅医療・介護連携に関する 都道府県医師会等との連携や保健所の活用を含めた市町村への具体的な 支援策を定めることが重要である。

認知症施策の推進

る循環型の仕組みが構築されるよう、医療や介護に携わる者の認知症対応 て指導助言等を行う者の育成 適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供され 認知症の容熊の変化に応じ い
お
の
を
を
を
を
が
し
れ 幣イレンジプレンに基づき のための取組を進めることが重要である 力の向上のための取組や、 都道府県は

このため、以下の取組について、認知症施策に関する各年度における具 (事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定める 体的な計画

I

	ことが重要である。 また、第二の三の 1 の(二)に掲げる市町村の取組も含めた都道府県全体 の計画を示し、必要に応じて、市町村への支援策を定めることが重要であ
	<u>る。</u> なお、早期診断を行う医療機関の整備については、精神疾患の医療体制 の構築に係る指針に留意することが重要である。
	イ 早期診断・早期対応を行う認知症疾患医療センター等の医療機関や 連携体制の整備
	ローかかりつけ医に対する認知症対応力向上のための研修の実施及び 製知症サポート医の業ポン活田
	<u> </u>
	<u>向上のための研修の実施</u> ニ 認知症ケアに携わる介護人材の育成(認知症介護実践者研修、認知
	症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修及び認知症介護
	<u>研修)</u> ホ <u>若年</u> 性認知症施策の実施 (相談支接、関係者の連携のための体制整
	備、居場所づくり、就労・社会参加支払
	○ 成年後見制度利用促進法や基本計画に基づく権利擁護の取組の推 准 市民係員 Lの音は・活用 支援鉛締の体制整備
	は成の見守りネットワークの
	チ 認知症サポーターの養成と活用その他都道府県が行う認知症の人 よって なって なった はいまれる これ との はいま これ といった はいまれる はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか
(二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<u> ここの多味、シスなに関する状型 (新設)</u>
Ń	
(m)	
連合が一体的実施に取り組む際に、その調整や他の関係団体との連携体制	
の構築など連携に当たっての文援を行うことが望ましい。 (三) 生活も培・介護予防サードスの基機整備の推進	(三) 4. 任子 塔・ 介護 予 防 サー デス の 其 穀 敷 備 の 推 准
、一、 エロスタ ハス・ファ・コニー ニュニー 第二の三の1の(三)に掲げる生活支援・介護予防サービスの充実のため	第二の三の
批	取組を進めるコーディネート機能の充実に関すること等、地域における日
常生活支援の充実に関する市町村への支援策を定めることが重要である。	常生活支援の充実に関する市町村への支援策を定めることが重要である。
具体的には、市町村と連携し地域の日常生活支援体制の基盤整備を推進	具体的には、市町村と連携し地域の日常生活支援体制の基盤整備を推進
する生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や就労的活動支援	する生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の養成、市町村・
コーディネーター (就労的活動支援員)の養成、市町村・NPO・ボラン	NPO・ボランティア・民間事業者等を対象とした普及啓発のためのシン
ンポジウムや	ポジウムや研修会の開催、生活支援・介護予防サービスを担う者のネット
会の開催、生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化、好事	ワーク化、好事例の発信等、広域的な視点から市町村の取組を支援するこ
例の発信等、広城的な視点から市町村の取組を支援することが重要である	とが重要である。

特に、介護人材確保のためのボランティアポイントの活用、地域の支え 実態や状況に応じた市町村の様々な取組の支援を行うことも重要である。 ティア活動及び就労的活動による高齢者の社会参加の促進などの地域の 合い・助け合い活動のための事務手続き支援事業等の活用により、ボラン

ス提供を行う場合があることに鑑み、都道府県は、管内市町村の状況を把 なお、総合事業のサービス事業者が、市町村の圏域をまたがってサービ 握の上、適宜、必要な広域的調整に関する助言を行うことが望ましい 3) 地域ケア会議の推進

第二の三の1の(四)に掲げる地域ケア会議の推進について、市町村への 支援策を定めることが重要である。具体的には、地域ケア会議の適切な運 営にかかる市町村職員の研修の実施、関係する職能団体との調整、構成員 となる専門職に対する地域ケア会議の趣旨等に関する説明会の実施、好事 例の発信等、市町村の取組を推進することが重要である。 (五) 介護予防の推進

介護予防の推進に当たっては、都道府県の介護保険部門と衛生部門が連 携しながら、広域的な立場から、市町村の介護予防の取組の評価、例えば 調整、関係機関間の調整、管内市町村の取組に係る情報収集・提供、介護 都道府県医師会等との連携を通じたリハビリテーション専門職等の広域 予防の取組や保健事業に従事する者の人材育成等の市町村への支援策を 定めることが重要である。 (六) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

111

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域にお いてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で 生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現さ れることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

ホームに関する供給目標等について、必要に応じて市町村と連携を図り定 否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバ 一ハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅、住宅確 保要配慮者円滑入居賃貸住宅、その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人 このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、 めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を 抱える高齢者の増加が見込まれることから、養護老人ホームや軽費老人ホ **ームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが** 重要である。

さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、市町村による生活に困 難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組

なお、総合事業のサービス事業者が、市町村の圏城をまたがってサービ ス提供を行う場合があることに鑑み、都道府県は、管内市町村の状況を把 握の上、適宜、必要な広域的調整に関する助言を行うことが望ましい。 3) 地域ケア会議の推進

支援策を定めることが重要である。具体的には、地域ケア会議の適切な運 営にかかる市町村職員の研修の実施、関係する職能団体との調整、構成員 となる専門職に対する地域ケア会議の趣旨等に関する説明会の実施、好事 第二の三の1の(四)に掲げる地域ケア会議の推進について、市町村への 例の発信等、市町村の取組を推進することが重要である。

五) 介護予防の推進

介護予防の推進に当たっては、都道府県の介護保険部門と衛生部門が連 携しながら、広域的な立場から、市町村の介護予防の取組の評価、例えば 調整、関係機関間の調整、管内市町村の取組に係る情報収集・提供、介護 都道府県医師会等との連携を通じたリハビリテーション専門職等の広域 予防の取組や保健事業に従事する者の人材育成等の市町村への支援策を

定めることが重要である。 (六) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域にお いてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で 生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現さ れることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、特家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安 否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバ ーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必 要に応じて市町村と連携を図り定めることが重要である。

抱える高齢者の増加が見込まれることから、養護老人ホームや軽費老人ホ 一ムについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を 重要である。

さらに、居住支援協議会等の場を活用することにより、適切な入居支援 と入居後の生活支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した

<u>みに対する支援を行うことや、</u>低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居 住の確保を<u>図ることが</u>重要である。

- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- (一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項

今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。

したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要である。

ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができるものとされていること等に鑑み、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図ることが重要である。

また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることに鑑み、法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとすることが重要である。

113

二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

老人福祉圏域ごとに、参酌標準を参考として、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めるよう努めるものとする。

(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めるよう努めるものとする。

なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の推進に ついても考慮することが重要である。 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその 業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項

地域包括ケアシステムの構築の推進のためには、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確

- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- (一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項

今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。

したがって、都道所県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要である。

ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができるものとされていること等に鑑み、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図ることが重要である。

また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることに鑑み、法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとすることが重要である。

(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

老人福祉圏域ごとに、参酌標準を参考として、各年度の地域密着型介護者人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めるよう努めるものとする。

三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めるよう努めるものとする。

なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の推進に ついても考慮することが重要である。

3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項

地域包括ケアシステムの構築の推進のためには、介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サービスの担い

手又は生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員) 等の多様な人材 の確保を支援する方策を定めるよう努めるものとする。

保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要であるため、 ため、介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サービスの担い手又は生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)等の多様な人材の確保を支援する方策を定めるよう努めるものとする。特に、介護人材が不足する中で必要な人材を確保していくためには、限られた人材の有効活用に加えて、地域医療介護総合確保基金による人間的研修、元気高齢者等参入促進セミナー事業(介護助手の取組)、ボランティアポイント、地域の支え合い・助け合いのための事務手続等支援事業の活用等により、人材の裾野を広げることも重要である。

<u>そのため、</u>介護人材の量的な確保については、一の5の(一)において推計された介護人材の需給の状況を踏まえ、<u>処遇改善、若年層・中高年齢層・子育てを終えた層・高齢者層などの各層や他業種からの新規参入の促進、</u>離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備、介護ロボットやICTの活用等による介護現場の革新等のための方策を、以下の点に留意して定めることが重要である。

- 具体的な目標(定量的な目標値、時期)を掲げること。
- 二) 都道府県が中心となって地域内の関係団体や関係機関等と連携し、人材確保のための協議会を設置するなどし、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること。

114

- 三) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCAサイクルを確立すること。

また、業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野のICT 導入を進めていくことも重要であり、地域医療介護総合確保基金に基づく ICT 導入支援事業について、三年間での導入事業所数などの数値目標を設定していくことも考えられる。

さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等事業主によるキャリアアップへの支援等の力策や、その具体的な目標を掲げることが重要である。また、介護支援専門員については、介護離職の防止の実現に向け、介護に取り組む家族等への支援技術の向上を含め資質の向上を目指し、介護支援専門員に対する研修が適切に行われるような実施体制を組むとともに、

特に介護人材の量的な確保については、一の5の(一)において推計された介護人材の需給の状況を踏まえ、学卒者・中高年齢者や他業種からの新規参入の促進や離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、介護ロボットやICT等の活用も含め、事業主による雇用環境改善による離職防止・定着の促進等のための方策を、以下の点に留意して定めることが重要である。

- (一) 具体的な目標(可能な限り定量的な目標値、時期)を掲げること。
- (二) 都道府県が中心となって地域内の関係団体や関係機関等と連携し、人 材確保のための協議会を設置するなどし、地域の実情に応じ、重点的に 取り組む事項を明確にすること。
- (三) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCAサイクルを確立すること。
- (四) 都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確保センター (ナースセンター) 事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。

さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要である。また、介護支援専門員については、介護離職の防止の実現に向け、介護に取り組む家族等への支援技術の向上を含め資質の向上を目指し、介護支援専門員に対する研修が適切に行われるような実施体制を組むとともに、

- 28

-88 -

介護支援専門員が当該研修を円滑に受講することができるよう、職能団体 等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ることが重要である。

介護支援専門員が当該研修を円滑に受講することができるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ることが重要である。

介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者 要な取組について情報交換や協議を行う会議体を設け、地域内の関係団体 出産・育児・介 介護現場革新に取り組むための方策を、以下 介護という仕事の魅力発信等のために必 や関係機関等のみならず、市町村も一体となって介護現場革新に取組むこ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICT る介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがい 介護現場が地域におけ 複数法/ を持って働き続けられる環境作りを進めるため、都道府県が中心となり の活用、元気高齢者の参入による業務改善(介護助手の取組) による協同組合の推進、介護人材の悩み相談窓口の整備、 生産年齢人口が減少する中においても の点に留意して定めるよう努めるものとする。 を含めた介護人材の確保・定着、 護等と仕事の両立支援など その際、 とが重要である。 加ァイ

(一) 都道府県が中心となって地域内の関係団体や関係機関等と連携し、協議体を設け、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること。

二)事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実

また、市町村と連携しながら新規介護人村の確保及び介護人村の定着支援を両輪で進め、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージを刷新していくことが重要である。

在宅医療・介護連携の推進において、これまで市町村は在宅医療の提供体制等への関与が少なかったことから、市町村の人材育成の支援が重要である。医療と介護の連携体制の構築を進めるために、各市町村で中心的役割を担うリーダーや医療と介護の両分野に精通し、各分野の連携を推進するコーディネーターとなる人材育成等について記載することが重要である。

訪問看護職員については訪問看護推進協議会を設置し、都道府県が主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むことが望ましい

在宅医療・介護連携の推進において、これまで市町村は在宅医療の提供体制等への関与が少なかったことから、市町村の人材育成の支援が重要である。医療と介護の連携体制の構築を進めるために、各市町村で中心的役割を担うリーダーや医療と介護の両分野に精通し、各分野の連携を推進するコーディネーターとなる人材育成等について記載することが重要である

が問看護職員については訪問看護推進協議会を設置し、都道府県が主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むことが望ましい

また、訪問看護事業所の看護師が最新又は高度な医療処置・看護ケアに関する知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点や入退院支援、地域連携に関する知識といった専門性を高めるための研修等の実施が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ることが重要である。

業務の効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国 が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、 様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めることが重要である。 さらに、要介護認定が適正に行われるよう、認定調査員等の資質の向上 に資する研修等を行うことが重要である。

また、訪問看護事業所の看護師が最新又は高度な医療処置・看護ケアに関する知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点や退院支援、地域連携に関する知識といった専門性を高めるための研修等の実施が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ることが重要である。

4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための 事業に関する事項 介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も 適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しな がら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等に 鑑み、介護保険施設相互間の転所を含む。)を円 滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報を住民に 提供するための体制整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業 その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事業 る事項を定めるよう努めるものとする。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

また、市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。このほか、地域支援事業の適切な実施に向けて、支援を必要とする市町村を抽出し、課題の設定や支援体制の検討等について継続的に助言・指導等を行っていくことも考えられる。

117

さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、そのような者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の重要性に留意し、都道所県においても、市町村や居宅介護支援事業者、医療機関等に対する周知啓発等、市町村において地域密着型サービスの体制の整備が行われるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。

5 認知症施策の推進

都道府県は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取り組むことが重要である。認知症施策に取り組むに当たっては、都道府県介護保険事業支援計画に、次に掲げる取組について、各年度における具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定めることが重要である。特に、都道府県が実施主体となる医療・介護従事者の認知症対応力の向上やチームオレンジ等の地域支援体制の強化に向けた研修を計画的に開催することが重要である。また、市町村の取組も含めた都道府県全体の計画を示し、必要に応じてまた、市町村の取組も含めた都道府県全体の計画を示し、必要に応じて

4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための 事業に関する事項 介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も 適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しな がら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等に 鑑み、介護保険施設の入退所(介護保険施設相互間の転所を含む。)を円 滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報を住民に 提供するための体制整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業 その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関す る事項を定めるよう努めるものとする。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。

また、市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。

さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、そのような者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の重要性に留意し、都道府県においても、市町村や居宅介護支援事業者、医療機関等に対する周知啓発等、市町村において地域密着型サービスの体制の整備が行われるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。

利政)

<u>との りが 対す 九月 稲実</u>	<u> 予防</u>	参加 <u>2の</u> や研
、市町村への支援策を定めることが重要である。 なお、早期診断を行う医療機関の整備については、地域の医療計画との 整合性を図りながら進めることが重要である。 (一) 普及啓発・本人発信支援 イ 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域での関わりが 多いことが想定される職域の従業員等をはじめ、子どもや学生に対す る認知症サポーター養成講座の拡大 ロ 世界アルツハイマーデー (毎年九月二十一日) 及び月間 (毎年九月)などの機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組実 施	 (二) 予防 認知症の予防に関する調査研究の推進及び市町村における認知症予防に資する可能性のある活動(通いの場の拡充など)の推進に向けた地域の実情を踏まえた支援 (三) 医療・ケア・介護サービスへの支援 イ 医療・ケア(早期発見・早期対応) (イ) 認知症疾患医療センターの計画的な整備及びセンターの地域の関係機関間の調整・助言・支援機能の強化に向けた取組 (ロ) かかりつけ医に対する認知症対応力向上のための研修の実施及び認知症サポート医の養成と活用 (ロ) 病院従事者、歯科医師、薬剤師又は看護職員に対する認知症対応力向上のための研修の実施及び認知症が応止がたかの研修の実施 (ハ) 病院従事者、歯科医師、薬剤師又は看護職員に対する認知症対応力の上のための研修の実施 (ハ) 病院従事者、歯科医師、薬剤師又は看護職員に対する認知症対応対応が変別症が変別症が変別症が変別症が変別症が変別症が変別症が変別症が変別症が変別症	(四) 認知症パリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 支援 イ 認知症パリアフリーの報組の機運を高めるための先進的な取組の 共有や広域での連携体制の構築 (ロ) 広域捜索時の連携体制の構築 (ロ) 広域捜索時の連携体制の構築 (管内市町村や近隣の都道府県との連携) (ロ) 広域捜索時の連携体制の構築 (管内市町村や近隣の都道府県との連携) (ハ) チームオレンジ等の設置・運営に向けたステップアップ講座や研修の実施

6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

(新設)

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載するよう努めることが必要である。なお、これは特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象とするものではない。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受けびサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえることが重要である。その際、過剰な介護サービスの基盤の整備とならないよう、適切な整備量の見込みを行うことが重要である。あわせて、必要に応じて市町村と連携しながら、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(介護付きホーム)への移行を促すことが望ましい。

なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、市町村から提供される情報等に基づき、末届けの有料老人ホームの届出促進や指導監督の徹底を図るとともに、市町村と連携して介護サービス相談員の積極的な活用等、その質の確保を図ることも重要である。

7 介護サービス情報の公表に関する事項

- 八段・ こべ届板の五気に関うる手気 介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する車項を定めるよう努めるものとする。

その際、高齢者本人やその家族等が介護サービスを実際に利用し、又は利用しようとする際に、介護サービス情報の公表制度が認知されていることが重要であることから、都道府県は、市町村を通じてパンフレットを配布する等、地域住民等に対して幅広く継続的に普及啓発に取り組むことが重要である。

第八期においては、介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが必要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発信できるよう都道府県の積極的な取組が重要である。

また、通所介護等の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスについて、サービスの質の担保の観点から、情報公表システムでの公表を

5 介護サービス情報の公表に関する事項

介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めるよう努めるものとする。

その際、高齢者本人やその家族等が介護サービスを実際に利用し、又は その際、高齢者本人やその家族等が介護サービスを実際に利用し、又は 利用しようとする際に、介護サービス情報の公表制度が認知されているこ とが重要であることから、都道府県は、市町村を通じてパンフレットを配 布する等、地域住民等に対して幅広く継続的に普及啓発に取り組むことが 重要である。

第七期においては、介護人材の確保が重要となる中、各事業所における 雇用管理の取組を推進することが必要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発信できるよう都道府県の 積極的な取組が重要である。

また、通所介護等の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスについて、サービスの質の担保の観点から、情報公表システムでの公表を

1000 P	5 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
さらに、市町村が新たに公表することとなった、地域包括支援センター	さらに、市町村が新たに公表することとなった、地域包括支援センター
と配食や見守り等の生活支援の情報の公表に当たっては、地域の実情に応	と配食や見守り等の生活支援の情報の公表に当たっては、地域の実情に応
じて市町村と連携を図りながら必要な支援を行うことが望ましい。	じて市町村と連携を図りながら必要な支援を行うことが望ましい。

院している患者、 療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者相談への対応を 住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応を	十二十三年度(令和五年 が確実に行われるよう、 重要である。なお、指定介護療養型医療施設については、引き続き、介護 の転換を推進しつ、二千二十三年度(平成三十五年度)末ま を延長していることに留意すること。重要である。 (新設)(新設)施や防災啓発活動、介護	(株) 大き (大き)(大き)	大防止策の周知啓ことが重要である。ビスを継続するたらに、介護事業所等らに、介護事業所等当たることがで済機関等と連携し減重要である。消毒液その他の感が必要である。
 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの行うことができる体制整備並びに保険者向けの研修会のの都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込ある。 	お、指定介護療養型医療施設については、三 未の廃止期限までに、介護医療院への移行等 早期の意思決定を支援していくことが極めて 害に対する備えの検討 頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実	事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、 質の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。こ 所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に に、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認 要である。 また、あらかじめ関係団体と災害時の介護職員の派遣的 るなどの体制を整備することが重要である。	10 感染症に対する備えの検討 目頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓 発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行うことが重要である。 至のため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症を生時も含めた市町村や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備が必要である。加えて、感染症発生時に備えた事業所間連携を含む応援体制の構築や人材確保策を講じることが重要である。 直携を含む応援体制の構築や人材確保策を講じることが重要である。 さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要で物質の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要である。

第四 指針の見直し この指針は、 <u>令和三</u> 府県介護保険事業支払 この指針について ものとする。	指針の見直し この指針は、今和三年度からの第八期市町村介護保険事業計画及び都道 府県介護保険事業支援計画の作成に資するよう定めたものである。 この指針については、法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行う ものとする。	第四 指針の見直し この指針は、 <u>平成三</u> 道府県介護保険事業 この指針について ものとする。	指針の見直し この指針は、 <u>平成三十年度からの第七期市町村介護保険事業計画及び都</u> 道府県介護保険事業支援計画の作成に資するよう定めたものである。 この指針については、法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行う ものとする。
別表 一 訪問介護、訪問入浴介意 は通所リハビリテーション及	別表 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護又 は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護	別表 一 訪問介護、訪問入裕介護、 は通所リハビリテーション及び	別表 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護又 は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護
訪問介護 訪問看護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所生活介護	現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び指定地域密着型サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。	訪問介護 訪問不裕介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所生活介護	現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び指定地域密着型サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。
二 居宅療養管理指導、福祉居宅療養管理指導	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護支援 居宅要介護者(通院が困難である等の状態にあ るものに限る。)が原則として主治医による医学 的管理を利用することを前提として、現に利用し ている者の数及び居宅要介護者の利用に関する 意向を勘案して、量の見込みを定めること。	二 居宅療養管理指導、福祉居宅療養管理指導	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護支援 居宅要介護者(通院が困難である等の状態にあ るものに限る。)が原則として主治医による医学 的管理を利用することを前提として、現に利用し ている者の数及び居宅要介護者の利用に関する 意向を勘案して、量の見込みを定めること。
福祉用具貸与	居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に 応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護 者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを 定めること。	福祉用具貸与	居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に 応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護 者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを 定めること。
特定福祉用具販売	居宅要介護者の要介護状能区分及び状態像に 応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護 者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを 定めること。	特定福祉用具販売	居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に 応じて、現に利用している者の数及び居宅要介護 者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを 定めること。
居宅介護支援	居宅要介護者が原則として利用することを前 提として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見 込みを定めること。	居宅介護支援	居宅要介護者が原則として利用することを前 提として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見 込みを定めること。

96 –

三 定期巡回·随時対応型部介護、認知症対応型油が対 介護、認知症対応型通所介護 居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所 三 、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び <u>看護小規模多機能型</u> 介護 <u>介護</u>		定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所 、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び <u>複合型サービス</u>
定期巡回·随時対応型訪問介護看護 紹介護看護 海間対応刑訪問企業	現に利用している者の数に加え、訪問介護等の他のサービスを利用している者等であって、今後 有座の斑か離者 単身マは井婦のみの喜齢者世	定期巡回·随時対応型訪 問介護看護 海間対応刑訪問企業	現に利用している者の数に加え、訪問介護等の他のサービスを利用している者等であって、今後 電座の亜介灌者 単身マはキ婦のみの喜齢者世
スピグルエアリア 以上 対域多機能型居宅介護 手業 小曲 描多機能型 田宅介護	、単文シダイ版の、ナイスが大学のであった。日本、認知症の高齢者等となることによって、地域にない、ケ毎日複巻回のサーバス増供によりま	スピメル・エア・ス 小規模多機能型居宅介護 な会型サードス	、単次シダン政コ、ナイスはスポッシンと関いる時、認知症の高齢者等となることによって、地域にない、行生のは、カーンでは、アカーが
<u> </u>	たが、、、 中 1 後数回の カート かば 時による 1 市 生活全般の 支援が必要になると見込まれる者の 増加等を踏まえ、 そのような者が可能な限り、 住		(ころv)、毎日後数回のカートの延延による日告 生活全般の支援が必要になると見込まれる者の 増加等を踏まえ、そのような者が可能な限り、住
	み慣れた地域において継続して日常生活を営む ことができるよう、地域の実情を勘案した上で、		み慣れた地域において継続して日常生活を営む ことができるよう、地域の実情を勘案した上で、
	量の見込みを定めること。 なお、単に利用者の表面的な意向を確認するだ		量の見込みを定めること。 なお、単に利用者の表面的な意向を確認するだ
	けではなく、上記を略まえ、利用者の潜在的なニ ーズも把握して量の見込みを定めること。		けではなく、上記を踏まえ、利用者の潜在的なニ ーズも把握して量の見込みを定めること。
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護は、現に利用している者の 数、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関す	地域密着型通所介護	70
	る意向等その地域の実情を勘案して、量の見込み を定めること。		る意向等その地域の実情を勘案して、量の見込み を定めること。
認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者であって認知症の状態にある。 の数・エップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者であって認知症の状態にある。 の 光エ ぶっ きょう かいけん かいけん かいけん かいけん かいけん かいけん かいけん かいけん
	ものの数及ひその地吸の利用に関する息向等その地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。		ものの数及いその地域の利用に関する息向等その地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。
四 特定施設入居者生活介護、 入居者生活介護、地域密着型介 ービス、介護保健施設サービス	四 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス		四 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護医療院サービス及び介護療養施設サービス
特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介 護	現に利用している者の数及び利用に関する意向並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設への入所を必要と	特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介 護	現に利用している者の数及び利用に関する意向並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設への入所を必要と
地域密着型特定施設入居 者生活介護	する高齢者の状況介護療養施設サービスの事業 を行う者の介護保険施設等(指定介護療養型医療	地域密着型特定施設入居 者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設を除く。)への転換予定などその地域の実情 を勘案して量の見込みを定めること。	地域密青型介護老人福祉 施設入所者生活介護	施設を除く。)への転換予定などその地域の実情 を勘案して量の見込みを定めること。

また、指定介護療養型医療施設については現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに介護療養施設サービスの事業を行う者の介護保険施設等(指定介護療養型医療施設を除く。)への転換予定等を勘案した上で第七期介護保険事業計画期間においてその利用者の数が段階的に減少するように量の見込みを定めること。	五 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所集後介護予防短期入所集後介護	現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。	指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用	居宅要支援者(通院が困難である等の状態にあるものに限る。)が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。	居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に 応じて、現に利用している者の数及び居宅要支援
介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス 介護療養施設サービス	五 介護予防訪問入浴介護、 ン又は介護予防通所リハビリ 護予防短期入所療養介護	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテ ーション 介護予防通所リハビリテ ーション 介護予防短期入所生活介 護	六 介護予防居宅療養管理指導、 具販売並びに介護予防支援	<u>介護予防居宅療養管理指</u> 導	介護予防福祉用具貸与
また、指定介護療養型医療施設については、設 置期限が合和五年度末とされていることを踏ま え、現に利用している者の数及びそれらの者の介 護給付対象サービスの利用に関する意向並びに 介護療養施設サービスの事業を行う者の介護保 険施設等(指定介護療養型医療施設を除く。)へ の転換予定等を勘案した上で第八期介護保険事 業計画期間においてその利用者が段階的に減少 し、期末までに他のサービス等への移行等がなさ れるよう量の見込みを定めること。	五 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護	現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。	音導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用	居宅要支援者(通院が困難である等の状態にあるものに限る。)が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。	居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に 応じて、現に利用している者の数及び居宅要支援
介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	五 介護予防訪問入裕介護、 ン又は介護予防通所リハビリ 護予防短期入所療養介護	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテ ーション 介護予防通所リハビリテ 一ション 介護予防短期入所生活介 護 所護予防短期入所生活介 護	六 介護予防居宅療養管理指導、 具販売並びに介護予防支援	介護予防居宅療養管理指導	介護予防福祉用具貸与

- 98

	者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを		者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを目されて、1
年 (4) 本文 计 古 出 目 旧		年 (4) 本文 计 (4) 田 目 臣	ためのこと。 田上南北部アクロジの第4年7日 日が田上南北部 日が日 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100
特定// 護丁的倫性/ 片泉	古七安又街台の安又街水彫らガ及い水彫像に 広!! ケ 田戸利田 トいろ老の巻及78年空囲士辞	标龙汀:设丁的લ牡用县販 寿	店も安又抜もの安又抜氷彫区ガ及の氷彫隊に
7,	たって、 2015年2010 こと、 3日で数次して 12女人反者の利用に関する 貧向を勘案して、量の見込みを	7	ぷって、先に行がして、 3.音が数久り台 こ女人返 者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを
			定めること。
介護予防支援	居宅要支援者及び生活支援・介護予防サービス	介護予防支援	居宅要支援者及び生活支援・介護予防サービス
	事業対象者の数と、現に利用している者の数を勘		事業対象者の数と、現に利用している者の数を勘
	案して、量の見込みを定めること。		案して、量の見込みを定めること。
七 介護予防認知症対応型通	介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	七 介護予防認知症対応型通	介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型通	介護予防認知症対応型通所介護は、現に利用し	介護予防認知症対応型通	介護予防認知症対応型通所介護は、現に利用し
所介護	ている者の数、居宅要支援者であって認知症の状	所介護	ている者の数、居宅要支援者であって認知症の状
	態にあるものの数及びその地域の利用に関する		態にあるものの数及びその地域の利用に関する
	意向等その地域の実情を勘案して、量の見込みを		意向等その地域の実情を勘案して、量の見込みを
	定めること。		定めること。
介護予防小規模多機能型	介護予防小規模多機能型居宅介護は、現に利用	介護予防小規模多機能型	介護予防小規模多機能型居宅介護は、現に利用
居宅介護	している者の数、居宅要支援者の数及び地域の利	居宅介護	している者の数、居宅要支援者の数及び地域の利
	用に関する意向等その地域の実情を勘案して、量		N
	の見込みを定めること。		の見込みを定めること。
八 介護予防認知症対応型共	介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護	八 介護予防認知症対応型共	介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防認知症対応型共	介護予防認知症対応型共同生活介護は、現に利	介護予防認知症対応型共	介護予防認知症対応型共同生活介護は、現に利
同生活介護	用している者の数、要支援者であって認知症の状	同生活介護	用している者の数、要支援者であって認知症の状
	態にあるものの数及びその地域の利用に関する		態にあるものの数及びその地域の利用に関する
	意向等その地域の実情を勘案して、利用者の数の		意向等その地域の実情を勘案して、利用者の数の
	見込みを定めること。		見込みを定めること。
介護予防特定施設入居者	介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用	介護予防特定施設入居者	介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用
生活介護	している者の数、要支援者の数及びその地域の利	生活介護	している者の数、要支援者の数及びその地域の利
	意向等その地域の		意向等その地域の
	用者の数の見込みを定めること。		用者の数の見込みを定めること。

第2回人材推計集計(予定) 人材推計 シート配布 第1回人材 推計集計 (予定) 参考資料3 (参考) 推計ツール確定版8.5次(集計機能等)リリース 課長会議配信(第8期基本指針案を提示) 調整交付金関係の確定係数を設定 ヒアリングを踏まえた推計に当たっての 留意事項を事務連絡 地方厚生局を通じた都道府県と 集計を踏まえた推計に当たっての留意 事項を事務連絡 第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール (R2.7.31) 推計ツール県web研修 推計ツール操作説明動画配信 報酬改定率等の係数を設定 惟計ツール確定版8.0次リリース 第1回サービス見込量集計 第2回サービス見込量、 必要利用定員総数の集計 保険料、サービス見込量、 必要利用定員総数の集計 アリング 国(地方厚生局)との調 第8期介護保険事業計画スター 介護保険事業支援計画を議会 に報告 護担当者等の関係者による協議 の場を開催 の転換意向調査を結果を市町 村に提供 介護療養病床·医療療養病床 ・都道府県や市町村の医療・介 第1回サービス見込量の提出 保険料、サービス見込量、 必要利用定員総数の提出 必要利用定員総数の提出 第2回サービス見込量、 都道府県 市町村、国(地整(ヒアリング) <u> - ビス見込量等の設定作業開始</u> ·介護保険事業計画を議会に報告 ·介護保険条例の改正 都道府県との調整(ヒアリング) 第1回サービス見込量の提出 第2回サービス見込量、 必要利用定員総数の提出 保険料、サービス見込量、 必要利用定員総数の提出 市区町村 推計作業 令和2年 8月 6月 11月 10月 12月 2月 4月 3月 年月 127

地域診断支 援情報送信 ソフト 参考資料4 現状分析 将来推計 《「見える化」 システム》 縅部 核能 第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ[|] 在宅生活継続するために必要なサービスを把握、退所 した者の行先等の把握など 介護予防·日常生活圈域ニーズ調査 病床の機能の分化及び連携に伴い生じる介護 ニーズ対応 都道府県や市町村の医療・介護担当者等の 自然体推計の算出 ピジョンを達成するためのサービス提供体制 サービスのバランス等との比較 を検討するための各種実態把握 他地域や全国の給付状況、 在宅介護実態調査 関係者による協議の場 画作成委員会において検討 介護保険事業計画策定 認定率の伸び 利用率の伸び 区聚 区界 将来推計人口 将来推計 (素案 区野 区野 反眾 区界 区界 総合事業の実施状況、地域のリハビリテーション提供体制の状況など 地域ケア会議を活用した地域課題の 計画策定のための調査手法 市町村計 介護サービス利用意向調査 介護サービス提供能力調査 向調査 地域ケア会議 各種調査結果 社会資源の活用 者参入意 介護サービスの 給付状況の把握 ビス水準を目指すの どのような保険料水 準でどのようなサー かの判断と合意形成、認識の共有 獙 빠 把握 基證單值 地域ケア会議・ 関係者との議論を 自然体推討 地域間比較 踏まえた計画の策定 出 胀

絽

反

地域包括ケア「見える化」システム8.0次リリース(2020年7月31日予定)について

(支援)計画の策定に向けた将来推計機能のリリースを行う予定。 8.0次リリースにおいて第8期介護保険

実現機能概要	中期推計として、令和7年度に加えて、新たに令和12・17・22年度を サービス見込み量の推計の対象とする	訪問型・通所型サービスの利用者数/事業費の実績値及び計画値を 入力できるようにする訪問型・通所型サービスの利用者数/事業費の令和7・12・17・22年 度の自然体推計値を算出できるようにする	地域分析・検討結果記入シートの各項目について「自保険者」「都道府県平均」「全国平均」の指標値を出力したシートをダウンロードできるようにする	広域連合の保険者が、構成市町村ごとにサービス見込み量及び保険料額の算定ができるようにする	介護給付費財政調整交付金の算定式の見直しに対し、推計ロジックの対応を行う「特定入所者介護サービス費等給付額」「高額介護サービス費等給付額」におけ額を用いて保額」について、見直しに伴う財政影響額を調整した給付額を用いて保険料額の算定ができるようにする
機能分類	推計対象年度の追加	地域支援事業費の見込み量推計機能	地域分析・検討結果記入シートのデータ出力機能	広域連合の保険者向け将来推計機能	制度改正への対応
No.	~	7	ෆ 129	4	Ŋ

地域包括ケア「見える化」システム8.5次リリース (2020年9月下旬予定) について

8.0次リリースの推計ツールの更なる機能拡充を行う予定。

実現機能概要	都道府県アカウントで管内保険者の将来推計を支援可能とする任意の時点で管内保険者の推計データを集計し、都道府県の総括表を作成できるようにする	保険者が記入した地域分析・検討結果記入シートを都道府県へ共有できるようにする	介護人材推計のワークシートに必要なサービス利用者数の情報を出力できるようにする都道府県担当者間の情報共有促進のため、介護人材推計のワークシートを登録できるようにする
機能分類	都道府県の将来推計機能(都道府県機能)	地域分析・検討結果記入シートの共有機能 (都道府県機能)	介護人材推計の支援機能(都道府県機能)
No.	~	7	ෆ 130

令和2年度からの地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備分)のメニューの充実

参考資料7

介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(新規)

介護施設等の整備(創設)を行う 令和 5 年度までの実施。 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特養等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、 際にあわせて行う、定員30名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化について補助する。

介護付きホームの整備促進(拡充)

護付きホーム(特定施設入居者生活介護)も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、特定施設入居者生活介護の指定を受ける 「介護離職ゼロ」に向けて、介護サービス基盤として介 高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、 介護付きホームも補助対象に追加する。

(新規) 介護職員の宿舎施設整備

外国人を含む介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が 令和 5 年度までの実施 きやすい環境を整備する。

施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援(拡充)

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入を補助対象に追加する。 令和 5 年度までの実施

特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援(拡充)

居住環境の質を向上させるために行う多床室のプライバシー保護のための改修について、これまでの特別養護老人ホームに加えて、併設されるショー トステイ用居室を補助対象に追加する。

介護予防拠点(通いの場等)における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援(拡充)

市町村が地域住民の健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場を設置するため、介護予防拠点(通いの場等)におけ る地域住民の健康づくりと防災の意識啓発のための取組を補助対象に追加する。

介護施設等における看取り環境の整備推進(新規)

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費

共生型サービス事業所の整備推進(新規)

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害 ・者を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。

介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(新規)

介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特養等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、 **介護施**

設等の整備(創設)を行う際にあわせて行う、定員 3 0 名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化について補

助する。

、整備(創設)を行う介護施設等

- 申 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- ⇒ 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回·随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- ▶ 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付き ホーム

いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

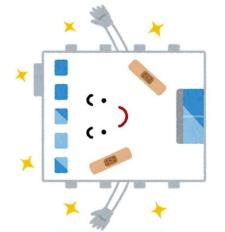
補助要件)

- 介護施設等の整備(創設)と広域型施設の大規模修繕等に係る 1 年から 4 年程度を期間とする整備計画を 0
- 定めること。
- 〇 令和5年度までの実施。

(大規模修繕・耐震化を行う広域型施設)

- ▶ 特別養護老人ホーム
- ▶ 介護老人保健施設
- ▶ 介護医療院
- ケアハウス





112.8万円

定員あたり

介護付きホームの整備促進(拡充)

て、介護サービス基盤として介護付きホーム(特定施設入居者生活介護)も含めて、その整備促進していくことが適 高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」に向け 当であることから、**特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームも補助対象に追加する**。

(拡充後の補助対象施設)

●現行支援対象施設



●特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

施設整備費については、小規模(定員29名以下)の施設に限る。

養護老人ホーム、ケアハウスは現行も支援対象。

(最大補助単価)

- 施設整備費
- 1 定員あたり 448万円
- 開設準備経費
- 1 定員あたり 83.9 万円
- 定期借地権設定のための一時金支援

路線価額の1/4

(補助要件)

- 開設準備経費については、全国的に施設整備のネックとなっている人材確保の観点から、全国で実施。 0
- 施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、 0

柆

愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施。 東京都、神奈川県、静岡県、 **十**葉県

画策定時 第7期介護保険事業計

に伴う介護ニーズ等増分については、2025年度における追 第7期の介護保険事業計画を策定する際、地域医療構想 加的需要の増約30万人分を第7期末時点(2020年)に割り 返し、各市町村に割当数(機械的試算)を示していた。 各市町村は、介護医療院への転換意向調査の数値を下限 として割当数を勘案して計画に介護施設等のサービス量を 計上していた。

老人保健施設又は特別養護老人ホーム等が受け皿 既存の介護療養型医療施設や医療療養病床 から介護医療院等へ移行 在宅医療及び介護サービス(在宅サービス・居住系サービス)が受け皿 外来が受け用

7 域医療構想を反映した慢性期 左記 、 のうち介護サービスの利用実績 医癫 ▲町の人 約%万人分の追加需要 自然增 約で万人分 山 地域医療構想を反映した慢性期 転換意向調道

K 第8期介護保険事業計画策定

の転換予定を除く全数に相当する数を追加的需要としつつ、見込むこと 高齢者の利用ニーズや医療療養病床を有する医療機関又は指定介護 ○第7期と同様に、転換意向調査に基づき、市町村と都道府県が連携し、 療養型医療施設については意向調査で把握した医療保険適用病床へ 療養型医療施設の転換意向を把握し、医療療養病床については意向 調査により把握した令和5年度末時点の見込量を下限とし、指定介護 とする。

下図の例:8期意向調査2人()

5年度末の数値を比例的に逆算して推計した減少数に相当する追加需 要に満たない部分は、都道府県と市町村の間の協議の場における† 議を経て、見込み量を検討し、設定することが重要である。() ○さらに、地域医療構想における2025年の療養病床の減少数から、 下図の例:A町5人-7期転換済2人-8期意向調査2人()=1人(

サービス利用実績に反映されていることから、第7期の傾向を第8期に伸ばすことで計上することを基本とし、その際、在宅医療等の数値も参考とすること。() その他の高齢化の動向に伴う需要増等については、第7期の介護

約7万人分の療養病床削減 約5万分 1 山 介護医療院等へ転換

第7期計画(2018~2020年)

第9期計画(2024~2026年)

第8期計画(2021~2023年)

第7期計画(2018~2020年)

擲

2025年

第8期計画(2021~2023年)

7
7
ij
辽
將
9
7
7
끪
塶侏
ĕ
菾
翙
るる
Ĺ
₹ 1
別
6
の量
Ķ
ı T
,
32
標
皿
整備
100
1
딆
§) 計画に3
支援
$\overline{)}$
(映事業)
険事
#
严
題
第7
が
现
「第7次医療計画及
瀫
久医
1/
「第7

摋

中中

医政地発 老介発 保連発

叩 Ш

第月

令和2年

参考資料9

Ш

医政地発 0810 第1号 老介発 0810 第1号 保連発 0810 第1号

平成 29 年8月 10

Ш

衛生主管部(局)長 各都道府県

殹 介護保険主管部(局)長 厚生労働省医政局地域医療計画課長 厚生労働省老健局介護保険計画課長 厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 图 御 公印

整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について 医療計画及び介護保険事業(支援)計画における

|護保険事業支援計画」という。)をいう。以下同じ。) <mark>につい</mark> 護保険事業計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)及び同法第118条第1項に規定する都道府 ては、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介 介護保険事業(支援)計画(介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 117 条第 1 項に規定する市町村介 護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、整合性を確保することが重要であ 号)第30条の4第に規定する医療計画をいう。以下同じ。) 医療計画(医療法(昭和23年法律第205 県介護保険事業支援計画(以下「都道府県ク

ご了知 の上、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定に係る検討を進めるとともに、貴管内市区町村 今般、第7次医療計画の中間見直しにおける在宅医療等の整備目標、<mark>第8期</mark>介護保険事業(支援)計画 におけるサービスの量の見込みを整合的に定めるに当たっての基本的な考え方を整理したので、 へ周知願いたい。

弫

殹 介護保険主管部(局) 衛生主管部(局)長 各都道府県

厚生労働省医政局地域医療計画課長 厚生労働省老健局介護保険計画課長 厚生労働省保険局医療介護連携政策課長

品(

公印省

整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について 第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画における

第117 条第1項に規定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)及び同 という。)をいう。以下同じ。)<u>が同時に策定される年であり</u>、病床の機能の分化及び連携の推進による効第7次医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第12号に規定する 法第118 条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」 医療計画をいう。以下同じ。)第7期介護保険事業(支援)計画(介護保険法(平成9年法律第123号 率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が これらの計画の整合性を確保することが重要である。 体的に行われるよう、 平成 29 年度は

ビスの量の見込みを整合的に定めるに当たっての基本的な考え方を整理したので、ご了知の上、医療計画 及ひ都道府県介護保険事業支援計画の策定に係る検討を進めるとともに、貴管内市区町村へ周知願いた 今般、第7次医療計画における在宅医療等の整備目標、<mark>第7期</mark>介護保険事業(支援)計画におけるサー

弫

Ш 箫

基本的な方針

医療計画においては、必要な在宅医療の整備目標を定め、市町村介護保険事業計画の期間と合わせてその半期に見直しを行うこととされている。また、各都道府県は、2025 年における医療機能ごとの医療需要に基づく病床の必要量、慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等(介護保険施設(介護医療院、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。)をいう。以下同じ。)特定施設入居者生活介護、認知症共同生活介護、その他介護サービス、在宅医療及び外来医療をいう。以下同じ。)の追加的需要等を推計し、平成 28 年度未までに地域医療構想(医療法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。)を策定した。一方、介護保険事業(支援)計画においては、サービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、市町村介護保険事業計画においては2025年におけるサービスの種類ごとの量の規計値を定めることとされている。

2025 年に向けて、地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備がなされる必要があり、医療計画及び介護保険事業(支援)計画においては、この受け皿整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みを、それぞれの計画の間で整合的に、かつ受け皿整備の先送りが発生しないよう計画的に設定する必要がある。また、市町村介護保険事業計画における2025 年の介護サービス見込み量の推計値においても、この受け皿整備の必要量を盛り込んだものとする必要がある。

2 介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応の考え方について

(1) 追加的需要の範囲

追加的需要は、地域医療構想において定めることとされている構想区域(医療法第30条の4第2 頂第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。)における 2025 年の介護施设・在宅医療等における 医療の必要量のうち、次に掲げる数とする。

慢性期入院患者(療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び有床診療所療養病床特別入院基本料を算定する入院患者をいう。以下同じ。)のうち当該構想区域に住所を有する者であって、医療区分1である患者の数の 10%に相当する数。

慢性期入院患者のうち、当該構想区域に住所を有する者であって、入院受療率の地域差を解消していくことで介護施設・在宅医療等の需要として推計する患者の数(に掲げる数を除く) 一般病床の入院患者(回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する入院患者を除く。)のうち、医療資源投入量()が225点未満の医療を受ける入院患者であって当該構想区域に住所を有する者の数から、当該数のうち(イ)在宅復帰に向けて調整を要する者(医療資源投入量175点以上225点未満)(ロ)リハビリテーションを受ける入院患者であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が175点以上となる医療を受ける人院患者の数を控除して得た数。

「医療資源投入量」とは、患者に提供される医療を1日当たりの診療報酬(入院基本料相当分及 びリハビリテーション料を除く。)の出来高点数により換算した量をいう。

基本的な方針

医療計画においては、第7次の計画期間(平成30年度から平成35年度まで)における必要な在宅医療の整備目標を定め、市町村介護保険事業計画の期間と合わせてその半期に見直しを行うこととされている。また、各都道府県は、2025年における医療機能ごとの医療需要に基づく病床の必要量、慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等(介護保険施設(介護医療院、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。)をいう。以下同じ。)特定施設人居者生活介護、認知症共同生活介護、その他介護サービス、在宅医療及び外来医療をいう。以下同じ。)特定施設に、)の追加的需要等を推計し、1年度末までに地域医療構想(医療法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。)を策定した。一方、1中1村介護保険事業計画及び都道府県種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、1中1村介護保険事業計画においては、第7期(平成30年度から平成32年度まで)におけるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、1市1村介護保険事業計画においては2025年におけるサービスの種類ごとの量の推計値を定めることとされている。

2025 年に向けて、地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備がなされる必要があり、第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画においては、この受け皿整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みを、それぞれの計画の間で整合的に、かつ受け皿整備の先送りが発生しないよう計画的に設定する必要がある。また、市町村介護保険事業計画における 2025 年の介護サービス見込み量の推計値においても、この受け皿整備の必要量を盛り込んだものとする必要がある。

2 介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応の考え方について

(1) 追加的需要の範囲

追加的需要は、地域医療構想において定めることとされている構想区域(医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。)における 2025 年の介護施設・在宅医療等における医療の必要量のうち、次に掲げる数とする。

慢性期入院患者(療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び有床診療所療養病床特別入院基本料を算定する入院患者をいう。以下同じ。)のうち当該構想区域に住所を有する者であって、医療区分1である患者の数の70%に相当する数。慢性期入院患者のうち、当該構想区域に住所を有する者であって、医療区分1である患者の数の70%に相当する数。していくことで介護施設・在宅医療等の需要として推計する患者の数(に掲げる数を除く) 一般病床の入院患者(回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する入院患者を除く。)のうち、医療資源投入量()が225点未満の医療を受ける入院患者であって当該構想区域に住所を有する者の数から、当該数のうち(イ)在宅復帰に向けて調整を要する者(医療資源投入量 175点以上225点未満)(ロ)リハビリテーションを受ける入院患者であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が175点以上となる医療を受ける入院患者であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が175点以上となる医療を受ける者の数を控除して得た数。

「医療資源投入量」とは、患者に提供される医療を1日当たりの診療報酬(入院基本料相当分及びリハビリテーション料を除く。)の出来高点数により換算した量をいう。

Ш 摋

- (2) 市町村ごとの追加的需要の推計の考え方
- 以下の方法により、(1)の から までごとに、市町村ごとの追加的需要の値を推計する。
- ア 各構想区域における追加的需要を、2025年における市町村別の性・年齢階級別人口で按分す
- 2025年における市町村別の性・年齢階級別人口については、国立社会保障・人口問題研究「日本の地域別将来推計人口(平成 25年(2013年)3月中位推計)」を用いる。
- イ 上記アで得た<u>令和7</u>年(2025年)時点の市町村別の値から、第7期介護保険事業(支援)計 画の終了時点となる<u>令和2</u>年度末及び第7次医療計画<u>、第8期介護保険事業(支援)計画</u>の終 了時点となる<mark>令和5</mark>年度末までに生じる値を、比例的に推計する。
- 具体的には、追加的需要が、第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画の開始年度となる平成 30 年度から生じ、<mark>令和7</mark>年度末までの8年間にわたって、毎年度同じ量ずつ増加するものと仮定して、比例的に逆算して推計する。
- ウ 上記ア及びイで得たそれぞれの時点における値について、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村間で増減の調整を行うことは差し支えないこと。ただし、調整を行う場合には、地域医療構想の構想区域ごとの推計と、当該構想区域内の市町村別の推計の合計値との整合性が確保されるよう、市町村間の調整を行うこと。
- 3 医療計画における在宅医療の整備目標について
- (1) 整備目標を設定する時点について
- 第7次医療計画<mark>の中間見直し</mark>における在宅医療の整備目標の設定に当たっては、第8期介護保険 事業(支援)計画と整合的なものとなるよう、<mark>令和5</mark>年度末における整備目標を設定する。
- (2) 追加的需要に対する在宅医療の考え方

介護施設・在宅医療等の追加的需要は、基本的に療養病床からの移行によるものである。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号。以下、アシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号。以下、所立かけで対している。)により、指定介護療養型医療施設の廃止の期限が会和5年度未とされ、新たなサービス類型として介護医療院が創設されたことから、療養病床からの移行分としては、まずは、医療療養病床及び指定介護療養地医療施設から介護医療院等の介護保険施設への移行を念頭に置く必要がある。このため、医療計画及び介護保険事業(支援)計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向を把握するた護保険施設等への移行の意向を踏まえる必要がある。具体的には、医療療養病床については意向調査により把握した会和5年度末時点の見込み量を医療療養病床からの追加的需要の下限として設定することとし、指定介護療養型医療施設から返りに登立することとし、指定介護療養型医療施設のこいては全数に相当する数を追加的需要として設定すること。

- (2) 市町村ごとの追加的需要の推計の考え方
- 以下の方法により、(1)の から までごとに、市町村ごとの追加的需要の値を推計する。 ア 各構想区域における追加的需要を、2025 年における市町村別の性・年齢階級別人口で按分す
 - る。 2025年における市町村別の性・年齢階級別人口については、国立社会保障・人口問題研究
- 「日本の地域別将来推計人口(平成25年(2013年)3月中位推計)」を用いる。 イ 上記アで得た<mark>平成37</mark>年(2025年)時点の市町村別の値から、第7期介護保険事業(支援) 計画の終了時点となる平成32年度末及び第7次医療計画の終了時点となる<mark>平成35</mark>年度末まで
- に生じる値を、比例的に推計する。 具体的には、追加的需要が、第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画の開始年度となる平成 30 年度から生じ、<mark>平成 37</mark> 年度未までの8年間にわたって、毎年度同じ量ずつ増加するものと仮定して、比例的に逆算して推計する。
- ウ上記ア及びイで得たそれぞれの時点における値について、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村間で増減の調整を行うことは差し支えないこと。ただし、調整を行う場合には、地域医療構想の構想区域ごとの推計と、当該構想区域内の市町村別の推計の合計値との整合性が確保されるよう、市町村間の調整を行うこと。
- 3 医療計画における在宅医療の整備目標について
- (1) 整備目標を設定する時点について
- 医療計画における在宅医療の整備目標の設定に当たっては、<mark>第7期介護保険事業(支援)計画と整</mark>合的なものとなるよう、平成32年度末における整備目標を設定する。また、医療計画の中間年(3<u>年目)での見直しにおいて、</u>第8期介護保険事業(支援)計画と整合的なものとなるよう、平成35年度末における整備目標を設定する。
- (2) 追加的需要に対する在宅医療の考え方
- 介護施設・在宅医療等の追加的需要は、基本的に療養病床からの移行によるものである。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号、以下、でアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号。以下、「改正介護保険法」という。)により、指定介護療養型医療施設の廃止の期限が平成35年度末とされ、新たなサービス類型として介護医療院が創設されたことから、療養病床からの移行分としては、まずは、医療療養病床及び指定介護療養門のが第7期介護保険事業(支援)計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養加設からの転換意向の把握について、平極後の額可を下去するという。)に基づき、都道府県と市町村の連携の下で把握する介護保険施設等への移行の意向を踏まえる必要がある。具体的には、医療療養病床については意向調査により把握した平成35年度大・平成35年度末時点の見込み量を医療療養病床については意向調査により把握した平成35年とし、指定介護療養型医療施設からの追加的需要の下限として設定することとし、指定介護療養型医療施設からの追加的需要の下限として設定ですることをは、指定介護療養型医療施設からの追加的需要の下限として設定(平成35年度末時点にあいては指定介護療養型医療施設からの追加的需要として設定(平成35年度末時点においては指定介護療養型医療施設の全数に相当する数を追加的需要として設定)すること。

新

2025 年の推計における追加的需要については、その多くはこれらの移行によるものと考えられるが、2(2)により比例的に算出した追加的需要分に満たない部分は、その他の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等によるものと考えられる。これらについては、以下のような資料等を参考としつつ、今後、各都道府県、市町村において、現在の療養病床の数、これまでの在宅医療・介護サービス基盤の整備状況、今後の病床機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの深化・推進を踏まえた将来の在宅医療・介護サービス基盤の在り方等を踏まえて、在宅医療と介護保険施設との間でその対応する分を按分した上で、在宅医療の整備目標に反映させること。この際、都道府県と市町村の間の協議の場における協議を経て設定すること。また、以下については、基本的に現状の退院先等を参考とするものであることに留意が必要である。

- ア
 ・患者調査や病床機能報告における療養病床を退院した患者の退院先別のデータ等を参考にしつ
 - つ、必要な在宅医療や介護サービスを検討する。
- イ 各市町村において国保データベースを活用し、当該市町村における療養病床を退院した者の訪 問診療や介護サービスの利用状況等を把握し、必要な在宅医療や介護サービスを検討する。
- ウ その他、各市町村における独自のアンケート調査、現状における足下の統計データ等を活用し
 - て、必要な在宅医療・介護サービスを検討する。

地域医療構想において定めることとされている構想区域における将来の介護施設・在宅医療等における医療の必要量には、上記のようにして得られた在宅医療の追加的需要に加え、足下の訪問診療患者の受療率に 2025 年の人口推計を勘案して推計した需要()が含まれている。このため、この需要と追加的需要を合算した値に対応する訪問診療の提供体制に係る整備目標を検討すること。

足下の訪問診療患者の受療率に基づき推計した 2025 年の需要から、<mark>令和 5</mark> 年度末の数値を比例 的に推計して活用すること。 なお、2(2)により得た値のうち、一般病床から生じる追加的需要((1)の に相当する部分をいう。)については、一般病床から退院する患者の多くが、退院後に通院(外来医療)により医療を受ける傾向にあることを踏まえ、外来医療により対応することを基本とし、在宅医療の受け皿整備の対象とはみなさない。

- 4 介護保険事業(支援)計画におけるサービスの量の見込みについて
- (1) 基本的な考え方

介護保険事業(支援)計画において定めるサービスの量の見込みについては、現在のサービス受給者の状況や人口動態を踏まえた自然体の推計に加えて、各自治体の課題やニーズに応じて各種施策を反映して定めることとなっている。サービス量の見込みについては、2025 年度のサービス量の見込みの推計と、<mark>各</mark>期分のサービス量の見込みの策定の両方を行う必要があるが、これらの推計・策定過程においては、地域医療構想における 2025 年の介護施設・在宅医療等の追加的需要を踏まえるととに、医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図る必要がある。

(2) 2025 年度における介護サービスの量の見込みについて

地域医療構想における 2025 年の介護施設・在宅医療等の追加的需要は、足下の介護施設・在宅医療等の受療動向に 2025 年の人口推計を勘案して推計した 2025 年の介護施設・在宅医療等の需要ではなく、足下の需要としては療養病床や一般病床で対応していたものについて、介護施設・在宅医療

Н

2025 年の推計における追加的需要については、その多くはこれらの移行によるものと考えられるが、2(2)により比例的に算出した追加的需要分に満たない部分は、その他の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等によるものと考えられる。これらについては、以下のような資料等を参考としつ、今後、各都道府県、市町村において、現在の療養病床の数、これまでの在宅医療・介護サービス基盤の整備状況、今後の病床機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの深化・推進を踏まえた将来の在宅医療・介護サービス基盤の在り方等を踏まえて、在宅医療と介護保険施設との間でその対応する分を按分した上で、在宅医療の整備目標に反映させること。この際、都道府県と市町村の間の協議の場における協議を経て設定すること。また、以下については、基本的に現状の退院先等を参考とするものであることに留意が必要である。

- ア 患者調査や病床機能報告における療養病床を退院した患者の退院先別のデータ等を参考にしつ つ、必要な在宅医療や介護サービスを検討する。
- イ 各市町村において国保データベースを活用し、当該市町村における療養病床を退院した者の訪問診療や介護サービスの利用状況等を把握し、必要な在宅医療や介護サービスを検討する。
- ウ その他、各市町村における独自のアンケート調査、現状における足下の統計データ等を活用して、必要な在宅医療・介護サービスを検討する。

地域医療構想において定めることとされている構想区域における将来の介護施設・在宅医療等における医療の必要量には、上記のようにして得られた在宅医療の追加的需要に加え、足下の訪問診療患者の受療率に 2025 年の人口推計を勘案して推計した需要 ()が含まれている。このため、この需要と追加的需要を合算した値に対応する訪問診療の提供体制に係る整備目標を検討すること。

足下の訪問診療患者の受療率に基づき推計した 2025 年の需要から、平成 32 年度未、平成 35 年度未、平成 35 年度未の数値を比例的に推計して活用すること。

なお、2(2)により得た値のうち、一般病床から生じる追加的需要((1)の に相当する部分をいう。)については、一般病床から退院する患者の多くが、退院後に通院(外来医療)により医療を受ける傾向にあることを踏まえ、外来医療により対応することを基本とし、在宅医療の受け皿整備の対象とはみなさない。

- 4 介護保険事業(支援)計画におけるサービスの量の見込みについて
- (1) 基本的な考え方

介護保険事業(支援)計画において定めるサービスの量の見込みについては、現在のサービス受給者の状況や人口動態を踏まえた自然体の推計に加えて、各自治体の課題やニーズに応じて各種施策を反映して定めることとなっている。サービス量の見込みについては、2025 年度のサービス量の見込みの推計と、第7期分のサービス量の見込みの策定の両方を行う必要があるが、これらの推計・策定過程においては、地域医療構想における 2025 年の介護施設・在宅医療等の追加的需要を踏まえるとともに、医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図る必要がある。

(2) 2025 年度における介護サービスの量の見込みについて

地域医療構想における 2025 年の介護施設・在宅医療等の追加的需要は、足下の介護施設・在宅医療等の受療動向に 2025 年の人口推計を勘案して推計した 2025 年の介護施設・在宅医療等の需要ではなく、足下の需要としては療養病床や一般病床で対応していたものについて、介護施設・在宅医療

新

等で対応するよう推計された追加的な需要であることから、介護サービスの需要は、人口推計を基にした自然体の推計に加えて、これに対応する分(在宅医療の利用者が利用すると想定される居宅サービスを含む。)が増加するものと想定される。

2で示された介護施設・在宅医療等の追加的需要を、実際に、2025年における介護サービスの量の推計にどのように反映させるかについては、各都道府県、市町村において、現在の療養病床の数、これまでの在宅医療・介護サービス基盤の整備状況、今後の病床機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの深化・推進を踏まえた将来の在宅医療・介護サービス基盤の在り方等を踏まえて、検討する必要がある。また、介護保険事業(支援)計画に記載する介護サービスの見込み量において、この追加的需要をどのように位置づけたかについて、明確化することが重要である。なお、検討に当たっては、以下のような考え方を踏まえることが重要である。

まず、この介護施設・在宅医療等の追加的需要は、前述のとおり、基本的に療養病床の需要が移行するものであり、改正介護保険法により、指定介護療養型医療施設の廃止の期限が<mark>令和5</mark>年度末とされたこと、新たなサービス類型として介護医療院が創設されたことを踏まえれば、まずは、指定介護療養型医療施設・医療療養病床からの移行を反映させること。なお、これについては、転換意向調査事務連絡に基づき把握された、介護保険施設等への移行(指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から居宅介護サービスに転換する場合や、いずれのサービスにも転換せずに在宅へ移行する場合も含む。)の意向等を反映させること。

3(2)のとおり、追加的需要については、その多くはこれらの移行によるものと考えられるとともに、2(2)により比例的に算出した追加的需要分に満たない部分は、その他の介護施設・在宅医療等への移行や、高齢化の動向に伴う需要増等によるものと考えられること。

介護サービスについては、これまで、様々な取組により医療から介護への移行が進められてきているが、年齢階級別の受給率は、近年、概ね横ばいで推移してきているとともに、介護サービスの量の見込みの策定に当たっては、年齢構成の変化に加え、過去の利用実績の傾向や特養待機者等の現状も踏まえつつ、推計を行うものであり、保険者によっては、こうした中で既に病床から在宅医療や介護サービスの利用への移行について、一定程度勘案されている場合もあると考えられるこ

介護サービスの量を、自然体推計に追加して推計するに当たっては、現時点では療養病床から 介護施設・在宅医療等へ移行する場合の患者像・介護サービスの利用者像が必ずしも明らかになっていないことから、3(2)と同様、以下のような資料等を参考としつつ、今後、当該地域の実情に即してどのような地域包括ケアシステムを構築していくかも踏まえつつ、サービス種類ごとに按分した上で、介護サービス量の推計に反映させることが考えられる。ただし、推計に当たっては、地域医療構想の進捗や、第7次医療計画における在宅医療の整備目標の考え方との整合性を踏まえつつ、都道府県と市町村の間の協議の場における協議を経て設定すること。また、以下については基本的に、現状の退院先等を参考とするものであることに留意が必要である。

旧 等で対応するよう推計された追加的な需要であることから、介護サービスの需要は、人口推計を基に

した自然体の推計に加えて、これに対応する分(在宅医療の利用者が利用すると想定される居宅サー ビスを含む。)が増加するものと想定される。

2で示された介護施設・在宅医療等の追加的需要を、実際に、2025年における介護サービスの量の推計にどのように反映させるかについては、各都道府県、市町村において、現在の療養病床の数、これまでの在宅医療・介護サービス基盤の整備状況、今後の病床機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの深化・推進を踏まえた将来の在宅医療・介護サービス基盤の在り方等を踏まえて、検討する必要がある。また、介護保険事業(支援)計画に記載する介護サービスの見込み量において、この追加的需要をどのように位置づけたかについて、明確化することが重要である。なお、検討に当たっては、以下のような考え方を踏まえることが重要である。

まず、この介護施設・在宅医療等の追加的需要は、前述のとおり、基本的に療養病床の需要が移行するものであり、改正介護保険法により、指定介護療養型医療施設の廃止の期限が<mark>平成35</mark>年度末とされたこと、新たなサービス類型として介護医療院が創設されたことを踏まえれば、まずは、指定介護療養型医療施設・医療療養病床からの移行を反映させること<u>(推計ツールにおいては、まずは、2025年における介護医療院の見込み量は指定介護療養型医療施設と一体的に算定することとなってあり、介護医療院のうち指定介護療養地医療施設からの転換分と指定介護療養型医療施設を併せてあり、介護医療のうち指定介護療養型医療施設からの転換分と指定介護療養型医療施設を併せてた、介護保険施設等への移行(指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から居宅介護サービスに転換する場合や、いずれのサービスにも転換せずに在宅へ移行する場合も含む。)の意向等を反映させること。</u>

3(2)のとおり、追加的需要については、その多くはこれらの移行によるものと考えられるとともに、2(2)により比例的に算出した追加的需要分に満たない部分は、その他の介護施設・在宅医療等への移行や、高齢化の動向に伴う需要増等によるものと考えられること。

介護サービスについては、これまで、様々な取組により医療から介護への移行が進められてきているが、年齢階級別の受給率は、近年、概ね横ばいで推移してきているとともに、介護サービスの量の見込みの策定に当たっては、年齢構成の変化に加え、過去の利用実績の傾向や特養待機者等の現状も踏まえつつ、推計を行うものであり、保険者によっては、こうした中で既に病床から在宅医療や介護サービスの利用への移行について、一定程度勘案されている場合もあると考えられること。

介護サービスの量を、自然体推計に追加して推計するに当たっては、現時点では療養病床から 介護施設・在宅医療等へ移行する場合の患者像・介護サービスの利用者像が必ずしも明らかになっていないことから、3(2)と同様、以下のような資料等を参考としつつ、今後、当該地域の実情に即してどのような地域包括ケアシステムを構築していくかも踏まえつつ、サービス種類ごとに按分した上で、介護サービス量の推計に反映させることが考えられる。ただし、推計に当たっては、地域医療構想の進捗や、第7次医療計画における在宅医療の整備目標の考え方との整合性を踏まえつつ、都道府県と市町村の間の協議の場における協議を経て設定すること。また、以下については基本的に、現状の退院先等を参考とするものであることに留意が必要である。

摋 患者調査における一般病床や療

- 各市町村において国保データベースを活用し、当該市町村における療養病床を退院した者の つ、必要な介護サービスを検討する。
- し、必要な介護サービスを検討する。 介護サービスの利用状況等を把握(
- その他、各市町村における独自のアンケート調査、現状における足下の統計データ等を活用 して、必要な介護サービスを検討する。

く、介護サービスの需要増につながらない場合も想定されるため、必ずしも、定量的な介護サービ スの推計を行うことができるわけではない。 医療計画における在宅医療の整備目標の策定に当た っては、一般病床から生じる追加的需要については、基本的に外来で対応するものと想定されてい なお、一般病床から生じる追加的需要については、疾病の状況、介護の必要度等が明らかではな

(3) 第7期分の介護サービスの量の見込みについて

する場合も含む。)について、市町村と都道府県が連携し、高齢者の利用ニーズや医療療養病床を有 の量の見込みの策定に当たっては、基本的には、まず、転換意向調査事務連絡に基づき、指定介護 療療養病床から居宅介護サービスに移行する場合や、いずれのサービスにも移行せずに在宅へ移行 する医療機関又は指定介護療養型医療施設の転換意向を把握し、これを下限としつつ、見込むこと 地域医療構想が 2025 年時点の医療需要の推計であること、2025 年に追加的に介護施設・在宅医 1る部分の大部分は、療養病床の需要が介護施設・在宅医療等 の需要に移行するものであること等に鑑み、追加的需要の算定部分に対応する第7期分のサービス 療養型医療施設及び医療療養病床からの介護保険施設等への移行(指定介護療養型医療施設及び医 療等の医療需要が増加すると推計され

さらに、3(2)のとおり、追加的需要については、その多くはこれらの移行によるものと考えられ るとともに、2 (2)により比例的に算出した追加的需要分に満たない部分は、その他の介護施設・在 、口の推移・高齢化の動向等を踏まえつつ、3(2)において示 した第7次医療計画における在宅医療の整備目標と整合性が図られるよう、都道府県と市町村の間 具体的に地域の病床機能をどのように分化・連携させていくのか等を検討する各都道府県における 地域医療構想調整会議等の検討状況や各医療機関の動向、(2)に示すような、これまでの介護サー 宅医療等への移行や、高齢化の動向に伴う需要増等によるものと考えられる。これらについては、 の協議の場における協議を経て、見込み量を検討し、設定することが重要である。 ビスの提供体制の整備状況や今後の、

第7期分において十分な受け皿整備がなされない場合には、 ることについて、十分留意すること。 第8期に繰り越して対応する必要があ なお、必要な追加的需要に対して、

第8期分の介護サービスの量の見込みについて (4)

医療療養病床については 市町村と都道府県が連携し、高齢者の利用ニーズや医療療養 意向調査により把握した令和 5 年度末時点の介護保険対象サービスへの転換等の見込量を下限と 第7 追加的需要の算定部分に対応する第8期分のサービスの量の見込みを定めるに当たっては、 精型医療施設の転換意向を把握し、 病床を有する医療機関又は指定介護鴉 期と同様に、転換意向調査に基づき、

患者調査における一般病床や療養病床を退院した患者の退院先別のデータ等を参考にしつ つ、必要な介護サービスを検討する。

Ш

- 各市町村において国保データベースを活用し、当該市町村における療養病床を退院した者の 介護サービスの利用状況等を把握し、必要な介護サービスを検討する。 \nearrow
- その他、各市町村における独自のアンケート調査、現状における足下の統計データ等を活用 して、必要な介護サービスを検討する。 Ð

っては、一般病床から生じる追加的需要については、基本的に外来で対応するものと想定されてい く、介護サービスの需要増につながらない場合も想定されるため、必ずしも、定量的な介護サービ 一般病床から生じる追加的需要については、疾病の状況、介護の必要度等が明らかではな スの推計を行うことができるわけではない。 医療計画における在宅医療の整備目標の策定に当た

(3) 第7期分の介護サービスの量の見込みについて

地域医療構想が 2025 年時点の医療需要の推計であること、2025 年に追加的に介護施設・在宅医 療等の医療需要が増加すると推計される部分の大部分は、療養病床の需要が介護施設・在宅医療等 の量の見込みの策定に当たっては、基本的には、まず、転換意向調査事務連絡に基づき、指定介護 療養型医療施設及び医療療養病床からの介護保険施設等への移行(指定介護療養型医療施設及び医 療療養病床から居宅介護サービスに移行する場合や、いずれのサービスにも移行せずに在宅へ移行 する場合も含む。)について、市町村と都道府県が連携し、高齢者の利用ニーズや医療療養病床を有 する医療機関又は指定介護療養型医療施設の転換意向を把握し、これを下限としつつ、見込むこと の需要に移行するものであること等に鑑み、追加的需要の算定部分に対応する第7期分のサービス とする。

さらに、3(2)のとおり、追加的需要については、その多くはこれらの移行によるものと考えられ ビスの提供体制の整備状況や今後の人口の推移・高齢化の動向等を踏まえつつ、3(2)において示 るとともに、2(2)により比例的に算出した追加的需要分に満たない部分は、その他の介護施設・在 具体的に地域の病床機能をどのように分化・連携させていくのか等を検討する各都道府県における した第7次医療計画における在宅医療の整備目標と整合性が図られるよう、都道府県と市町村の間 地域医療構想調整会議等の検討状況や各医療機関の動向、(2)に示すような、これまでの介護サー 宅医療等への移行や、高齢化の動向に伴う需要増等によるものと考えられる。これらについては、 の協議の場における協議を経て、見込み量を検討し、設定することが重要である。

なお、必要な追加的需要に対して、第7期分において十分な受け皿整備がなされない場合には、 第8期に繰り越して対応する必要があることについて、十分留意すること。

Ш

さらに、地域医療構想における 2025 年の療養病床の減少数から、令和 5 年度未の数値を比例的に 逆算して推計した減少数に相当する追加需要に満たない部分は、都道府県と市町村の間の協議の場 における協議を経て、見込み量を検討し、設定することが重要である。 その他の高齢化の動向に伴う需要増等については、第7期の介護サービス利用実績に反映されていることから、第7期の傾向を第8期に伸ばすことで計上することを基本とし、その際、3(2)の数値も参考とすること。

なお、必要な追加的需要に対して、第8期分において十分な受け<u>皿整備がなされない場合には</u> 第9期に繰り越して対応する必要があることについて、十分留意すること。

(5) 都道府県と市町村の協力について

2025 年のサービス量の推計については、市町村介護保険事業計画において定めることとなっているが、医療計画との整合性の確保の重要性に鑑み、都道府県の介護保険主管部局においては、医療計画主管部局と密接に連携しつつ、市町村に対して必要な情報提供等を行うことが重要である。

- 5 医療及び介護の体制整備に係る協議の場について
- (1) 位置付け

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成 26 年厚生労働省告示第 354 号)においては、医療計画、介護保険事業(支援)計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場(以下「協議の場」という。)を設置することとされている。

協議の場は、医療計画及び介護保険事業(支援)計画の策定に係る都道府県医療審議会や介護保険事業(支援)計画作成委員会等における議論に資するよう、事前に、関係自治体が地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性の確保に関する協議を行う場とする。このため、3及び4における在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みの整合性の確保に当たっては、協議の場において十分に協議を行うこと。

各計画の最終的な議論は、都道府県医療審議会、介護保険事業(支援)計画作成委員会等において、 それぞれ行うこと。

(2) 設置区域

協議の場は、二次医療圏(医療法第30条の4第2項<mark>第14号</mark>に規定する区域をいう。以下同じ。) 単位で設置することを原則とする。ただし、二次医療圏と老人福祉圏域(介護保険法第118条第 2項第1号に規定する区域をいう。)が一致していない場合等、二次医療圏単位での開催が適当で ない場合には、都道府県が適当と認める区域での設置も可能とする。 また、二次医療圏は構想区域に合わせて設定することが適当とされていることを踏まえ、例えば地域医療構想調整会議(医療法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。)の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とす-

(4) 都道府県と市町村の協力について

2025 年のサービス量の推計については、市町村介護保険事業計画において定めることとなっているが、医療計画との整合性の確保の重要性に鑑み、都道府県の介護保険主管部局においては、医療計画主管部局と密接に連携しつつ、市町村に対して必要な情報提供等を行うことが重要である。

- 医療及び介護の体制整備に係る協議の場について
- (1) 位置付け

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成 26 年厚生労働省告示第 354 号)においては、医療計画、介護保険事業(支援)計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場(以下「協議の場」という。)を設置することとされている。

協議の場は、医療計画及び介護保険事業(支援)計画の策定に係る都道府県医療審議会や介護保険事業(支援)計画作成委員会等における議論に資するよう、事前に、関係自治体が地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性の確保に関する協議を行う場とする。このため、3及び4における在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みの整合性の確保に当たっては、協議の場において十分に協議を行うこと。

各計画の最終的な議論は、都道府県医療審議会、介護保険事業(支援)計画作成委員会等において、 それぞれ行うこと。

(2) 設置区域

協議の場は、二次医療圏(医療法第30条の4第2項<mark>第12号</mark>に規定する区域をいう。以下同じ。)単位で設置することを原則とする。ただし、二次医療圏と老人福祉圏域(介護保険法第118条第2項第1号に規定する区域をいう。)が一致していない場合等、二次医療圏単位での開催が適当でない場合には、都道府県が適当と認める区域での設置も可能とする。

また、二次医療圏は構想区域に合わせて設定することが適当とされていることを踏まえ、例えば地域医療構想調整会議(医療法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。)の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とする。

幾	

(3) 協議事項

協議の場は、以下の事項について協議を行う。

介護施設・在宅医療等の追加的需要について

療養病床から生じる追加的需要について、在宅医療において対応する部分と介護サービスにおい て対応する部分の按分に関する調整・協議を行う。

具体的な見込み量及び整備目標の在り方について

を踏まえ、在宅医療の整備目標及び介護サービスの見込み量について協議を行う。

その際、地域の実情を踏まえ、市町村と都道府県での役割分担に関する協議も行う。例えば、訪問看護ステーションの地域偏在等により、市町村を越えた広域的な整備目標の調整が必要な場合は、都道府県が積極的に調整を支援するなどについても議論を行う。

目標の達成状況の評価について

医療計画の見直しと、介護保険事業(支援)計画の策定に向け、両計画における在宅医療の整備目標の達成状況及び介護サービスの見込み量を共有する。

(4) 都道府県と市町村の事前協議について

協議の場での協議に先立ち、都道府県及び市町村の医療計画、介護保険主管部局間において、事前に、協議事項に関する十分な調整を行うことが重要である。事前の調整に当たっては、追加的需要に対する受け皿整備の先送りが発生しないよう留意するとともに、それぞれの計画の策定スケジュールを勘案し、可能な限り早急に調整を開始すること。

以 上

(3) 協議事項

協議の場は、以下の事項について協議を行う。

介護施設・在宅医療等の追加的需要について

療養病床から生じる追加的需要について、在宅医療において対応する部分と介護サービスにおいて 対応する部分の按分に関する調整・協議を行う。

具体的な見込み量及び整備目標の在り方について

を踏まえ、在宅医療の整備目標及び介護サービスの見込み量について協議を行う。

その際、地域の実情を踏まえ、市町村と都道府県での役割分担に関する協議も行う。例えば、訪問看護ステーションの地域偏在等により、市町村を越えた広域的な整備目標の調整が必要な場合は、都道府県が積極的に調整を支援するなどについても議論を行う。

目標の達成状況の評価について

第7次医療計画の中間年における見直しと、第8期介護保険事業(支援)計画の策定に向け、両計画における在宅医療の整備目標の達成状況及び介護サービスの見込み量を共有する。

(4) 都道府県と市町村の事前協議について

協議の場での協議に先立ち、都道府県及び市町村の医療計画、介護保険主管部局間において、事前に、協議事項に関する十分な調整を行うことが重要である。事前の調整に当たっては、追加的需要に対する受け皿整備の先送りが発生しないよう留意するとともに、それぞれの計画の策定スケジュールを勘案し、可能な限り早急に調整を開始すること。

₹ Z 社会保障審議会 介護保険部会(第91回)

資料3

令和2年7月27日

「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえた

令和2年7月27日 厚生労働省老健局

医療療養病床等から介護医療院等への移行について①

介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(抜粋) 〔令和元年12月27日〕

それぞれの地域における介護サービスのニーズと介護保険財政への影響を把握し、介護保険事業(支援)計画の策 定段階から介護医療院のサービス量を適切に見込むための方策を講じることが適当である。医療療養病床からの移 行については、必要入所(利用)定員総数の設定の取扱いを含めて医療計画との整合を図ることも必要である。な 医療療養病床から介護医療院への移行について、各保険者の介護保険財政、ひいては被保険者の負担軽減の観 事前に見込まれていない医療療養病床からの 移行により各保険者の介護保険財政に影響を及ぼすおそれがあり、 点から保険者への財政支援の検討が必要である。

現状・課題(1)

- **宝除く。)、地域密着特養、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護への移行を促しており、これらにつ** 指定介護療養型医療施設及び医療療養病床については、介護医療院等の介護保険施設(指定介護療養型医療施設を いては総量規制の対象外としているところ。
- 介護療養型老人保健施設は、介護医療院への移行の場合、総量規制の対象外。
- 第7期計画策定時には介護医療院の具体的な報酬が未定であったこともあり、調査時に意向が示されず、結果とし て第7期計画で見込んでいなかった転換が行われている。

現状·課題②

- として、財政安定化基金がある。都道府県に設置された財政安定化基金が所要額を貸し付け、保険者は次期計画期間 事業計画における見込みを上回る給付により介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に対応する仕組み に第1号保険料を財源として償還する。
- ただし、想定外の介護医療院への移行等の急激な給付費増などにより借り入れた場合、貸付金の償還期限が次の計 画期間の最終年度の末日であることから、次期計画期間の保険料額の大幅な増加につながる可能性がある。

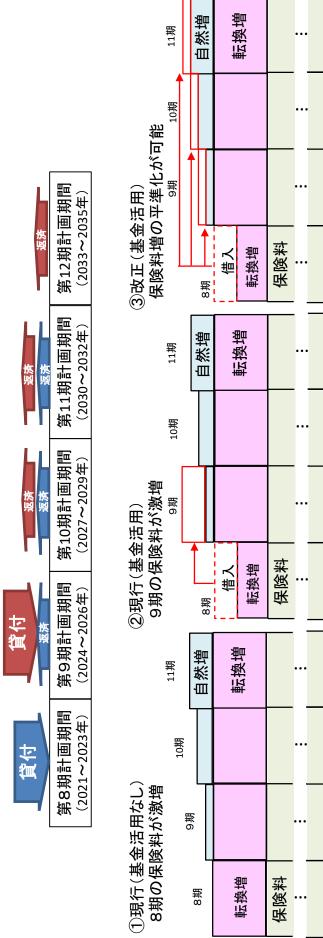
医療療養病床等から介護医療院等への移行について②

即位但

医療療養病床 及び介護療養型老人保健施設から介護医療院等への移行については、第7期計画期間と同じく第8期計画期間について 指定介護療養型医療施設等から介護医療院等への円滑な移行を促すため、指定介護療養型医療施設、 も引き続き総量規制の対象外としてはどうか。

鄙点2

- 保険者への財政支援として、基金への返済期間を 3 期計画期間としてはどうか。また、貸付対象期間は、地域医療 構想の目標が2025年であることから、第8期(2021~2023年度)と第9期(2024~2026年度)のみの時限措置と してはどうか。【政令改正事項】
- 時限措置の対象額、貸付額は、転換意向調査(8月)の結果を踏まえ、国から都道府県条例案として示すこととする。 **※**

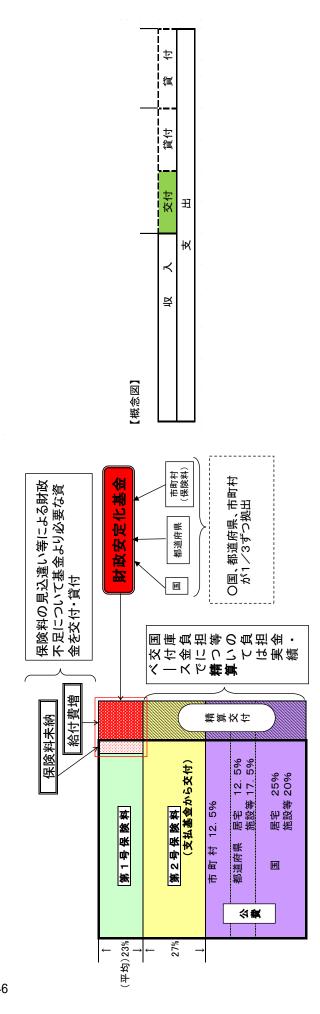


145

<参考>財政安定化基金の概要

現行制度の概要

- 事業計画における見込みを上回る給付により介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合には、都道府県に 設置された財政安定化基金により所要額を貸し付け、次期計画期間において償還する仕組み。
- 市町村の介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に、一般財源から財政補填する必要のないよう、 村に対して資金の交付・貸付を行うもの。
- 交付:計画期間 (3年) を単位とした保険料収納率低下による財源不足について3年度目に、原則として収納不足 調整交付金の交付割合によって、各市町村における第1号保険料の負担割合も変動する。 額の1/2を交付。
 - 貸付:年度を単位とした保険料収納率の低下と給付費増による財政不足(交付があるときには交付額を除いた額) について行われる。貸付額については、次の計画期間に、第1号保険料を財源として償還する。



※平成24年度に限り、介護保険法附則第10条の規定に基づき、財政安定化基金の取り崩しが特例的に行われ、545億円が国庫に納付された。

<参考>都道府県別財政安定化基金貸付・交付等の状況(平成30年度末現在)

(E)=(D)-(C)	4,244	2,000	1,127	1,362	1,160	1,361	3,467	1,674	1,057	1,719	2,162	3,135	2,682	4,479	5,823	2,341	1,854	1,201	834	3,220	1,184	1,642	5,063	2,347	706	3,085	8,564	4,954	808	1,348	553	996	1,994	3,535	2,636	1,611	976	2,083	833	7,722	1,077	2,434	1,842	1,222	1,719	2,379	3,525	113,711	
(D)	5,138	2,287	1,246	1,362	1,241	1,362	3,494	1,699	1,069	1,777	2,195	3,291	3,158	4,516	5,872	2,650	1,871	1,202	966	3,297	1,202	1,642	2,800	2,377	714	3,553	9,045	5,538	827	1,626	109	086	2,031	3,652	2,787	1,849	1,001	2,169	998	8,447	1,077	2,591	2,041	1,246	1,729	2,541	3,739	121,395	
(C)=(A)-(B)	893	287	119	0	81	-	26	25	12	28	33	155	476	37	20	309	1.1	1	162	7.7	18	0	737	30	8	469	481	584	19	278	48	14	37	117	151	238	24	98	33	725	0	157	198	24	11	162	214	7,684	7
(B)	4,317	5,429	448	401	1,035	1,534	2,124	787	194	1,435	642	826	2,435	952	6,593	2,068	1,679	66	828	3,214	829	138	2,037	1,494	099	4,067	8,600	4,334	317	1,990	1,571	425	1,088	2,835	2,514	2,300	540	2,012	1,842	10,170	1,072	4,330	2,935	840	899	2,544	6,316	105,620	アー 勁一 だい 場合 が本り得る
(A)	5,211	5,715	267	401	1,117	1,535	2,150	812	207	1,494	674	982	2,911	886	6,643	2,377	1,696	100	1,020	3,291	169	138	2,774	1,524	199	4,536	9,081	4,918	337	2,269	1,619	439	1,125	2,952	2,665	2,538	565	2,098	1,875	10,895	1,072	4,488	3,134	864	910	2,706	6,530	113,304	アンスケか 今計 トガンア
メル亜領	191	230	104	0	81		16	25	12	28	33	130	476	37	33	308	17	1	16	58	18	0	737	7	0	469	481	584	19	245	44	14	24	117	151	29	9	98	31	725	0	157	159	24	-	162	214	6,948	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
貝心並領	4,444	5,485	462	401	1,035	1,534	2,134	787	194	1,435	642	852	2,435	952	6,610	2,068	1,679	66	1,005	3,233	829	138	2,037	1,516	667	4,067	8,600	4,334	317	2,024	1,575	425	1,101	2,835	2,514	2,479	558	2,012	1,844	10,170	1,072	4,330	2,975	840	899	2,544	6,316	106,356	※ 冬数値「つ」/アニー タカダカ 新道府画毎「古万田寺 港を四陸五 7一7」
都退析宗名	典	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	二形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	田田県	広島県	一一一	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	配 配	鹿児島県	沖縄県	수 計	※ 枚巻信じして

く参考>参照条文

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)

(財政安定化基金による貸付事業)

不足すると見込まれる市町村に対し、計画期間の最終年度においては基金事業対象収入額が基金事業対象費用額 計画期間の各年度(最終年度を除く。)においては単年度基金事業対象収入額が単年度基金事業対象費用額に 第七条 法第百四十七条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金(以下「基金事業貸付金」という。)の貸付けは、 に不足すると見込まれる市町村に対し、それぞれ行うものとする。

2~5 (图)

6 基金事業貸付金の据置期間は当該貸付けを受けた計画期間の最終年度の末日までとし、償還期限は当該計画期 間の次の計画期間の最終年度の末日とする。

7 (器)

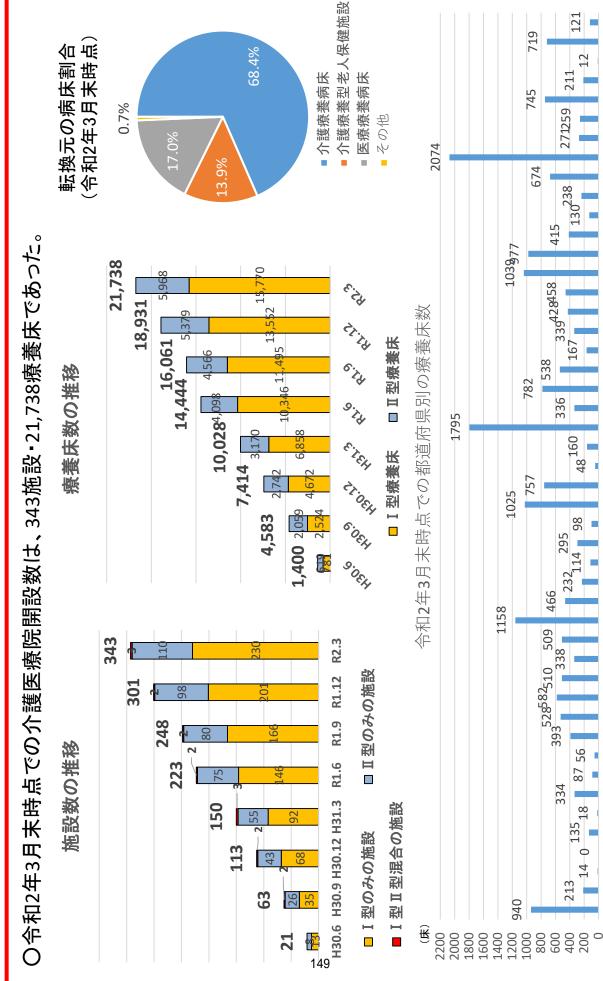
图 强

(平成十二年度から平成十四年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例)

金」という。)の償還期限は、当該償還によって平成十五年度から平成十七年度までの事業運営期間における保険料 の額が著しく高くなると見込まれる市町村であって、都道府県が適当と認めるものに対する貸付金については、<u>第七条第</u> 第二条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における基金事業貸付金(以下この条において「貸付 六項の規定にかかわらず、平成二十年度の末日とする。

2 貸付金の償還期限は、前項の規定によっても平成十五年度から平成十七年度までの事業運営期間における保険料 の額が著しく高くなると見込まれる市町村であって、都道府県が適当と認めるものに対する貸付金については、<u>第七条第</u> 六項及び前項の規定にかかわらず、平成二十三年度の末日とする。

〈参考〉介護医療院等(開設状況)について



果島児園 県췌宮 県代大 **具本**淵 県췖勇 県質割 県田高 果製愛 事川(季 果温力 半山岡 県駅島 県頑急 県身奈 県東共 预观大 県質滋 重值 県咲愛 県卓廸 **非操山** 福井県

非關於

参考資料11

事 務 連 絡 令和 2 年 5 月 21 日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和2年度における保険者機能強化推進交付金及び介護保険 保険者努力支援交付金の配分額算定等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和2年度においては、引き続き、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の 取組や都道府県による市町村支援の取組を着実に実施・推進できるよう、保険者機能強化 推進交付金として令和元年度と同額の200億円を計上するとともに、新たに予防・健康づ くりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金を創設し、同額の200億円 を計上しているところです。

この2つの交付金に係る交付要件等について、下記のとおりとなっていますのでご了知いただくとともに、管内保険者への周知に特段のご配慮をお願いいたします。

また、現時点での算定通知(別紙 1 - 1、1 - 2)、実施要綱(別紙 2 - 1 , 2 - 2) 及び交付要綱(別紙 3 - 1、3 - 2)の一部改正案を併せてお示しいたします。

なお、正式な通知については、厚生労働省において組織的な決裁手続きを経た上、後日 発送する予定です。そのため、通知内容が変更となる場合もありますので、ご了承ください。

記

都道府県分

第1 基準額の算定方法

(1)保険者機能強化推進交付金(以下「推進交付金」という。)【算定通知1-(1)】 ア 推進交付金の基準額の算定方法は、「当該都道府県の評価点数」を基準として、 「各都道府県の評価点数の合計」に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。

基準額 =推進交付金×当該都道府県の評価点数の予算額(注)各都道府県の評価点数の合計

- (注)市町村分と都道府県分の合計で200億円であるが、都道府県分は約10億円程度となることを想定している。
- イ 当該都道府県の対象経費支出予定額がアで算出した基準額を下回る場合には、対 象経費支出予定額を基準額とする。
- ウ イの結果、都道府県全体の基準額が予算額を下回る場合には、予算額の範囲内に おいて、各都道府県の対象経費支出予定額から基準額を差し引いた額を上限に、ア で算出した割合に応じて補正をした額を基準額とする。その際、イに該当する都道 府県は除外して補正する。
- エ ウの結果、都道府県全体の対象経費支出予定額が予算額を下回る場合には、予算額から都道府県全体の対象経費支出予定額を差し引いた額を上限に、市町村に配分する。
- (2)介護保険保険者努力支援交付金(以下「支援交付金」という。)【算定通知1-(2)】 ア 支援交付金の基準額の算定方法は、評価指標の交付金区分に「支援」とある指標 に係る「当該都道府県の評価点数」を基準として、評価指標の交付金区分に「支援」 とある指標に係る「各都道府県の評価点数の合計」に占める割合に応じて、予算の 範囲内で交付する。

基準額 = 支援交付金 x <u>当該都道府県の評価点数</u> の予算額(注) 各都道府県の評価点数の合計

- (注)市町村分と都道府県分の合計で200億円であるが、都道府県分は約10億円程度となることを想定している。
- イ 当該都道府県の対象経費支出予定額がアで算出した基準額を下回る場合には、対 象経費支出予定額を基準額とする。
- ウ イの結果、都道府県全体の基準額が予算額を下回る場合には、予算額の範囲内に おいて、各都道府県の対象経費支出予定額から基準額を差し引いた額を上限に、ア で算出した割合に応じて補正をした額を基準額とする。その際、イに該当する都道 府県は除外して補正する。
- エ ウの結果、都道府県全体の対象経費支出予定額が予算額を下回る場合には、予算額から都道府県全体の対象経費支出予定額を差し引いた額を上限に、市町村に配分する。

第2 交付金の使途等

(1)推進交付金【実施要綱5-(2)】

推進交付金の使途については、従前どおり、次の市町村に対する支援とする。

- ア 総括的事業
- イ 現状分析、実情把握、地域課題分析、実績評価支援事業
- ウ 自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議、介護予防に関する市町村支援事業
- エ 生活支援体制整備の推進事業
- オ リハビリテーション専門職等の活用支援事業
- カ 介護給付適正化事業の推進支援事業
- キ その他市町村のニーズに応じた支援事業

(2) 支援交付金【実施要綱5-(3)】

支援交付金の使途については、市町村が行う

- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・包括的支援事業のうち包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業

に係る取組を支援するものに限る。

なお、推進交付金を活用した支援のうち、上記に該当する支援に係る経費に対し、支援交付金を活用することは可能であるが、支援交付金と推進交付金とで経費を重複することはできず、また、上記に該当しない経費に支援交付金を活用することはできない。

(3) その他【交付要綱6、実施要綱6及び算定通知4】

- ・ 支援交付金についても、推進交付金と同様、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用を受けるものとなる。
- ・ 支援交付金についても、推進交付金と同様、 施設整備関係、 介護給付費・地域支援事業・所得の低い方への第一号保険料の軽減強化・財政安定化基金に係る都道府県負担分や地域医療介護総合確保基金に係る都道府県負担分など、介護保険制度において負担することとされている経費等には、交付金を充当できない。
- ・ 推進交付金と支援交付金の間における経費の配分変更は認めない。
- ・ 推進交付金及び支援交付金の評価指標による自己評価結果に係る誤謬については、 これまで同様、交付基準額の算定において調整する。

市町村分

第1 保険者規模別配分額の算定【算定通知1】

各市町村の第一号被保険者数について、規模別(注1)の合計人数が全国計に占める 割合に応じて予算額(注2)を按分し、第一号被保険者規模別配分額を算定(原則として、千円未満切り捨て)する。

第一号被保険者当該規模別の第一号規模別配分額推進交付金・支援交付金の予算額×全国の第一号被保険保険者数の合計

(注1)規模別とは次の区分による(以下同じ)。

・区分1:第一号被保険者数が3千人未満

・区分2:第一号被保険者数が3千人以上1万人未満

・区分3:第一号被保険者数が1万人以上5万人未満

・区分4:第一号被保険者数が5万人以上10万人未満

・区分5:第一号被保険者数が10万人以上

(注2)推進交付金について、市町村分と都道府県分の合計で200億円であるが、都 道府県分は、約10億円程度とすることを想定しているため、市町村分は、2 00億円からこの額を控除した額とする(支援交付金も同じ)。

第2 基準額の算定方法

(1)推進交付金【算定通知2-(1)】

各市町村の「当該市町村の評価点数×当該市町村の第一号被保険者数」により算出した点数を基準として、「各市町村の評価点数×各市町村の第一号被保険者数」の規模別の合計に占める割合に応じて、第一号被保険者規模別配分額の範囲内で交付する。

なお、広域連合の点数については、(広域連合の各構成市町村の点数×広域連合の各構成市町村の第一号被保険者数の合計)をもって算出する。ただし、評価指標のうち広域連合単位で評価するべきものについては、各構成市町村同一の点数とすることとする。

当該市町村の評価点数 ×
基準額 = 第一号被保険者 × 当該市町村の第一号被保険者数 (各市町村の評価点数 × 各市町村の 第一号被保険者数)の規模別合計

(2) 支援交付金【算定通知2-(2)-ア】

評価指標の交付金区分に「支援」とある指標に係る「当該市町村の評価点数×当該市町村の第一号被保険者数」により算出した点数を基準として、「各市町村の評価点数×各市町村の第一号被保険者数」の規模別の合計に占める割合に応じて、第一号被保険者規模別配分額の範囲内で交付する。

なお、広域連合の点数については、(広域連合の各構成市町村の点数×広域連合の各構成市町村の第一号被保険者数の合計)をもって算出する。ただし、評価指標のうち広域連合単位で評価するべきものについては、各構成市町村同一の点数とすることとする。

基準額 = 第一号被保険者 担 規 即 分 額

当該市町村の評価点数× 当該市町村の第一号被保険者数×調整係数 (各市町村の評価点数×各市町村の第一号被保 険者数×調整係数)の規模別合計

第3 交付金の使途等

(1)推進交付金

ア 交付対象【実施要綱3-(1)】

推進交付金については、国、都道府県、市町村及び第二号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に推進交付金を充当し、市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実して行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に必要な取組及びそれらの実施に必要な人材の確保、又は、市町村が介護保険特別会計に充当した推進交付金を一般会計に繰り出して行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化に資する取組に活用できるものとする。

イ 交付要件

アの一般会計に繰り出して行う取組については、推進交付金が、介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の3第1項に基づき交付されるものであることに鑑み、当該目的に合致しない取組は交付の対象としない。

(2)支援交付金

ア 交付対象【実施要綱3-(2)】

支援交付金については、国、都道府県、市町村及び第二号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に支援交付金を充当して、市町村が地域支援事業を充実して行う高齢者の介護予防・健康づくりに必要な取組のうち、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業のうち包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に係る取組に活用するものとする。

なお、推進交付金を充当した取組のうち、上記に該当する取組に係る経費に対し、 支援交付金を充当することは可能であるが、支援交付金と推進交付金とで、対象経 費を重複することはできず、また、上記に該当しない経費に支援交付金を充当する ことはできない。

イ 交付要件【算定通知 2 - (2) - イ - (ア)(イ)】

- (ア)市町村のアの交付対象事業について、令和2年度予算額が令和元年度決算見込額(地域支援事業に係る変更交付申請額)及び当初予算額よりも下回っている場合にあっては、当該市町村に対して支援交付金を交付しない。
- (イ)既に地域支援事業の上限まで達していることにより、令和2年度予算額が令和元年度決算見込額及び当初予算額より下回っている場合にあっては、市町村が行う保健福祉事業及び介護保険特別会計から一般会計に推進交付金を繰り出しして行う介護予防・健康づくりに資する取組を令和2年度予算額と令和元年度決算見込額及び当初予算額に加えて比較することとする。
- (ウ)(ア)の結果、不交付となった市町村において、平成31年3月末から令和2年3月末までの第一号被保険者数が減少している場合は、当該減少率が(ア)の減少率を上回る場合に限り、支援交付金を交付する。
- (エ)(ア)~(ウ)の結果、不交付となった市町村であって、令和2年度において(1) 及びアに掲げるいずれかの取組について、新規に実施する場合又は既存の事業を 拡充する場合にあっては、支援交付金を交付する。

なお、この場合、令和2年度補正予算で新規事業を計上又は既存の事業を拡充 する場合であっても対象とするが、当該取組が実施されなかった場合にあっては、 実績報告の際にその理由を国に報告し、その理由がやむを得ないものと認められ ない場合には、令和4年度の支援交付金配分において調整することとする。

ウ 再配分【算定通知 2 - (2) - イ - (ウ)】

イの結果、市町村全体の基準額が予算額を下回る場合には、第一号被保険者規模 別配分額の範囲内において、第2(2)において算出した割合に応じて補正をした 額を基準額とする。

その際、イにより不交付の対象となった市町村は除外して補正する。

(3) その他【交付要綱6、実施要綱5及び算定通知5】

- ・ 支援交付金についても、推進交付金と同様、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用を受けるものとなる。
- 推進交付金と支援交付金の間における経費の配分変更は認めない。
- 推進交付金及び支援交付金は、施設整備関係、介護給付費・地域支援事業・

所得の低い方への第1号保険料の軽減強化等に係る市町村負担分、 一般財源化等の結果、地方財政措置がされている事業にかかる経費等には、交付金を充当できない。

・ 評価指標による自己評価結果に係る誤謬については、これまで同様、交付基準額 の算定において調整する。

【担当者連絡先】

交付金審査・交付係 吉川、村瀬 TEL:03-5253-1111(内線 2165) 03-3595-2890(ゲイルイン)

FAX: 03-3503-2167

Mail:kaigo-koufukin@mhlw.go.jp

参考)令和2年度

設計

保険者機能強化推進交付金等の評価指標と活用方策に関する調査研究 仮説・調査方法の検討 取組、都道府県による市町村支援の取組、交付金の 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の 調査項目の検討 調査票の検討 仮説の再検討 プレ調査 京美 集計 アンケート調査等 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標及び 高齢者の自立支援・重度化防止等に資する評価指標と活用方策に係る提案 ・特徴的な性質がみられた市町村等への 活用状況を把握 意見書及び報告書の作成 ィアリング項目の検討 都道府県電話ヒアリング 対象自治体の選定 実査(仮説の検証) ・評価指標等の見直しに仮説の検証、新たな仮説の再検証 要旨の作成 実地調査 交付金の活用方策に資する検討資料の作成、検討 自己評価結果等の集計・分析・検証 検証等を踏まえた評価指標の見直しや交付金の活用 実地調査 自己評価結果等の検証等 |調査結果のとりまとめ・検証| 活用方策に関する意見書 反説・集計仕様の検討 認定率·地域差分析 分析項目の検討 反説の再検討 クロス集計 単純集計 方策の検討 日6 12月 都道府県評価項目について 都道府県評価項目について ・市町村評価項目について ・市町村評価項目について 10月 自治体等WG 8月 アンケート調査結果(速報) 12月 2月 3) 事前説明&ご意見伺い 評価指標の見直しの方向 アンケート調査票の検討 ・分析結果の検証 (R2案) (R2速報) ・単純集計結果 (R3速報) ヒアリング調査の検討 ・分析結果の検証 (R2、 検証委員会 評価指標の見直し案 活用方策案の検討 調査結果とりまとめ 自治体等WG① 自治体等WG② 活用方策の検討 単純集計結果 仮説の検討 第1回 第2回 第3回 第4回

集計・実査

157

とりまとめ

事 務 連 絡 令和2年7月7日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護給付費財政調整交付金の第8期計画期間における措置等について

介護保険制度の円滑な推進について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和元年 12 月 27 日付けで社会保障審議会介護保険部会においてとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、介護給付費財政調整交付金における後期高齢者加入割合補正係数の計算にあたって、現行の要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直し、調整の精緻化を図ることが適当であること、見直しの実施にあたっては、平成 30 年度の見直し(交付基準の年齢区分の細分化)の際の対応を踏まえながら、所要の激変緩和措置を講ずることが適当であること、さらに、今回の見直しにより調整交付金の交付額が増加する保険者においては、見直しによる調整の範囲内で保険者として果たすべき役割に照らし個々の保険者に一定の取組を求めることが考えられることとの意見が示されました。

この度、第8期計画期間における交付割合について、下記のとおり算定することとしましたので、内容を御了知の上、貴管内市町村において適切な取扱い及び給付費適正化主要5事業の実施に向けた取組みがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、本通知の内容については、関係法令の改正が前提となり、具体的な改正法令については、追って公布する予定であることを申し添えます。

第一 第8期計画期間における交付割合の算定式及び算定方法について

(交付割合算定式)

交付割合 = (55%-第2号被保険者負担率)

- { (50% - 第2号被保険者負担率)

× 所得段階別加入割合補正係数 × 後期高齢者加入割合補正係数 }

上記、介護給付費財政調整交付金の算定式のうち、後期高齢者加入割合補正係数について、現行の要介護認定率により重み付けを行う算定式と、新たに介護給付費により重み付けを行う算定式の2つの算定式により算出されたそれぞれの係数の合計を2で除して得た数値を第8期計画期間における後期高齢者加入割合補正係数とする(令和3年度から令和5年度までの激変緩和措置)。

要介護認定率により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数の算定式(現行)

後期高齢者加入割合補正係数 = 全国平均の前期高齢者割合×全国平均の前期高齢者の要介護・要支援認定率

- + 全国平均の75~84歳後期高齢者割合×全国平均の75~84歳の要介護・要支援認定率
- +全国平均の85歳以上後期高齢者割合×全国平均の85歳以上の要介護・要支援認定率 当該保険者の前期高齢者割合×全国平均の前期高齢者の要介護・要支援認定率
- + 当該保険者の75~84歳後期高齢者割合×全国平均の75~84歳の要介護・要支援認定率
- + 当該保険者の85歳以上後期高齢者割合×全国平均の85歳以上の要介護・要支援認定率

介護給付費により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数の算定式

後期高齢者加入割合補正係数 = 全国平均の前期高齢者割合×全国平均の前期高齢者の一人当たり給付費

- + 全国平均の75~84歳後期高齢者割合×全国平均の75~84歳の一人当たり給付費
- +全国平均の85歳以上後期高齢者割合×全国平均の85歳以上の一人当たり給付費 当該保険者の前期高齢者割合×全国平均の前期高齢者の一人当たり給付費
- + 当該保険者の75~84歳後期高齢者割合×全国平均の75~84歳の一人当たり給付費
- + 当該保険者の85歳以上後期高齢者割合×全国平均の85歳以上の一人当たり給付費

一人当たり給付費 = <u>介護給付・予防給付費</u> 第一号被保険者数

第8期計画期間における後期高齢者加入割合補正係数の算定式

 $(+) \div 2$

所得段階別加入割合補正係数(第7期計画期間から変更無し)

所得段階別加入割合補正係数 =

- 1 { 0.5×(当該市町村の第1段階被保険者割合-全国平均の第1段階被保険者割合)
 - + 0.25×(当該市町村の第2段階被保険者割合-全国平均の第2段階被保険者割合)
 - + 0.25×(当該市町村の第3段階被保険者割合-全国平均の第3段階被保険者割合)
 - + 0.1 × (当該市町村の第4段階被保険者割合 全国平均の第4段階被保険者割合)
 - 0.2 × (当該市町村の第6段階被保険者割合-全国平均の第6段階被保険者割合)
 - 0.3 × (当該市町村の第7段階被保険者割合-全国平均の第7段階被保険者割合)
 - 0.5 × (当該市町村の第8段階被保険者割合-全国平均の第8段階被保険者割合)
 - 0.7 × (当該市町村の第9段階被保険者割合-全国平均の第9段階被保険者割合)}

第二 第8期計画期間における諸係数の推計式

第一の第8期計画期間における介護給付費財政調整交付金の算定式について、平成31年 3月から令和2年2月までのサービス提供分の現物給付費により算出した全国平均の一 人当たり給付費等を仮置きした場合の、諸係数の推計式は以下のとおりとなる。

諸係数について、さらに最新の数値に時点更新したものを本年 11 月に公表予定の地 域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能に反映させる予定。

実際の令和3年度交付の際に用いられる係数は、令和2年9月から令和3年8月まで のサービス提供分の現物給付費等のデータを用いて算出する。

要介護認定率により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数の算定式

後期高齢者加入割合補正係数 = 0.4895 x 0.0424

- - $+0.3486 \times 0.1903$
 - $+0.1619 \times 0.5978$

当該保険者の前期高齢者割合×0.0424

- + 当該保険者の75~84歳後期高齢者割合×0.1903
- + 当該保険者の85歳以上後期高齢者割合 x 0.5978

介護給付費により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数の算定式

後期高齢者加入割合補正係数 =

- 0.4895×3.976
 - $+0.3486 \times 18,373$
 - $+0.1619 \times 81,867$

当該保険者の前期高齢者割合×3,976

- + 当該保険者の75~84歳後期高齢者割合×18.373
- + 当該保険者の85歳以上後期高齢者割合×81,867

第8期計画期間における後期高齢者加入割合補正係数の算定式

($) \div 2$

所得段階別加入割合補正係数

所得段階別加入割合補正係数 =

- 1 { 0.5 × (当該市町村の第1段階被保険者割合 0.178) + 0.25 × (当該市町村の第2段階被保険者割合 - 0.084) + 0.25 × (当該市町村の第3段階被保険者割合 - 0.077) + 0.1 × (当該市町村の第4段階被保険者割合 - 0.126) - 0.2 × (当該市町村の第6段階被保険者割合 - 0.141) - 0.3 × (当該市町村の第7段階被保険者割合 - 0.128) - 0.5 × (当該市町村の第8段階被保険者割合 - 0.062)
- 0.7 × (当該市町村の第9段階被保険者割合 0.067) }

【出典】

- ・ 前期高齢者、75~84歳、85歳以上の被保険者割合及び要介護・要支援認定率は、令和元年度介護給付費財政調整交付金の交付の際 に用いた数値
- ・ 前期高齢者、75~84歳、85歳以上の介護給付・予防給付費は、平成31年3月から令和2年2月までのサービス提供分の現物給付費
- ・ 保険料の所得段階別被保険者割合は、令和元年度の介護給付費財政調整交付金の交付の際に用いた数値

第三 保険者に求める「一定の取組」について

年齢構成が若い保険者に平成30年度の見直し(交付基準の年齢区分の細分化)と今回の見直しによる影響が重なることを勘案し、以下2つの観点から「一定の取組」を求める。

給付費適正化主要5事業

- ・給付費適正化主要5事業(要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉 用具実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知)の実施(1、2、 3)を求める。
- ・令和2年度以降の実績において3事業以上実施していない保険者については、令和3年度以降の交付金について、今般の見直しによる増加分の5%を減額(4)する。

一人当たり給付費の外れ値

- ・令和3年3月から令和4年2月までのデータを用いて、一人当たり給付費の外れ値 (平均値+2×標準偏差)に該当する保険者を特定する。
- ・原発被災地、小規模保険者(被保険者数3,000人未満)を除く保険者については、 第8期中に主要5事業のうち「ケアプラン点検」と「医療情報との突合・縦覧点検」 を含む3事業以上の実施(1、2、3)を求める。
- ・令和5年12月時点の実績において達成されなかった場合は、上記「給付費適正化 主要5事業」の基準に該当しない場合であっても、第8期の最終年度に、今般の見 直しによる増加分の5%を減額(4)する。
- (1)「要介護認定の適正化」については、新規、変更及び更新の認定調査の全てを 市町村職員が行っている場合は、実施しているものと見なす。

- (2)「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」については、国保連に委託することで実施可能。
- (3)対象被保険者がいないため実施していない場合は、実施しているものと見なす。
- (4)今回の見直しにより交付額が増加しない保険者に対しては、減額は行わないが同様に給付費適正化の取組を求める。

【照会先】

厚生労働省 老健局 介護保険計画課 財政第二係 廣島 TEL 03-5253-1111(内線2263) メール hiroshima-takumi@mhlw.go.jp

【給付費適正化主要5事業】

要介護認定の適正化

・指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村職員等が訪問又は書面等の審査により点検する。 (なお、新規、変更及び更新の認定調査の全てを<u>市町村職員が行っている場合は、</u> 実施しているものと見なす。)

ケアプラン点検

・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行う。

住宅改修・福祉用具実態調査

- ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見 積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
- ・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。

医療情報との突合・縦覧点検

- ・後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- ・受給者ごとに複数月にまたがる支払情報(請求明細書の内容)を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

(国保連に委託することで実施可能)

介護給付費通知

・利用者本人(又は家族)に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知 する。

(国保連に委託することで実施可能)

対象被保険者がいないため実施していない場合は、実施しているものと見なす。

(案)

老介発××××第×号 令和2年×月××日

各都道府県介護保険担当部(局)長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

介護給付適正化の計画策定に関する指針について

介護給付適正化については、平成20年度からこれまで四期にわたり、 各都道府県において、「介護給付適正化計画」を策定し、都道府県と保 険者が一体となり、その推進に取り組んでいただいたところである。

また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)により、介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、同法第117条第2項第3号及び第4号の規定により市町村介護保険事業計画においては、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされ、同法第118条第2項第2号及び第3号の規定により都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされたところである。

ついては、市町村介護保険事業計画のうち介護給付等に要する費用の 適正化に関する部分(以下「市町村介護給付適正化計画」という。)及 び都道府県介護保険事業支援計画のうち介護給付等に要する費用の適正 化に関する部分(以下「都道府県介護給付適正化計画」という。)(以 下、「市町村介護給付適正化計画」及び「都道府県介護給付適正化計 画」をあわせて「第5期介護給付適正化計画」という。)の策定に資す るよう、後日制定する予定の厚生労働省告示「介護保険事業に係る保険 給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指 針」という。)に加え、「「介護給付適正化計画」に関する指針」を別 紙のとおり定めたので、貴管内市町村に周知を図るとともに、これらの指針の趣旨を踏まえ、各保険者において介護給付の適正化への取組が不断に、かつ、着実に推進されるよう、介護給付適正化の計画の策定を進め、関係者一体となった実効ある取組の実現に向け、引き続きご協力をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項に規定する技術的な助言にあたるものである。

「介護給付適正化計画」に関する指針

第一 第5期介護給付適正化計画の基本的考え方

1. ねらい

(1) 基本的な考え方

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認 定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が 適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその 結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、 持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものであり、各保険者において自らの課題認識の下に取組を進めていくことが重要である。

(2) 適正化事業の推進

一方で、保険者の体制等にも差があり、また保険者単独では効率的・効果的に実施することが難しい取組もあることから、適正化事業については、都道府県が介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで四期にわたり、各都道府県において介護給付適正化計画を策定し、都道府県と保険者が一体となって適正化に向けた戦略的な取組を推進し、全国的な展開を図ってきた。

平成29年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、市町村介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされ、都道府県介護保険事業支援計画には、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされたところである。

このように、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項を、都道府県介護保険事業支援計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関する事項を定めるものとして法律上に位置づけられたことから、これまで以上に人員体制を確保するなどし、今後、いわゆる団塊世代すべてが75歳以上となる2025年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、地域実情にあわせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが必要である。

このため、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱としつつ、第4期適正化計画の検証結果等も踏まえ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しを行うことにより、介護給付の適正化を一層推進する必要がある。

2.第5期の取組の基本的な方向

第4期までの取組状況を踏まえ、第5期は次の基本的方向をもって取組を進めるべきである。

(1) 保険者の主体的取組の推進

介護給付の適正化のために行う適正化事業の実施主体は保険者であり、保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として自ら主体的・ 積極的に取り組むべきものである。

主体的な取組による創意工夫こそ、事業が効果を上げる近道であることから、適正化事業の推進に当たっては、保険者が被保険者・住民に対して責任を果たすという観点などを入れながら、保険者機能を高めるべく、目標と計画性をもって、重点や手段・方法を工夫しながら取組を進める。

(2) 都道府県・保険者・国保連の連携

適正化事業の実施主体は保険者であるが、適正化事業の推進に当たっては、広域的視点から保険者を支援する都道府県、国保連介護給付適正化システム(以下「適正化システム」という。)などにより適正化事業の取組を支える都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)と密接かつ一体的な関係にあることから、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、それぞれの特長を活かしながら、必要な協力を行い、一体的に取り組むことができるよう十分に連携を

図る。

(3) 保険者における実施阻害要因への対応

適正化事業の実施が低調な保険者からは、介護給付の適正化の実施の必要性や重要性を認識しつつも、人員や予算の制約などにより着手できないという意見が多い。これらは実施が低調な一つの理由ではあるが、その背景にある様々な実施の阻害要因を分析・把握し、それぞれに応じた方策を講じながら取り組んでいく。

(4) 事業内容の把握と改善

適正化事業の推進に当たっては、事業を実施すること自体が目的ではなく、事業を行った結果、介護給付の適正化に着実につなげることが必要である。そのためには、単に実施率の向上を図るだけでなく、 実施している事業の具体的な実施状況や実施内容にも着目し、評価を行いながら、各事業の内容の改善に取り組んでいく。

3. 市町村介護保険事業計画との関係

介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされている。

このため、市町村介護給付適正化計画は、基本指針及び本指針を踏ま え第8期介護保険事業計画(以下「第8期事業計画」という。)におい て、定めるものとする。

なお、市町村介護給付適正化計画は、第8期事業計画とは別に定めて も差し支えないが、この場合、第8期事業計画と整合の図られたものと すること。

4. 都道府県介護保険事業支援計画との関係

介護保険法第118条第2項第2号及び第3号の規定により、都道府 県介護保険事業支援計画において、介護給付等に要する費用の適正化に 関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項 及びその目標を定めるものとされている。

このため、都道府県介護給付適正化計画は、基本指針及び本指針を踏まえ、第8期介護保険事業支援計画(以下「第8期事業支援計画」という。)において、定めるものとする。

なお、都道府県介護給付適正化計画は、第8期事業支援計画とは別に 定めても差し支えないが、この場合、第8期事業支援計画と整合の図ら れたものとすること。

5.計画期間

市町村介護給付適正化計画及び都道府県介護給付適正化計画は、それ ぞれ、第8期事業計画及び第8期事業支援計画に定める事項とされたこ とから、令和3年度から令和5年度までの期間とする。

第二 保険者による適正化事業の推進

(1) 市町村介護給付適正化計画の実施目標

(保険者における実施目標の設定)

保険者において適正化事業を推進するに当たり、各保険者は第5期において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を実施目標として定めることとする。その際、保険者は主体的かつ可能な限り具体的に設定するとともに、都道府県介護給付適正化計画において各保険者に対して標準的に期待する第5期の目標等を勘案して設定する。

また、適正化事業の取組の更なる促進を図る観点から、保険者は 実施する適正化事業ごとに令和3年度から令和5年度までの毎年度 ごとの目標を設定することとし、都道府県に報告し、必要に応じて 調整を行う。

(留意点)

保険者において適正化事業の目標を設定するに当たっては、事業を 実施すること自体を目的化するのではなく、介護給付の適正化へつな げることを常に留意しながらそれぞれの事業を実施する基本的考え方 を整理し、実施方法や事業実施の効果・目標を具体的に検討する。そ の際には、単に実施したか否かのプロセス(過程)だけではなく、ア ウトプット(結果)、アウトカム(効果)も評価することができるよ うにすることも重要である。

(2) 第5期において取り組むべき事業

保険者は、第4期に引き続き、以下の主要5事業等を着実に実施することとし、それぞれの趣旨・実施方法等を踏まえ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しながら取り組むこととする。

主要5事業の取扱

1) 要介護認定の適正化

(事業の趣旨)

本事業は、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行う。

(実施方法)

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び 更新申請にかかる認定調査の結果について、保険者による点検 等を実施する。

その際には、要介護認定調査の平準化を図るために、認定調査を保険者が直営で行っている場合も含めて、適切に認定調査が行われるよう実態を把握することが望ましい。

(要介護認定の適正化に向けた取組)

一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の 合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選 択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護 認定調査の平準化に向けた取組を実施する。

2) ケアプランの点検

(事業の趣旨)

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防 サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又 は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行 うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保 するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善 する。

(実施方法)

基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら、 介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資す るケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、

保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容確認、 明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達、 自己点検シートによる介護支援専門員による自己チェック及び保険者による評価、を行うとともに、 介護支援専門員への講習会の開催などを一体的に実施する。

その際には、過誤申立だけでなく、ケアプランの改善状況を 把握することにより、ケアプランの点検を実施したことによる 効果を把握することが望ましい。

また、継続的にケアプランの質の向上を図るとともに点検割合についても増加することが望ましいことから、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」及び同マニュアルの附属資料である「ケアプラン点検の基礎知識~これからケアプラン点検に臨む保険者職員の参考書~」の積極的活用を進めるとともに、点検に携わる職員のケアマネジメントに関する都道府県が主催する研修会等への参加を促し、点検内容を充実する。

さらに、毎月漫然と同様のケアプランを作成している介護支援専門員や居宅介護支援事業所が存在する場合もあることから、 適正化システムの活用等により地域の個々の介護支援専門員の ケアプラン作成傾向を分析し、受給者の自立支援に資する適切 なケアプランになっているかという観点から対象事業所を絞り 込んで点検することを検討する。

加えて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプランの点検等も実施されることが望ましい。

なお、ケアプラン点検の手法については、保険者がケアプランの点検を実施するだけではなく、地域の介護支援専門員同士、あるいは主任介護支援専門員や介護支援専門員の職能団体によるケアプランの点検の機会を保険者として設けることや、職能団体に点検を委託することも有効である。

3) 住宅改修等の点検

. 住宅改修の点検

(事業の趣旨)

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事 見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検す ることにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住 宅改修を排除する。

(実施方法)

保険者への居宅介護住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問して又は竣工写真等により、住宅改修の

施工状況等を点検する。

施工前の点検の際には、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等に特に留意しながら、必要に応じ、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、点検を推進する。

また、住宅改修の点検の結果を把握するとともに、住宅改修の点検を実施したことによる効果を把握することが望ましい。

さらに、住宅改修の点検を委託する場合には、住宅供給公社 等の点検担当者が専門的な視点により点検しているかの実態を 確認するため、点検担当者の職種(建築士(技師)等の有資格 者等)を把握することが適当である。

福祉用具購入・貸与調査

(事業の趣旨)

保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉 用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適 切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。

(実施方法)

保険者が福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉 用具の必要性や利用状況等を確認する。

また、福祉用具購入・貸与調査の結果を把握することにより、 福祉用具購入・貸与調査を実施したことによる効果の実態を把 握することが望ましい。点検を委託する場合には、点検担当者 の職種(介護支援専門員等の有資格者等)及び人数の実態を把 握することが望ましい。

4) 縦覧点検・医療情報との突合

(事業の趣旨)

.縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。

. 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図る。

(実施方法)

縦覧点検及び医療情報との突合は費用対効果が最も期待できることから、本事業を未実施の保険者においては優先的に実施するとともに、効率的な実施を図るため、国保連への委託や保険者の活用頻度の高い帳票を対象とした点検を行う。

すでに縦覧点検及び医療情報との突合を実施している保険者においては、国保連への委託等により、実施月数の拡大を図る。

- * 縦覧点検、医療情報との突合については、保険者から国保連に対して、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤 処理までを委託することが可能。
- * 縦覧点検において有効性が高い帳票
 - ・重複請求縦覧チェック一覧表
 - ・算定期間回数制限チェック一覧表
 - ・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表

5) 介護給付費通知

(事業の趣旨)

保険者から受給者本人(家族を含む)に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。

(実施方法)

保険者は、サービスに要する費用を受給者に通知する際、 通知の範囲を効果の期待できる対象者・対象サービスにしぼりこむ工夫、 サービスを見直す節目となる認定の更新・変更の時期など受給者の理解を求めやすい適切な送付時期の工夫、 説明文書やQ&Aの同封、自己点検リストの同封、居宅介護支援事業所の介護支援専門員による説明など受け取った受給者が通知内容を理解できるようにするための工夫、 ケアプランや提供されているサービスが受給者の状況に照らして妥当か評価するための工夫、

事業者や事業者団体への周知など事業者の協力と理解を求める

ための工夫を行い、単に通知を送付するだけでなく、効果が上がる実施方法を検討する。

積極的な実施が望まれる取組

の主要5事業以外に、国保連の適正化システムによって出力される給付実績の活用として提供されたデータを積極的に分析・評価することが期待される。

(事業の趣旨)

国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護 費用の効率化、事業者の指導育成を図る。

(実施方法)

国保連の適正化システムにおいて被保険者や事業者ごとの給付の 実績を通して把握できる範囲で、各種指標の偏りを基に不適切な可 能性のある事業者等を抽出する。給付実績は、小規模保険者におい ても実施し易いよう、確認が必要と思われる事項には赤色表示、注 意すべき事項には黄色表示等、強調表示等の工夫した仕組みが取り 入れられていることから、これを活用して抽出された事業者等への 確認を集中的に行い、過誤調整や事業者等への指導を実施する。

この他、国保連では保険者の依頼に応じて統一的な抽出条件を設定することにより、 認定調査状況と利用サービスが不一致となっている被保険者情報の出力、 支給限度額の一定割合を超える事業者の情報の出力が可能であり、さらに、これらの情報を複数の分析指標と全国・都道府県・圏域の平均との比較により視覚的に把握できるよう加工して提供できるので、積極的に活用する。

- * 給付実績の活用において活用頻度が高い帳票
 - ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表
 - ・支給限度額一定割合超一覧表
 - ・適正化等による申立件数・効果額
 - ・給付急増被保険者一覧表

事業の優先度

保険者は、適正化事業の具体的な目標の策定に当たっては、地域の状況を十分に踏まえた上で、効果的と思われる取組を優先して実施目標(具体的な事業の内容及び実施方法等)として設定するものとする。

その際には、地域ごとの懸案事項について情報収集し、分析・評価することによって、課題を明確に整理し、地域の実情に基づいて保険者が主体的に課題の解決に向けた実施目標を設定・実行するとともに、保険者として何故その事業を優先的に実施することにしたのか住民に説明できるようにすることが求められる。

また、事業年度終了時点で目標達成状況等の結果を公表することにより、更なる目標達成水準の向上を図る。

本来は保険者においてすべての事業を実施することが望ましいが、すべての事業を均等に拡充して実施していくことが難しい場合は、今期は費用の適正化の観点から、即効的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」、介護保険制度の要である介護支援専門員を支援する「ケアプランの点検」及び介護給付の適正化を進める上で効果的と考える適正化事業の3事業を優先的に実施し、その具体的な実施方法について検討する。

また、確実に成果が見込まれる事業を中心に、点検の実施率、月数、回数等を増やすべく、より工夫を凝らした内容を検討する。

介護給付費財政調整交付金の算定について

介護給付費財政調整交付金の第8期計画期間(令和3年度から)の算定に当たっては、 の主要5事業の取組状況を勘案することとしたところである。

(3) 事業の推進方策

指導監督との連携

1) 指導監督との情報共有

指導監督事務においては、苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施することになるが、合わせて、積極的に適正化システムの情報を活用し、保険者における効率的な指導監督体制の更なる充実を図る。

その際に、指導監督事務において対象となった事業者及び適正 化事業において抽出された事業者の情報については、保険者内に おいて相互に情報共有を図る。

2) 苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含めて、保険者、都道府県又は国保連に寄せられた事業者に関する不適切な

サービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報情報等の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施する。

3) 不当請求あるいは誤請求の多い事業者等への重点的な指導 国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に 対して、保険者による重点的な指導監督を実施する。

また、適正化システムにおいて出力されたデータの状況分析等を実施し、重点的な指導監督を実施する。

4) 受給者等から提供された情報の活用

適正化事業を進める中で、受給者等から寄せられた架空請求、 過剰請求等の不正請求等の情報に基づき、都道府県と合同又は保 険者自ら監査を実施する。

国保連の積極的な活用

(適正化システムの研修)

適正化事業の推進に当たっては、国保連の活用が必要不可欠である。このため、都道府県の支援を受けつつ、国保連と積極的な連携を図り、適正化システムを活用するための研修などに積極的に参加する。

(保険者からの委託業務)

国保連に委託できる業務としては、主として縦覧点検、医療情報との突合、介護給付費通知が見込まれるが、これらの業務の国保連への委託は、費用対効果を高めるとともに、保険者の事務負担の軽減につながる。国保連においては、保険者への具体的な実地支援などを進める準備があることから、委託を実施していない業務があれば委託を検討し、既に委託している業務については、月数、回数等の増加について調整する。

その際、保険者ごとに国保連への委託内容が異なることから、類似の委託を行っている他の保険者における国保連への委託に向けた 調整方法等も参考にして、委託に向けた調整を進める。

適正化の推進に役立つツールの活用

(地域包括ケア「見える化」システム)

国が提供する地域包括ケア「見える化」システムは、全国平均、 都道府県平均、他保険者等との比較や時系列比較を行い、保険者自 身が自己分析を行うことで、重点的に取り組むべき分野等が指標デ ータにより明確になることから、この指標データを活用して適正化 事業の実施目標を設定することを検討するべきである。

(適正化システム)

国保連の適正化システムについては、適正化に特化したシステムとして活用次第で非常に効果的に用いることができることから、保険者としては、優先度が高く、また、活用しやすい帳票から順次活用すべきである。

なお、出力されるデータの中には、頻繁に確認を要する事業者 等が出力される可能性があるため、このような場合には、定期的 な確認を行い、事業者等のサービス内容等について点検すること が有効である。

また、単に事業者の不正請求等を発見し、是正するだけではなく、事業者の実情を理解するという意味でも出力されるデータの 活用は重要である。

(地域ケア会議)

地域ケア会議は、介護支援専門員が抱える支援困難なケース等について、地域包括支援センターが中心となって医療・介護の多職種が協働してケアマネジメント支援を行っていることから、地域における自立支援に向けた適正なケアプランの作成の推進が期待できる。

なお、保険者職員が、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジメント支援を目的として、地域ケア個別会議等を活用し、多職種の視点からケアプランについて議論を行う際の参考として作成した「「多職種によるケアプランに係る議論の手引き」について」(平成30年10月9日振興課事務連絡)についても参考とされたい。また、適正化事業により実施されるケアプラン点検の結果を分析する中で浮かび上がった地域課題について地域ケア会議で議論し、政策立案につなげていく等の連携も考えられる。

(4) 計画的取組の推進

都道府県介護給付適正化計画との連携

保険者においては、都道府県介護給付適正化計画において示され た都道府県全体の現状や課題認識を共有する。

また、具体的な事業実施の目標設定に当たっては、都道府県介護 給付適正化計画に掲げられた目標との連携を意識しつつ、都道府県 の行う支援措置を積極的に活用する。

体制の整備

適正化事業については、本来、保険者がその保険者機能を発揮する一環として自発的に取り組むべきものであり、また、第一の1の基本的な考え方に掲げた介護給付の適正化の目的を踏まえれば、各保険者が適正化事業に取り組むことは保険者として果たすべき基本的な役割の一つである。

従って、保険者としては適正化事業を推進する上で、十分な職員 体制を整えるとともに、適正化事業を進める上で必要な予算を確保 することが必要である。

その際には、地域支援事業交付金や後記第三の で示される都道府県による保険者への支援も積極的に活用することを検討する。

事業の効果の把握とPDCAサイクルの展開

各保険者は適正化事業の内容を具体的に把握する実施状況調査結果及び見える化システム等を基に、保険者及び全国の保険者の適正化事業の実施状況及び取組状況等を把握・分析し、各地域において適正化事業の一層の推進を図るための基礎データとする。

この基礎データに基づき適正化事業の実施目標を策定し、適正化 事業を実施し、事業実施後に検証するとともに、この検証結果に基 づき適正化事業の評価・見直しを行うことなどにより、保険者の適 正化事業においてPDCAサイクルを取り入れることとする。

これにより、保険者が策定した目標とその目標の達成状況を確認する。

適正化事業へのPDCAサイクルについては、目標設定、目標に向けた取組の実行、実施結果の検証・評価に基づく課題等の洗い出し、課題の解決に向けた取組は連環するものであることから、保険者の適正化事業へのPDCAサイクルについては、PDCAを意識した定量的な実施目標の設定を導入することを推奨する。

受給者の理解の促進

介護給付の適正化は、受給者にとって真に必要なサービスを事業者から適切に提供されるようにすることをねらいとするものであることから、保険者は適正化事業を通じ、介護給付の適正化を進める目的について、受給者はもとより、受給者を支える家族や介護者等も含めて理解を深めるように努める。

事業者等との目的の共有と協働

介護給付の適正化は、むしろ受給者に対して真に必要とする過不 足のないサービスを実施することを通じて、事業者への受給者や地 域からの信頼を高め、ひいては継続的な活動の基盤を強化し、事業 者自身の健全な発展を推進するものでもあることから、保険者は、 様々な機会を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現 に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きか けることが必要である。その際には、事業者に従事する専門職にも 目的の共有を働きかけていくことも重要である。

(5) 市町村介護給付適正化計画の記載事項

前述のとおり、改正後の介護保険法では、第8期事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとされているが、市町村介護給付適正化計画においては、より具体的に次の ~ に掲げる事項について提示することが望ましい。

第4期の検証

都道府県による第4期適正化計画の策定に当たって、都道府県との間で共有した課題、設定した目標、目標達成のための施策について、最終年度の前年度又は直近の情報等に基づき評価を行う。

現状と課題

市町村介護給付適正化計画の策定に当たっては、各保険者において、現状と課題を把握することが重要である。このため、適正化事業の実施体制、認定者数やサービスの利用状況、適正化事業のこれまでの実施状況、事業者の状況、取り巻く環境などについて、現状把握と分析を行い課題を整理する。

今期の取組方針と目標

現状と課題を踏まえ、第5期計画期間中において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を実施目標として定める。

第三 都道府県による適正化事業の推進

(1) 都道府県介護給付適正化計画策定の基本的考え方

計画の目的

前記第一の1 の基本的な目的に沿った都道府県介護給付適正化

計画の目的を定めることとする。

PDCAサイクルの展開

都道府県介護給付適正化計画を実効性の高いものとしていくためには、関係者との議論を通じた合意形成を図りながら、データを十分に活用して現状と課題を把握し、介護保険制度の理念を念頭に置きつつ、必要な方策や支援を検討して目標を立て、着実に計画を実行し、適切な指標を用いて施策の達成状況を進捗評価し、計画や実施状況を不断に見直すというPDCAサイクルを有効に機能させることが必要不可欠である。

次のような手順を参考にして実施することが望ましい。

- 1) 前期計画の検証
- 2) 現状の把握、課題の抽出を踏まえた計画の策定
- 3) 計画を踏まえた事業の実施
- 4) 課題ごとの進捗状況の評価
- 5) 計画の修正・発展、実施方法の改善
- 6) 公表、保険者へのフィードバック

計画作成に向けた取組

都道府県介護給付適正化計画の策定に当たって計画の検討、立案、 推進について関係者間の意思疎通を十分に図ることは必要不可欠で あり、適正化事業の推進に向けた重要な過程である。

このため、都道府県介護給付適正化計画の策定に当たっては、次のような過程を経ることが望ましい。

- 1) 管内の保険者等の状況、取り巻く環境などについて現状把握と分析を行い、地域としての課題を整理する。
- 2) 保険者との意見交換を行った上で相互に意識を共有した内容 の都道府県介護給付適正化計画を策定する。
- 3) 適正化システムを運用する国保連は適正化事業を進める上で、 重要な役割を果たすことから、都道府県介護給付適正化計画の 策定に当たっても、あらかじめ意見交換を行った上で相互に意 識を共有する。
- 4) 都道府県による進捗管理と保険者からの適切な報告の推進により、単に実施結果だけに着目するのではなく、実施の過程も 重要視することで都道府県と保険者の相互の信頼関係が構築で きるよう、都道府県と保険者が一体的に取り組む。

5) 都道府県においては、前記の各事項が円滑かつ確実に実施できる体制を整備・確保するよう努める。

都道府県・保険者・国保連の連携

都道府県は、適正化事業の推進に当たって保険者が必要とする支援について把握するとともに、国保連が提供可能な協力内容を把握し、両者の間に立って積極的に調整を行い、一体的に取り組むことができるよう十分な連携を図る。

(2) 都道府県介護給付適正化計画の記載事項

前述のとおり、改正後の介護保険法では、第8期事業支援計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとされているが、都道府県介護給付適正化計画においては、より具体的に次の ~ に掲げる事項について提示することが望ましい。

適正化事業の推進

1) 第4期の検証

第4期適正化計画の策定に当たって抽出した課題、設定した目標、目標達成のための施策について最終年度の前年度又は直近の情報等に基づき評価を行う。

2) 現状と課題

都道府県介護給付適正化計画の策定に当たっては、まずは各都 道府県における現状と課題を把握することが重要である。

保険者ごとに事情が異なることから、個別に実態を聞きながら、 認識を共有し、保険者自ら課題認識を持つことができるような環 境を整える。

このため、管内の保険者の実施体制、認定者数やサービスの利用状況、適正化事業のこれまでの実施状況、事業者の状況、取り 巻く環境などについて現状把握と分析を行い、最終的には都道府 県の課題として整理する。

なお、現状と課題を把握する過程においては、単にデータなどの数値だけで判断するのではなく、保険者との意見交換を行った上で、相互に意識を共有することに留意する。

さらに、適正化事業の推進に当たって重要な役割を担う国保連ともあらかじめ意見交換を行い、関係者が相互に意識を共有する

ことも重要である。

3) 第5期の取組方針と目標

都道府県と保険者の間において相互に現状と課題を共有した上で、都道府県介護給付適正化計画期間中において都道府県として必要と考える適正化事業の取組のテーマや基本的な取組の考え方、保険者に対し重点的に取り組むことを望む事項、保険者の事業実施において求める水準など具体的な取組の考え方を示す。

また、地域の実情や保険者の自主性・主体性などに配慮しつつ も、成果を上げるためには目標がなければ、実現に向けた推進力 は生まれないことから、前記の考え方等を踏まえつつ、都道府県 介護給付適正化計画における目標を設定するとともに、各年度終 了時点における達成目標も示す。

その際には、単に保険者の取組の合算ではなく、都道府県としてどのように保険者の支援、保険者との協働を行っていくかという観点から検討する。

4) 都道府県内の進捗状況の管理

都道府県は、効果の低い取組の漫然とした継続を避け、保険者の実施状況や現状を把握しながら、適正化事業の進捗管理を行う。このため、保険者に対し、都道府県として期待する事業の具体的な実施方法、具体的な効果の把握方法等を提示する。

5) 公表・保険者へのフィードバック

サービスを受ける住民が、適正化事業の取組を理解し、適正な サービスを受けるためには、計画の評価や客観性・透明性を高め ることが必要であることから、住民に対してわかりやすく公表す る手法(ホームページ、広報誌等)について提示する。

なお、計画の評価については、保険者にフィードバックして情報共有を図る。

保険者への支援方針

1) 保険者の規模等状況に応じた適正化の支援

保険者の適正化事業への支援に当たっては、保険者が行う事業の具体的な手法・手順、実績に着目した上で、実施が低調な保険者の背景にある様々な実施の阻害要因を把握・分析し、保険者が

主体的に取り組むために必要な対応方策を講じていくことを基本 とした方針を提示することが望ましい。

. 都道府県内の保険者の取組状況の把握・分析

適正化事業の取組が良好な保険者、取組が低調な保険者がどのような状況であるか、都道府県内の各々の保険者の地域特性、 規模、実施体制などを詳細に把握・分析する。

. 分析結果を踏まえた保険者への支援・指導

取組が低調な保険者を明らかにし、低調となっている原因の調査・分析結果を踏まえ、個別に指導・助言や国保連への委託の推進の調整、働きかけなど具体的かつ有効な対策について助言を行う。

また、保険者自身の主体的取組を前提として保険者への必要な支援等を実施する。

小規模保険者や適正化事業の取組が低調な保険者に対しては、 ケアプラン点検を実施するための主任介護支援専門員、住宅改 修の調査を行う建築技師、福祉用具に係る専門相談員などが所 属する団体との連携を図り、人的支援を重点的に実施すること が望ましい。

2) 都道府県内ブロック会議・研修会等の実施方針

国が開催する介護給付適正化ブロック研修会(以下「ブロック別研修会」という。)において提供される全国における保険者の適正化事業の取組の好事例や都道府県が収集した都道府県内保険者の適正化事業の取組の好事例などについて都道府県内ブロック会議や研修会を通じて紹介することは、適正化事業の取組に当たってのきっかけや気づきとなることが期待される。

このため、都道府県は管内の保険者に対し、積極的に情報を提供し、相互に情報の共有化を図ることに留意しながら、次のような会議・研修会等の実施方針を提示することが望ましい。

. 都道府県内ブロック会議

保険者の担当者の対応能力を高め、適正化事業への理解を深めるため、初任者向け、担当者のスキルアップ、好事例の共有、関係する仕組みの理解・伝達など、対象者や目的に応じて、保険者と協力し合って都道府県内ブロック会議や研修会を開催することが望まれる。

こうした会議等の開催には、知識の習得の他、保険者間のネ

ットワークづくりにも寄与する効果も期待できる。

. ブロック別研修会の伝達研修

国が開催するブロック別研修会の受講内容を踏まえ、都道府 県内において国保連の協力を得ながら、保険者と協力し合って 伝達研修を開催する。

その際、都道府県内の身近な適正化事業の取組の好事例を収集し、当該保険者の担当者を講師とした実体験に基づく意見交換を行うなどの研修形態は、地域特性に即した他の保険者の共感が得られやすく有益な研修になることが期待できる。

. 適正化システムの実践的研修

適正化システムを実際に操作する内容を含む実践的研修プログラムは、適正化システムへの知識や理解が深まり、有効に活用するきっかけとなることが期待できるため、国保連との協力による研修実施について検討し、推進する。

3) 国保連との連携強化の方針

適正化事業を効率的・効果的に実施するためには国保連と連携 を強化することは有効である。

国保連への適正化事業の委託は、保険者の事務負担を軽減し、他の事業への注力を可能とすることから、都道府県は保険者が必要とする協力事項、国保連が提供可能な協力事項について現状認識を共有した上で、国保連と意見交換、調整を図りながら、その連携の方針について提示することが望ましい。

また、国保連への委託を進めるに当たって、国保連の受託体制が整備されていないため委託が進まない場合もあることから、状況に応じて受託の阻害要因となっている問題の解消に向けて、都道府県から国保連に積極的に働きかけ等の対応方針を提示することが望ましい。

都道府県が行う適正化事業

都道府県は、事業者の指定権者であることから、指導監督体制の 充実等の方針、事業者に対する指導・啓発の推進方針等について提 示することが望ましい。

1) 指導監督体制の充実

適正化事業と指導監督についてはアプローチは異なるものの、 不正請求・不適切なサービス提供を是正するという目的では共通 する部分があることから、相互に情報共有し、積極的に連携を図るとともに、都道府県の指導監督体制の充実を図る。

2) 事業者に対する指導・啓発

事業者等に対して、制度内容等を説明するとともに、介護報酬 を適切に請求するための指導を行う。

また、指導監査の一環として行われる事業者等への集団指導などの機会を活用して、介護給付の適正化に向けた指導、啓発を図る。

3) 苦情・通報情報等の把握、分析及び共有

保険者が実施している介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情、事業者職員等からの通報情報及び国保連が対応している苦情処理の内容を吟味することは、不正請求・不適切なサービス提供の発見につながる有効な一手法と考えられる。これらの情報の的確な把握・分析を保険者が行い、関係各所との情報交換の場を設けることにより情報の共有を図り、必要と認めた場合には都道府県は保険者と連携してこれらの情報に基づく指導・監査を実施する。

第四 国による適正化事業への支援

全国の保険者の取組状況の把握と分析

全国の保険者を対象とした実施状況調査を実施し、取組が低調な保険者について、その原因を調査・分析し、管内に抱える都道府県に対して具体的な対応案を提供するなど、調査結果を効果的に活用しながら適正化事業の推進を図る。

都道府県に対する支援・助言

ブロック別研修会や都道府県・保険者への訪問調査において、適 正化事業の円滑な実施に向けた技術的助言を行う。

また、適正化事業の取組が低調な都道府県に対しては、現状や課題を把握し、都道府県と協力して対応策を検討する等、必要な支援、助言を行う。

なお、適正化事業の実施に当たっては、都道府県とともに地域支援事業交付金の効果的な活用方法を検討し、保険者へ積極的な活用を働きかける。

ブロック別研修会の実施

全国を6ブロックに区分し、都道府県と国保連を対象とした適正 化事業の研修会を国民健康保険中央会(以下「国保中央会」とい う。)と共同して継続的に開催する。

研修会においては、適正化事業の好事例の紹介、実機を使用した 適正化システムの操作・活用方法の実践、小グループ単位での意見 交換等、実効性のある研修を実施し、適正化事業への取組意識を高 める。

また、都道府県と国保連が合同参加することにより、取組意識の共有や連携強化へ繋げていく。

訪問調査と参考事例の配布等

実施状況調査の結果、適正化事業の取組が良好又は低調な都道府 県・保険者への訪問調査を実施し、意見交換や資料収集を行う。ま た、国保連に対する委託状況のアンケート調査により、取組が良好 な国保連への訪問調査を実施し、意見交換や資料収集を行う。

都道府県、保険者、国保連それぞれから収集した情報や資料の整理、分析、評価を行い、好事例については「介護給付適正化事例集」としてとりまとめ、都道府県・保険者へ継続的に情報提供し、その充実を図っていく。

また、適正化システムについては、操作・活用方法の研修会を実施するとともに、参加者の意見を聴取し、特に小規模保険者の利用が促進されるよう操作マニュアルを難易度に応じた使いやすい内容に改善する。

国保中央会との連携

都道府県、保険者、国保連が一体となって適正化事業を推進していくため、国保連のとりまとめが可能である国保中央会と緊密な連携を図る。

当面は、保険者から国保連への委託を進めるに当たって、縦覧点 検や医療情報との突合がすべての国保連において受託可能となるよ う、国保中央会と連携し、各国保連の体制の整備に向けた助言や協 力を行う。

また、都道府県や保険者からの要請に応じて、国保連職員が適正 化システムの研修等を柔軟に行えるよう、国保中央会と協力して各 国保連職員を対象とした研修を実施する。 このほか、国保連から意見収集、状況把握を行いつつ、保険者や 都道府県への支援につながる事業を国保連が進めるよう国保中央会 と連携しながら推進する。

第五 都道府県介護給付適正化計画の事務手続き

各都道府県においては、第8期事業支援計画とは別に都道府県介護給付適正化計画を策定した場合は、これを令和3年3月末までに厚生労働省に提出いただくようお願いする。